を同条第二項とする。

附則第二十四条第六項中「前項」を「第五項又は前項」に、「第四項第一号」を「それぞれ第四項第一号又は第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　旧軍人、旧準軍人又は旧軍属として昭和二十年九月二日から引き続き海外にあつた者の旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年を計算する場合においては、同日後帰国するまでの在職期間の一月につき一月の月数を加えたものによる。

附則第二十四条の六中「第六項」を「第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の七　附則第二十四条の五の規定は、旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属で附則第二十四条第六項及び第七項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは「昭和四十年十月一日」と、同条第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十年十月から」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の五」の下に「（第二十四条の六及び第二十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大将	九七七、八〇〇円
中将	八一八、〇〇〇
少将	六三六、八〇〇
大佐	五三九、五〇〇
中佐	五〇八、七〇〇
少佐	四〇〇、三〇〇
大尉	三三三、四〇〇
中尉	二五二、七〇〇
少尉	二三二、〇〇〇
准士官	一九四、八〇〇
曹長又は上等兵曹	一六一、四〇〇
軍曹又は一等兵曹	一五三、七〇〇
伍長又は二等兵曹	一四七、七〇〇
兵	一二九、八〇〇
備考　各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第三(イ)中

「

階級	率
大将 中将 少将	一七・〇〇割
大佐 中佐 少佐	一九・〇〇割
大尉 中尉 少尉	二〇・〇〇割
准士官	二三・〇六割
曹長 上等兵曹	二六・七三割
軍曹 一等兵曹	三〇・六七割
伍長 二等兵曹	三一・七四割
兵	三五・五〇割

」を「

階級	率
大将 中将 少将	二一・六割
大佐 中佐 少佐	二三・四割
大尉	二五・二割
中尉	二六・一割
少尉	二七・九割
准士官	二九・七割
曹長 上等兵曹	三五・一割
軍曹 一等兵曹	三六・七割
伍長 二等兵曹	三八・七割
兵	四三・二割

」に改める。

附則別表第三(ロ)中

「

階級	率
大将 中将 少将	一三・八〇割
大佐 中佐 少佐	一四・三〇割
大尉 中尉 少尉	一五・〇〇割
准士官	一五・五〇割
曹長 上等兵曹	一八・三二割
軍曹 一等兵曹	一九・三〇割
伍長 二等兵曹	一九・八二割
兵	二一・三〇割

」を「

階級	率
大将 中将 少将	一六・三割
大佐 中佐 少佐	一七・六割
大尉	一八・九割
中尉	一九・六割
少尉	二〇・九割
准士官	二一・五割
曹長 上等兵曹	二二・四割
軍曹 一等兵曹	二三・二割
伍長 二等兵曹	二四・二割
兵	二五・九割

」に改める。

附則別表第四中「三三、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「三五、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の七・五」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

階級	率
大将 中将 少将	一〇・〇〇割
大佐 中佐 少佐	一一・五〇割
大尉 中尉 少尉	一三・五〇割
准士官	一五・二九割
曹長 上等兵曹	一八・三二割
軍曹 一等兵曹	一九・三〇割
伍長 二等兵曹	一九・八二割
兵	二一・三〇割

」を「

階級	率
大将 中将 少将	一三・七割
大佐 中佐 少佐	一四・二割
大尉	一七・〇割
中尉	一七・六割
少尉	一八・八割
准士官	一九・七割
曹長 上等兵曹	二二・四割
軍曹 一等兵曹	二三・二割
伍長 二等兵曹	二四・二割
兵	二五・九割

」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

（昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定）

第二条　昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」という。）を除く。以下附則第十条において同じ。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十年十月分（同年十月一日以降給与事由の生ずる者については、その給与事由の生じた月の翌月分）以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

一　第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額（恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号。以下「法律第百十四号」という。）附則第十一条の規定が適用されている普通恩給及び扶助料については、同条の規定が適用されていないとしたならば受けるべきであつた年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下この条において同じ。）にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二　法律第百十四号附則第二条第二号に掲げる普通恩給及び扶助料又は特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三　法律第百十四号附則第二条第三号に掲げる普通恩給及び扶助料又は裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

第三条　前条の規定により年額を改定された普通恩給（増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を除く。）又は扶助料（妻又は子に給する扶助料を除く。）で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢（扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者の年齢）が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月分	年齢の区分		
	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から昭和四十一年六月分まで	三十分の三十	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	三十分の三十	三十分の十五	三十分の十五
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	三十分の三十	三十分の十	

2　前条の規定により年額を改定された扶助料で、妻又は子に給する次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該扶助料を受ける者の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月分	年齢の区分	
	六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から同年十二月分まで	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十一年一月分から同年十二月分まで	三十分の十五	三十分の十五

（公務傷病恩給に関する経過措置）

第四条　昭和四十年九月三十日において現に増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。以下この条において同じ。）を受けている者については、同年十月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法別表第一号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2　昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第五条　昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第六条　昭和四十年九月三十日において現に第七項症の増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2　昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第七条　昭和四十年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額（妻に係る加給の年額（法律第百五十五号附則第三条の規定により同法による改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定の例によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第百五十五号附則第二十二条の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十一号）附則第二条の規定による加給の年額をいう。以下この項において同じ。）を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2　昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年

額の計算については、なお従前の例による。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第八条　昭和四十年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十年十月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の同法附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2　附則第三条の規定は、前項の規定により年額を改定された普通恩給及び扶助料について準用する。

第九条　昭和四十年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により扶助料を受けている者については、昭和四十年十月分以降、その年額を、改正後の同法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2　附則第三条の規定は、前項の規定により年額を改定された扶助料について準用する。

（昭和三十五年四月一日以後に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定）

第十条　昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。）した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、昭和四十年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けているものについては、同年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する法令（以下「旧給与法令」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2　附則第二条ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三条の規定は前項の規定により年額を改定された普通恩給及び扶助料について準用する。

（職権改定）

第十一条　この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、前条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十二条　改正後の恩給法第五十八条の四の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四又は法律第百十四号附則第十三条の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
八六、〇〇〇円	一〇三、二〇〇円
八八、三〇〇	一〇六、〇〇〇
九〇、四〇〇	一〇八、五〇〇
九三、三〇〇	一一二、〇〇〇
九五、一〇〇	一一四、一〇〇
九八、四〇〇	一一八、一〇〇
一〇三、二〇〇	一二三、八〇〇
一〇八、二〇〇	一二九、八〇〇
一一三、一〇〇	一三五、七〇〇
一一八、二〇〇	一四一、八〇〇
一二三、一〇〇	一四七、七〇〇
一二八、一〇〇	一五三、七〇〇
一三一、三〇〇	一五七、六〇〇
一三四、五〇〇	一六一、四〇〇
一三八、二〇〇	一六五、八〇〇
一四三、四〇〇	一七二、一〇〇
一四七、八〇〇	一七七、四〇〇
一五二、一〇〇	一八二、五〇〇
一五七、二〇〇	一八八、六〇〇
一六二、三〇〇	一九四、八〇〇
一六七、九〇〇	二〇一、五〇〇
一七三、六〇〇	二〇八、三〇〇
一八〇、七〇〇	二一六、八〇〇
一八五、〇〇〇	二二二、〇〇〇
一九〇、八〇〇	二二九、〇〇〇
一九六、四〇〇	二三五、七〇〇
二〇七、〇〇〇	二四九、二〇〇
二一〇、六〇〇	二五二、七〇〇
二一九、一〇〇	二六二、九〇〇
二三〇、五〇〇	二七六、六〇〇
二四三、一〇〇	二九一、七〇〇
二四九、五〇〇	二九九、四〇〇
二五五、六〇〇	三〇六、七〇〇
二六四、四〇〇	三一七、三〇〇
二六九、五〇〇	三二三、四〇〇
二八四、五〇〇	三四一、四〇〇
二九一、九〇〇	三五〇、三〇〇
二九九、六〇〇	三五九、五〇〇
三一四、六〇〇	三七七、五〇〇
三二九、七〇〇	三九五、六〇〇
三三三、六〇〇	四〇〇、三〇〇
三四六、〇〇〇	四一五、二〇〇
三六三、七〇〇	四三六、四〇〇
三八一、二〇〇	四五七、四〇〇
三九二、〇〇〇	四七〇、四〇〇
四〇二、六〇〇	四八三、一〇〇
四二三、九〇〇	五〇八、七〇〇
四四五、三〇〇	五三四、四〇〇
四四九、六〇〇	五三九、五〇〇
四六六、六〇〇	五五九、九〇〇
四八八、〇〇〇	五八五、六〇〇
五〇九、四〇〇	六一一、三〇〇
五三〇、七〇〇	六三六、八〇〇
五四四、一〇〇	六五二、九〇〇
五五八、四〇〇	六七〇、一〇〇
五八六、〇〇〇	七〇三、二〇〇
六一三、八〇〇	七三六、六〇〇
六二七、八〇〇	七五三、四〇〇
六四一、四〇〇	七六九、七〇〇
六六九、〇〇〇	八〇二、八〇〇
六八一、七〇〇	八一八、〇〇〇
六九六、七〇〇	八三六、〇〇〇
七二四、三〇〇	八六九、二〇〇
七五四、四〇〇	九〇五、三〇〇
七六九、九〇〇	九二三、九〇〇
七八四、六〇〇	九四一、五〇〇
八〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇
八一四、八〇〇	九七七、八〇〇
八四四、九〇〇	一、〇一三、九〇〇
八七五、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇
八八九、八〇〇	一、〇六七、八〇〇
九〇五、二〇〇	一、〇八六、二〇〇

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その年額に百分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第二

	恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	二五四、七〇〇円	三〇五、六〇〇円
	三〇四、五〇〇	三六五、四〇〇
	三五四、三〇〇	四二五、二〇〇
	四一〇、一〇〇	四九二、一〇〇
	四六五、九〇〇	五五九、一〇〇
	五二二、〇〇〇	六二六、四〇〇
	五七七、八〇〇	六九三、四〇〇
	六三三、六〇〇	七六〇、三〇〇
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	七五五、八〇〇	九〇七、〇〇〇
	七八八、七〇〇	九四六、四〇〇
	八一九、一〇〇	九八二、九〇〇
	八六三、八〇〇	一、〇三六、六〇〇
	九一九、二〇〇	一、一〇三、〇〇〇
	九九五、八〇〇	一、一九五、〇〇〇
	一、〇四六、九〇〇	一、二五六、三〇〇
	一、一二三、五〇〇	一、三四八、二〇〇

一、四〇四、三〇〇	一、六八五、二〇〇
恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、附則別表第一の例による。	

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮定俸給年額
一八五、一〇〇円	二二二、一〇〇円
一九六、五〇〇	二三五、八〇〇
二〇七、九〇〇	二四九、五〇〇
二三〇、四〇〇	二七六、五〇〇
二四二、七〇〇	二九一、二〇〇
二七〇、三〇〇	三二四、四〇〇
二九七、〇〇〇	三五六、四〇〇
三二九、六〇〇	三九五、五〇〇
三四〇、五〇〇	四〇八、六〇〇
三八二、四〇〇	四五八、九〇〇
四〇九、六〇〇	四九一、五〇〇
四六五、七〇〇	五五八、八〇〇
五〇六、五〇〇	六〇七、八〇〇
五一六、三〇〇	六一九、六〇〇
五五八、九〇〇	六七〇、七〇〇
六二三、五〇〇	七四八、二〇〇
六六九、三〇〇	八〇三、二〇〇
七二五、〇〇〇	八七〇、〇〇〇
七八五、八〇〇	九四三、〇〇〇
八四六、七〇〇	一、〇一六、〇〇〇
九〇七、八〇〇	一、〇八九、四〇〇
九一九、二〇〇	一、一〇三、〇〇〇
九九五、八〇〇	一、一九五、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	一、二五六、三〇〇
一、一二三、五〇〇	一、三四八、二〇〇
一、四〇四、三〇〇	一、六八五、二〇〇
恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、附則別表第一の例による。	

（内閣総理大臣・大蔵大臣署名）

法律第八十三号（昭四〇・五・二五）

◎昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律

（旧法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定）

第一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号。以下本則において「法」という。）第三条第一項に規定する共済組合（以下「共済組合」という。）が支給する年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二条第一項第二号に規定する旧法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）に相当する年金については、昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号。以下「法律第百十六号」という。）第四条において準用する同法第三条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第四条において準用する同法第三条第四項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第四条において準用する同法第三条第一項又は第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一項の規定により年金額を改定された年金（妻、子又は孫に支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金を除く。）で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該年金を受ける者の年齢（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が当該年金を受けているときは、そのうちの年長者の年齢）が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年金額と従前の年金額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

月分	年齢の区分		
	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から昭和四十一年六月分まで	三十分の三十（旧法の規定による廃疾年金に相当する年金にあつては、三十分の二十）	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	三十分の三十（旧法の規定による廃疾年金に相当する年金にあつては、三十分の十五）	三十分の十五	三十分の十五
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	三十分の三十（旧法の規定による廃疾年金に相当する年金にあつては、三十分の十）	三十分の十	

4 第一項の規定により年金額を改定された妻、子又は孫に支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該年金を受ける者の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年金額と従前の年金額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

月分	年齢の区分	
	六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から同年十二月分まで	三十分の二十	三十分の十五

昭和四十一年一月分から 同年十二月分まで	三十分の十五	三十分の十五

（旧法による障害年金、殉職年金又は障害遺族年金の額の改定）

第二条 共済組合が支給する旧法第九十条の規定による年金に相当する年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金（以下この条において「障害年金」という。）、公務による死亡を給付事由とする年金（以下この条において「殉職年金」という。）又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金（以下この条において「障害遺族年金」という。）については、昭和四十年十月分以後、その額を、法律第百十六号第四条において準用する同法第三条第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第四条において準用する同法第三条第四項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第四条において準用する同法第三条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、殉職年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二 殉職年金 九万二千円

三 障害遺族年金 五万五千二百円

3 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千円

4 前条第二項の規定は第一項の規定による障害年金の年金額の改定の場合について、同条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、同条第三項及び第四項の規定は第二項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。

（昭和四十年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定）

第三条 昭和四十年九月三十日以前に法の退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、昭和二十八年十二月三十一日において組合員に適用されていた俸給表又はこれに準ずるもの（以下この項において「昭和二十八年俸給表等」という。）がその者の退職の日まで適用されていたとしたならばその者が昭和二十八年俸給表等により受けるべきであつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給に基づき、法第十七条第一項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給（その額が三万四千五百円以下である場合には、その額にそれぞれ対応する旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十三年法律第百二十六号）別表第一の仮定俸給）を法律第百十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給の額を算出し、その額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に一・二を乗じて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定（昭和三十九年十月一日前に退職した者については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十三号）による改正前の法の規定）を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項に規定する年金（減額退職年金を除く。）の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「改定年金額」とあるのは「改定年金額のうちその計算の基礎となつた法附則第五条第一項各号に掲げる期間に対応する部分の金額」と、「従前の年金額」とあるのは「従前の年金額のうちその計算の基礎となつた法附則第五条第一項各号に掲げる期間に対応する部分の金額」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第四条 第一条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第五条 第一条及び第二条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

2 第三条の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一 法附則第五条第一項各号に掲げる期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

二 前号の費用以外の費用については、法第六十四条第一項並びに第六十六条第一項第二号及び第三項第二号の規定の例による。

附　則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、次条中公共企業体職員等共済組合法第六十六条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第二条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第二号中「（専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。）」を削り、「百分の五十七・五」の下に「（専従職員及び組合に使用される組合員に係る長期給付に要する費用に

ついては、百分の十五）」を加え、同条第三項第二号中「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改める。

附則第五条第一項第一号ただし書及び附則第九条中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「同条第四項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第六十六条第一項第二号及び第三項第二号の規定は、附則第一条ただし書に規定する日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

第四条 公共企業体職員等共済組合法附則第四条第二項に規定する更新組合員（同法附則第二十六条第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で再びもとの共済組合の組合員となつた者を含む。以下「更新組合員等」という。）であつた者（更新組合員等で死亡したものを含む。以下同じ。）又はその遺族で、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十号」という。）附則第二十四条の七において準用する同法附則第二十四条の五の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料（以下「軍人普通恩給等」という。）を受ける権利又は資格を取得したものが、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において当該更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有していたときは、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算して、昭和四十年十月分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2 前項ただし書の場合において、その者又はその遺族が施行日の前日までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつている組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、施行日から起算して百二十日以内に、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額に相当する金額をその者又はその遺族に支給する。

3 前項に規定する退職一時金基礎額の算出の基礎となつた期間は、公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

4 第一項の規定に該当する者が、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第五条 更新組合員等が法律第百五十五号附則第二十四条の七において準用する同法附則第二十四条の五の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第六条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族で、法律第百五十五号附則第二十四条の七において準用する同法附則第二十四条の五の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（附則第四条第四項の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は附則第四条第二項の規定による給付金の額から控除するものとする。

2 前項に規定する一時金の支給を受けた更新組合員等で、法律第百五十五号附則第二十四条の七において準用する同法附則第二十四条の五の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得したもの（前条の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金の額から控除するものとする。

第七条 附則第四条から前条までの規定により生ずる共済組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

別表第一

法律第百十六号別表第一の仮定俸給	仮定俸給
七、一六七円	八、六〇〇円
七、三五八	八、八三〇
七、五三三	九、〇四〇
七、七七五	九、三三〇
七、九二五	九、五一〇
八、二〇〇	九、八四〇
八、六〇〇	一〇、三二〇
九、〇一七	一〇、八二〇
九、四二五	一一、三一〇
九、八五〇	一一、八二〇
一〇、二五八	一二、三一〇
一〇、六七五	一二、八一〇
一〇、九四二	一三、一三〇
一一、二〇八	一三、四五〇
一一、五一七	一三、八二〇
一一、九五〇	一四、三四〇
一二、三一七	一四、七八〇
一二、六七五	一五、二一〇
一三、一〇〇	一五、七二〇
一三、五二五	一六、二三〇
一三、九九二	一六、七九〇
一四、四六七	一七、三六〇
一五、〇五八	一八、〇七〇
一五、四一七	一八、五〇〇
一五、九〇〇	一九、〇八〇
一六、三六七	一九、六四〇
一七、三〇八	二〇、七七〇
一七、五五〇	二一、〇六〇
一八、二五八	二一、九一〇
一九、二〇八	二三、〇五〇
二〇、二五八	二四、三一〇
二〇、七九二	二四、九五〇
二一、三〇〇	二五、五六〇
二二、〇三三	二六、四四〇
二二、四五八	二六、九五〇
二三、七〇八	二八、四五〇
二四、三二五	二九、一九〇
二四、九六七	二九、九六〇
二六、二一七	三一、四六〇
二七、四七五	三二、九七〇
二七、八〇〇	三三、三六〇
二八、八三三	三四、六〇〇
三〇、三〇八	三六、三七〇
三一、七六七	三八、一二〇
三二、六六七	三九、二〇〇
三三、五五〇	四〇、二六〇
三五、三二五	四二、三九〇
三七、一〇八	四四、五三〇
三七、四六七	四四、九六〇
三八、八八三	四六、六六〇
四〇、六六七	四八、八〇〇

四二、四五〇	五〇、九四〇
四四、二二五	五三、〇七〇
四五、三四二	五四、四一〇
四六、五三三	五五、八四〇
四八、八三三	五八、六〇〇
五一、一五〇	六一、三八〇
五二、三一七	六二、七八〇
五三、四五〇	六四、一四〇
五五、七五〇	六六、九〇〇
五六、八〇八	六八、一七〇
五八、〇五八	六九、六七〇
六〇、三五八	七二、四三〇
六二、八六七	七五、四四〇
六四、一五八	七六、九九〇
六五、三八三	七八、四六〇
六六、六六七	八〇、〇〇〇
六七、九〇〇	八一、四八〇
七〇、四〇八	八四、四九〇
七二、九一七	八七、五〇〇
七四、一五〇	八八、九八〇
七五、四三三	九〇、五二〇

別表第二

仮定俸給	率
五三、〇六七円以上のもの	二一・六割
四八、八〇〇円をこえ五三、〇六七円未満のもの	二二・三割
四六、六五八円をこえ四八、八〇〇円以下のもの	二三・〇割
四四、九五八円をこえ四六、六五八円以下のもの	二三・二割
三一、四五八円をこえ四四、九五八円以下のもの	二三・四割
二九、九五八円をこえ三一、四五八円以下のもの	二三・九割
二六、九五〇円をこえ二九、九五八円以下のもの	二四・五割
二一、九〇八円をこえ二六、九五〇円以下のもの	二五・二割
二一、〇五八円をこえ二一、九〇八円以下のもの	二五・七割
一九、六四二円をこえ二一、〇五八円以下のもの	二六・一割
一九、〇八三円をこえ一九、六四二円以下のもの	二七・二割
一八、五〇〇円をこえ一九、〇八三円以下のもの	二七・五割
一六、二三三円をこえ一八、五〇〇円以下のもの	二七・九割
一四、三四二円をこえ一六、二三三円以下のもの	二八・三割
一三、八一七円をこえ一四、三四二円以下のもの	二九・〇割
一三、四五〇円をこえ一三、八一七円以下のもの	二九・九割
一三、一三三円をこえ一三、四五〇円以下のもの	三〇・六割
一二、八〇八円をこえ一三、一三三円以下のもの	三〇・九割
一二、三〇八円をこえ一二、八〇八円以下のもの	三一・三割
一一、八一七円をこえ一二、三〇八円以下のもの	三二・三割
一一、八一七円以下のもの	三二・九割

別表第三

障害の等級	年金額
一級	三〇一、〇〇〇円
二級	二四四、〇〇〇円
三級	一九六、〇〇〇円
四級	一四七、〇〇〇円
五級	一一四、〇〇〇円
六級	八七、〇〇〇円

備考

一　障害の等級の区分については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところによる。

二　この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一四七、〇〇〇円」とあるのは、「一七一、五〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

（大蔵・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第八十四号（昭四〇・五・二五）

◎石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律

石油資源開発株式会社法（昭和三十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「七人以内」を「九人以内」に改める。

第七条第二項中「前項第四号」を「国内において第一項第四号」に改め、「営もうとするとき」の下に「、又は海外の地域において前項に規定する事業を営もうとするとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「達成するため」の下に「、国内において」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2　会社は、海外の地域において、前項第一号から第三号までに掲げる事業その他石油資源の開発に関し必要な事業を営むことができる。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、石油又はガスを目的とする鉱業権を譲り受けようとする場合であつて、その対価の額が通商産業省令で定める額をこえないときは、この限りでない。

第二十五条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第八十五号（昭四〇・五・二六）

◎閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律（参法）

1　次の各号の一に掲げる法令の規定によつてされた信託は、当該信託行為に定める存続期間の経過後五年間は、なお存続するものとみなす。

一　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九条の二十八

二　閉鎖機関令の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五号）附則第三項

三　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）第二十八条の十二

四　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百十一号）附則第三項

2　前項の規定は、受託者が当該信託行為に定める存続期間中に完了しない信託事務を引き続き処理したい旨を、当該期間の経過前に、大蔵大臣に申し出た

場合に限り適用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・外務・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第八十六号（昭四〇・五・二七）

◎行政監理委員会設置法

（目的及び設置）

第一条　行政制度及び行政運営の改善に資するため、行政管理庁の機関として、行政監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条　委員会は、次の各号に掲げる事項に関して、審議し、行政管理庁長官（以下「長官」という。）に意見を述べ、及び長官の諮問に答申する。

一　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第一号から第三号までに規定するもののうち重要なものに関すること。

二　法第二条第四号及び第四号の二に規定する審査の方針の決定に関すること。

三　法第二条第四号に規定する各行政機関の機構の新設及び廃止のうち重要なものに関する審査に関すること。

四　法第二条第四号の二に規定する法人の新設及び廃止に関する審査に関すること。

五　法第二条第十一号に規定する監察（以下「監察」という。）の方針及び基本計画の決定に関すること。

六　監察の結果に基づく重要な勧告事項に関すること。

2　委員会は、所掌事務に関し、必要があると認めるときは、長官を通じて、各行政機関の長に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

3　前項の規定に基づく資料の提出及び説明の要求と法第四条第二項の規定に基づく資料の提出及び説明の要求とは、相互に重複しないよう調整されなければならない。

（意見等の尊重）

第三条　長官は、委員会から、前条第一項の規定による意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（内閣総理大臣に対する意見の申出）

第四条　委員会は、所掌事務に関し、必要があると認めるときは、長官を通じて、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第五条　委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

（委員長）

第六条　委員長は、長官をもつて充てる。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任命）

第七条　委員は、行政の改善問題に関してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

4　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

（委員の任期）

第八条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は再任されることができる。

（委員の失職及び罷免）

第九条　委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2　内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（会議）

第十条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、第六条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

（委員の服務）

第十一条　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十二条　委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二　内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと。

（委員の給与）

第十三条　委員の給与は、別に法律で定める。

（庶務）

第十四条　委員会の庶務は、行政管理庁長官官房において処理する。

（政令への委任）

第十五条　この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。ただし、第七条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は公布の日から、附則第四項中行政管理庁設置法第六条、第七条及び第九条の改正規定は昭和四十年十一月三十日までの間において政令で定める日から施行する。

（最初の委員の任命）

2　この法律の施行後最初に任命される委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

（経過措置）

3　長官は、委員会が審議することを適当とする事項については、行政審議会に諮問しないものとする。

（行政管理庁設置法の一部改正）

4　行政管理庁設置法の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

（附属機関）

第六条　行政管理庁に、附属機関として統計審議会を置く。

第七条　削除

第九条中「前二条」を「前条」に改め、「行政審議会及び」を削る。

第十条中「及び政務次官」を「、政務次官並びに行政監理委員会の委員長及び委員」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（機関）

第十条　行政管理庁の機関として、行政監理委員会を置く。

2　行政監理委員会の組織及び所掌事務については、行政監理委員会設置法（昭和四十年法律第八十六号）の定めるところによる。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

5　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の三の次に次の一号を加える。

十二の四　行政監理委員会委員

別表第一中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会委員
行政監理委員会委員」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第八十七号（昭四〇・五・二七）

◎八郎潟新農村建設事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条―第二十八条）
第四章　財務及び会計（第二十九条―第四十条）
第五章　監督（第四十一条・第四十二条）
第六章　雑則（第四十三条―第五十条）
第七章　罰則（第五十一条―第五十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　八郎潟新農村建設事業団は、国営八郎潟干拓事業により生ずる土地につき総合的かつ計画的に農地等の整備、農村施設の造成等の事業を行なうことにより、当該土地に係る区域に模範的な新農村を建設することを目的とする。

（法人格）

第二条　八郎潟新農村建設事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を秋田市に置く。

2　事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

（登記）

第五条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　事業団でない者は、八郎潟新農村建設事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十条　理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十三条　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十八条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　秋田県南秋田郡大潟村（以下「大潟村」という。）の区域内における農地、宅地その他の用に供する土地の整備を行なうこと。

二　大潟村の区域内における次の掲げる施設の造成（当該施設と一体的に使用される施設の造成で大潟村に隣接する市町村の区域内におけるものを含む。）を行なうこと。

イ　公用又は公共用に供する施設及び住民の共同の福祉のため必要な政令で定める施設（ロに掲げるものを除く。）

ロ　農業に係る共同利用施設及び農業者のための集団的な住宅

三　次に掲げる土地又は施設についての災害復旧を行なうこと。

イ　第一号の業務を行なうことにより整備された土地

ロ　前号の業務を行なうことにより造成された施設で事業団の所有に係るもの

四　前二号の業務を行なうことにより造成された施設の譲渡し及び当該施設のうち第二号ロに掲げるものの貸付けその他の管理を行なうこと。

五　第二号に掲げる施設の用に供する土地その他の土地で第四十三条第二項の規定により取得したものの譲渡しを行なうこと。

六　大潟村の区域内における農業者の農業の用に供する機械器具の譲渡し及び貸付けを行なうこと。

七　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2　事業団は、前項の業務のほか、国又は地方公共団体からの委託を受けて次の業務を行なうことができる。

一　農業に関する技術及び知識の普及指導を行なうこと。

二　前項第一号から第三号までの業務として行なう工事と密接な関連を有する工事を行なうこと。

三　大潟村又はこれに隣接する市町村の区域内にある土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十四条の土地改良財産をいう。）の管理を行なうこと。

（基本計画）

第二十条　農林大臣（前条第一項第二号イに掲げる施設の造成、災害復旧、譲渡しその他の業務に関する事項については、農林大臣及び自治大臣。以下この条から第二十二条まで、第三十条、第四十一条、第四十二条、第四十八条及び第五十二条において同じ。）は、事業団の成立後遅滞なく、前条第一項第一号及び第二号の業務につき、基本計画を定め、これを事業団に指示するとともに、その概要を公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

一　新農村の建設に関する基本方針

二　工事計画に関する事項

三　所要事業費に関する事項

四　その他新農村の建設に関する重要事項で政令で定めるもの

3　農林大臣は、第一項の基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、秋田県知事及び大潟村の村長（大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百六号）第四条第一項の規定により秋田県知事が定めた同村の長の職務を行なう者を含む。次条第三項において同じ。）の意見をきかなければならない。

（事業実施計画）

第二十一条　事業団は、第十九条第一項第一号から第三号までの業務を行なおうとするときは、政令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　第十九条第一項第一号及び第二号の業務についての前項の事業実施計画の作成及び変更は、前条第一項の基本計画に基づいてしなければならない。

3　事業団は、第一項の事業実施計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、秋田県知事及び大

潟村の村長に協議しなければならない。

（業務方法書）

第二十二条　事業団は、第十九条第一項第四号から第六号までの業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

（賦課金）

第二十三条　事業団は、政令で定めるところにより、第十九条第一項第一号の業務として行なう土地の整備によつて利益を受ける者でその整備に係る土地の所有権を土地改良法第九十四条の八第四項の規定により取得したものその他農林大臣の指定するものに対し、その者の受ける利益を限度として、当該業務に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

2　前項に規定する者が同項の土地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、事業団は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

3　前二項の規定による賦課徴収の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

（強制徴収）

第二十四条　事業団は、前条第一項又は第二項の規定による賦課金の納付義務者がその納期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　事業団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3　事業団は、第一項の規定による督促を受けた賦課金の納付義務者がその指定の期限までにその賦課金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、農林大臣の認可を受けて、国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5　事業団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

6　前条第三項の規定は、第一項、第三項又は前項の規定による処分について準用する。

（土地改良区の組合員に対する経費の賦課）

第二十五条　第二十三条第二項の規定による賦課金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項（経費の賦課）、第三十八条（賦課金等の徴収の委任）並びに第三十九条（賦課金等の徴収）の規定を準用する。

（譲渡しの対価等）

第二十六条　事業団は、第十九条第一項第四号から第六号までの規定による譲渡しを行なおうとするときは、政令で定める基準に従い、当該譲渡しに係る土地、施設及び機械器具の対価並びにその支払方法を定めなければならない。

（土地の譲渡し）

第二十七条　事業団は、第十九条第一項第五号の規定による土地の譲渡しを行なおうとするときは、政令で定めるところにより、農林大臣の認可を受けて土地譲渡計画を定め、これに基づき、譲り渡そうとする土地の所在、予定譲渡口数及び予定譲渡面積を公告しなければならない。

2　前項の規定による公告に係る土地を譲り受けようとする者は、農林省令で定めるところにより、譲受申込書を事業団に提出しなければならない。

3　事業団は、政令で定めるところにより、前項の譲受申込書を提出した者のうちから公告に係る土地を譲り渡すことが適当と認められる者を選定し、その者に当該土地を譲り渡さなければならない。

4　前項の規定による土地の譲渡しについては、その譲渡しの契約において、政令で定めるところにより、当該契約に係る土地の用途並びに当該土地の譲受人又はその一般承継人が、その土地を譲り受けた日から起算して八年を経過しない間に、その土地の全部若しくは一部を当該用途以外の用途に供した場合又はその土地の全部若しくは一部を当該用途以外の用途に供するため、その所有権を移転し、若しくはこれにつき地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定した場合における納付金に関する事項を定めなければならない。

5　事業団は、前項の納付金を徴収したときは、これを国に納付しなければならない。

（賦課金等の徴収の委任）

第二十八条　事業団は、政令で定めるところにより、第二十三条第一項又は第二項の規定による賦課金及び第二十六条の規定により定められた対価の徴収を地方公共団体に委任することができる。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十九条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第三十条　事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第三十一条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十二条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び八郎潟新農村建設債券）

第三十三条　事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は八郎潟新農村建設債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還する

ことができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府の保証）

第三十四条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第三十五条　事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、農林大臣の認可を受けなければならない。

（補助金）

第三十六条　地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、事業団に対し、第十九条第一項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第三十七条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第三十八条　事業団は、農林省令で定める重要な財産を譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。ただし、第十九条第一項第四号から第六号までの規定による譲渡しを行なおうとするときは、この限りでない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十九条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（農林省令への委任）

第四十条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第四十一条　事業団は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十二条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（事業団に対する干拓予定地の配分）

第四十三条　農林大臣は、事業団の意見をきき、国営八郎潟干拓事業（この法律の施行の際現に国が八郎潟において土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行なつている同項第二号の事業をいう。以下同じ。）により造成されるべき干拓地（以下「干拓予定地」という。）のうち第十九条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地その他事業団に配分することを相当と認めるものを選定し、同法第九十四条の八第一項の規定による公告前に、当該選定に係る干拓予定地を事業団に配分するため、次に掲げる事項を記載した配分通知書を事業団に交付することができる。

一　配分する干拓予定地の所在の場所及び面積

二　土地の用途

三　配分の条件

四　その他農林省令で定める事項

2　前項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、事業団は、国営八郎潟干拓事業の完了の期日において、当該配分通知書に記載された場所の干拓予定地につき造成される干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該干拓地につき国の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は、消滅する。

3　前項の完了の期日は、国営八郎潟干拓事業について公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第二項の規定により農林大臣が竣功の通知をする日とする。

4　国営八郎潟干拓事業の施行に係る地域を数区に分けた場合におけるそのおのおの区に係る土地改良事業については、これをそれぞれ国営八郎潟干拓事業とみなして、前三項の規定を適用する。

（配分に係る干拓予定地についての負担金）

第四十四条　国は、政令で定めるところにより、事業団に、国営八郎潟干拓事業に要する費用のうち前条第二項の規定により事業団が所有権を取得した干拓地に係る部分の一部を負担させることができる。

（干拓予定地の一時使用）

第四十五条　農林大臣は、第四十三条第一項の配分通知書に記載された場所の干拓予定地その他事業団が第十九条の業務を行なうために必要とする干拓予定地を、農林大臣の定める条件で、事業団に使用させることができる。

2　前項の規定による干拓予定地の使用は、無償とする。

（土地改良法の特例）

第四十六条　国営八郎潟干拓事業についての土地改良法第九十四条の八の規定の適用については、同条第一項中「（以下「埋立予定地」という。）」とあるのは、「（以下「埋立予定地」という。）で八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第四十三条第一項の規定による交付に係る配分通知書に記載された場所の干拓予定地以外のもの」とする。

（解散）

第四十七条　事業団の解散については、別に法律で定

める。

（大蔵大臣との協議）

第四十八条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十条第一項の基本計画を定め、又はこれを変更しようとするとき。

二　第二十二条第一項、第三十条、第三十三条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五条又は第三十八条の規定による認可をしようとするとき。

三　第三十一条第一項又は第三十九条の規定による承認をしようとするとき。

四　第三十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

五　第四十条の規定により農林省令を定めようとするとき。

（他の法令の準用）

第四十九条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

（不動産登記法の特例）

第五十条　事業団が譲り渡す土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法の特例を定めることができる。

第七章　罰則

（罰則）

第五十一条　第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十二条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第四十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第五十三条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において

て、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　この法律の施行の際現に八郎潟新農村建設事業団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条　事業団の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（特定土地改良工事特別会計法の一部改正）

第九条　特定土地改良工事特別会計法（昭和三十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「貸付料」の下に「、八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第二十七条第五項の規定による納付金、同法第四十四条の規定による負担金及びその利息」を加える。

第十一条の二の見出し中「特別徴収金」を「特別徴収金等」に改め、同条中「徴収金」の下に「及び八郎潟新農村建設事業団法第二十七条第五項の規定による納付金」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「、八郎潟新農村建設事業団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「畜産振興事業団」の下に「、八郎潟新農村建設事業団」を、「畜産物の価格安定等に関する法律」の下に「、八郎潟新農村建設事業団法」を加え、同条第十八号中「雇用促進事業団」の下に「、八郎潟新農村建設事業団」を加え、同条第二十五号の二の次に次の一号を加える。

二十五ノ三　八郎潟新農村建設事業団ガ八郎潟新農村建設事業団法第十九条第一項第二号ノ業務トシテ造成シタル建物又ハ同法第四十三条第二項ノ規定ニ依リ取得シタル土地ノ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五ノ四の次に次の一号を加える。

九ノ五ノ五　八郎潟新農村建設事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農林漁業団体職員共済組合の項の次に次のように加える。

八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農林漁業金融公庫の項の次に次のように加える。

八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）

（地方税法の一部改正）

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本蚕繭事業団」の下に「、八郎潟新農村建設事業団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「鉱害復旧事業団」の下に「、八郎潟新農村建設事業団」を加える。

第三百四十八条第二項第二号中「農地開発機械公団」の下に「、八郎潟新農村建設事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十六条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本蚕繭事業団」の下に「、八郎潟新農村建設事業団」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第十七条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十五号中「及び水資源開発公団」を「、水資源開発公団及び八郎潟新農村建設事業団」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第十八条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四　八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

第十条第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　八郎潟新農村建設事業団を監督すること。

（内閣総理・法務・大蔵・農林・自治大臣署名）

法律第八十八号（昭四〇・五・二八）

◎原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の八中「月額二千円を限度として、」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭四〇・五・二八）

◎私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第一条 私立学校教員職共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第八条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

第十九条第一項第二号中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額	
第一級	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円未満	
第二級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第三級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第四級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第五級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第六級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第七級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第十級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第十一級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第十二級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第十三級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第十四級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第十五級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第十六級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第十七級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第十八級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第十九級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第二十級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第二十一級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第二十二級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第二十三級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二十四級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八二、〇〇〇円未満
第二十五級	八四、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上	八六、〇〇〇円未満

第二十六級	八八、〇〇〇円	八六、〇〇〇円以上　九〇、〇〇〇円未満
第二十七級	九二、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円以上　九四、〇〇〇円未満
第二十八級	九六、〇〇〇円	九四、〇〇〇円以上　九八、〇〇〇円未満
第二十九級	一〇〇、〇〇〇円	九八、〇〇〇円以上　一〇三、〇〇〇円未満
第三十級	一〇五、〇〇〇円	一〇三、〇〇〇円以上　一〇八、〇〇〇円未満
第三十一級	一一〇、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円以上

第二十三条第一項中「五年間」を「三年間」に、「六十分の一」を「三十六分の一」に改め、同条第三項中「五年」を「三年」に改める。

第二十五条の表第七十六条第二項の項及び第八十八条第二項の項中

「

俸給年額	平均標準給与の年額
百分の七十	百分の六十

」を「

俸給年額	平均標準給与の年額

」に改め、同表中第七十八条第二項の項を削る。

第五章第三節を次のように改める。

第三節　福祉事業

（福祉事業）

第二十六条　組合は、第十八条第三号に掲げる事業として、次の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行なう。

一　組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

二　組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三　組合員の貯金の受入れ又はその運用

四　組合員の臨時の支出に対する貸付け

五　組合員の需要する生活必需物資の供給

六　その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

第二十九条第三項中「第二十六条第三号」を「第二十六条第四号」に改める。

第四十六条第一項中「同号に規定する」を「同条第一項第三号に規定する」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（大蔵大臣との協議）

第四十七条の二　文部大臣は、第三十五条第一項各号に規定する費用に係る事項につき第四十条第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による承認をしようとする場合その他の政令で定める場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号を次のように改める。

一　旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）二十年に達するまでの年数については一年につき旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額の十二倍に相当する額（その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。以下この号及び次項第一号において「旧平均標準給与の年額」という。）の六十分の一に、二十年をこえる年数については一年につき旧平均標準給与の年額の九十分の一に、それぞれ相当する金額

附則第八項第三号中「（長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の十二倍に相当する金額とする。以下この号において同じ。）」を削る。

附則第九項第一号中「平均標準給与の年額」を「旧平均標準給与の年額」に改め、同項第二号中「平均標準給与の月額（その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給与の月額とする。）」を「当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額」に改める。

附則第十二項第一号を次のように改める。

一　旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）で施行日の前日まで引き続いているもの　旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の日額（その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とする。）を基礎として旧法第二十五条の三第二項第一号の規定の例により計算した金額

附則第十二項第三号中「（長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の三十分の一に相当する金額とする。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

（この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い）

2　この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。

（現組合員である者についての標準給与に関する経過措置）

3　この法律の施行の際現に組合員である者の昭和四十年七月から昭和四十一年九月までの各月の標準給与については、その者がこの法律の施行の日に組合員の資格を取得したものとみなして改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定を適用する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣　署名）

法律第九十号（昭四〇・五・二八）

◎証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第二条第九項中「証券業者」を「証券会社」に、「この法律により証券業を営むことができることとなつた」を「第二十八条の規定により大蔵大臣の免許を受けた」に改める。

第十五条第二項及び第三項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

「第三章　証券業者」を「第三章　証券会社」に改める。

第二十八条から第四十条までを次のように改める。

第二十八条　証券業は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一　有価証券の売買を行なう業務の免許
二　有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎ及び代理を行なう業務の免許
三　有価証券の引受け及び売出しを行なう業務の免許
四　有価証券の募集及び売出しの取扱いを行なう業務の免許

第二十九条　大蔵大臣は、前条第一項の免許に条件を附することができる。

前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最少限度のものでなければならない。

第三十条　第二十八条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号
二　資本の額
三　取締役及び監査役の氏名
四　受けようとする免許の種類
五　本店その他の営業所の名称及び所在地

前項の免許申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の方法を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

第三十一条　大蔵大臣は、証券業の免許をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　免許申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。
二　免許申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。
三　免許申請に係る証券業が、その営まれる地域における有価証券の取引の状況、証券会社及びその営業所の数その他その地域における経済の状況に照らして、必要かつ適当なものであること。

第三十二条　大蔵大臣は、免許申請者が次の各号の一に該当する場合においては、第二十八条第一項の免許をしてはならない。

一　資本の額が、免許の種類、業務の態様及び営業所の所在地に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でないとき。
二　この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。
三　第三十五条第一項の規定により、その受けているすべての種類の免許を取り消され又は申請に係る免許と同一種類の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。
四　取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条及び第三十五条第二項において同じ。）又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある会社であるとき。
　イ　破産者で復権を得ないもの
　ロ　禁錮以上の刑又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者
　ハ　証券会社が第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内にその会社の取締役であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでのもの
　ニ　第三十五条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

第三十三条　証券会社は、次の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　商号を変更しようとするとき。
二　資本の額を変更しようとするとき。
三　業務の方法を変更しようとするとき。
四　支店その他の営業所を設置しようとするとき。
五　本店その他の営業所の位置を変更しようとするとき。
六　支店以外の営業所を支店に変更しようとするとき。

第三十四条　次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一　証券会社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け
二　証券業の廃止（二種類以上の免許を受けている場合における一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む。）又は証券会社の解散の決議

第三十五条　大蔵大臣は、証券会社が次の各号の一に該当する場合においては、当該証券会社の免許を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十二条第一号又は第二号に該当することとなつたとき。
二　法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分又は免許に附した条件に違反したとき。
三　業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の損害の拡大を防止するためやむを得ないと認められるとき。

大蔵大臣は、証券会社の取締役又は監査役が第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、当該証券会社に対して、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

第三十六条　大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許をすることが適当でないと認めるとき、又は前条の規定に基づく処分をしようとするときは、免許申請者又は処分を受けることとなる証券会社に通知して、当該職員をして、当該免許申請者又は証券会社につき審問を行なわせなければならない。

大蔵大臣は、第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条の認可をし若しくはし

ないこととしたとき、第二十九条第一項の規定により条件を附することとしたとき、又は前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面をもつて、その旨を免許申請者又は証券会社に通知しなければならない。この場合においては、当該免許又は認可をすることとしたときを除き、その理由を附記しなければならない。

第三十七条　証券会社は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第三十条第一項第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第二号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。

三　第四十三条ただし書の承認に係る業務を廃止したとき。

四　営業を休止し、又は再開したとき。

五　支店その他の営業所を廃止し、又は支店を支店以外の営業所に変更したとき。

第三十八条　証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止した場合においては、当該証券会社であつた者は、当該証券会社が行なつた有価証券の売買その他の取引を結了しなければならない。この場合において、当該証券会社であつた者は、その売買その他の取引の結了の目的の範囲内において、なおこれを証券会社とみなす。

前項の規定は、証券会社が二種類以上の免許を受けている場合において、その一部の種類の免許に係る業務を廃止したときに、これを準用する。

第三十九条及び第四十条　削除

第四十一条を削り、第四十一条の二中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

第四十二条　証券会社の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

第四十三条　証券会社は、証券業以外の業務を営むことができない。ただし、有価証券に関する業務で、当該証券会社が証券業を営む上において公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第四十四条を削り、第四十三条の二中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十五条から第四十九条までの規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十条　証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　有価証券の売買その他の取引に関連し、株式その他価格の変動する有価証券について、価格が騰貴し又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為

二　有価証券の売買その他の取引につき、顧客に対して当該有価証券について生じた損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘する行為

三　前二号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして大蔵省令で定める行為

第五十一条から第五十三条までの規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条　大蔵大臣は、証券会社の業務又は財産の状況が次の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める

ときは、その必要の限度において、業務の方法の変更、三箇月以内の期間を定めてする業務の全部又は一部の停止、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一　負債の合計金額の純財産額に対する比率が大蔵省令で定める率をこえた場合又はこえるおそれがある場合

二　金銭若しくは有価証券の借入れ、受託若しくは貸付け又は有価証券その他の資産の保有の状況が大蔵省令で定める健全性の準則に反した場合又は反するおそれがある場合

三　前二号に掲げる場合のほか、公益又は投資者保護のため業務又は財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として大蔵省令で定める場合

前項第一号に規定する負債の合計金額及び純財産額は、政令で定めるところにより計算しなければならない。

第三十六条の規定は、第一項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第五十五条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第五十五条の二を削り、第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

第五十六条　証券会社は、有価証券の売買による利益の額が、有価証券の売買による損失の額をこえるときは、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を売買損失準備金として積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買による損失の額が有価証券の売買による利益の額をこえる場合においてその差額の補てんに充てるときのほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十七条　証券会社は、資本の額に達するまでは、毎決算期において金銭による利益の配当額の五分の一以上を利益準備金として積み立てなければならない。

第五十七条の次に次の一条を加える。

第五十七条の二　証券会社は、有価証券の売買その他の取引の数量に応じ、証券取引責任準備金を積み立てなければならない。

前項の準備金は、有価証券の売買その他の取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第一項の規定による準備金の積立てに関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

第五十九条及び第六十条　削除

第六十一条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十二条から第六十四条までを次のように改める。

第六十二条　証券会社は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその証券会社のために第二条第八項各号の一に該当する行為、第四十三条ただし書の承認に係る業務に属する行為又は有価証券の売買若しくは有価証券市場における売買取引の委託の勧誘を行なう者（以下「外務員」という。）の氏名、生年月日その他大蔵省令で定める事項につき、大蔵省に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

証券会社は、前項の規定により当該証券会社が登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行なわせてはならない。

第一項の規定により登録を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出し、かつ、政令で定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

一　登録申請者の商号及びその代表者の氏名

二　登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ　氏名、生年月日及び住所

ロ　所属する営業所の名称

ハ　役員又は使用人の別

ニ　外務員の職務を行なつたことの有無並びに外務員の職務を行なつたことのある者については、その所属していた証券会社及び営業所の商号及び名称並びにその行なつた期間

前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、戸籍抄本その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

大蔵大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

大蔵大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十三条　大蔵大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

二　第六十四条の三第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者

三　登録申請者以外の証券会社に所属する外務員として登録されている者

第三十六条の規定は、前項の規定により登録を拒否する場合に、これを準用する。

第六十四条　外務員は、その所属する証券会社に代わつて、その有価証券の売買その他の取引に関し、一切の裁判外の行為を行なう権限を有するものとみなす。

前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

第六十四条の次に次の四条を加える。

第六十四条の二　証券会社は、第六十二条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第六十二条第三項第二号イからハまでに掲げる事項に変更があつたとき。

二　第三十二条第四号イ又はロの規定に該当することとなつたとき。

三　退職その他の理由により外務員の職務を行なわないこととなつたとき。

第六十四条の三　大蔵大臣は、登録を受けている外務員が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

一　第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の当時第六十三条第一項各号の一に該当していたことが発見されたとき。

二　法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

第三十六条の規定は、前項の規定による処分をする場合に、これを準用する。

第六十四条の四　大蔵大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹（まつ）消する。

一　前条の規定により外務員の登録を取り消したとき。

二　外務員の所属する証券会社が解散し又はすべての証券業を廃止したとき。

三　退職その他の理由により外務員の職務を行なわないこととなつた事実が確認されたとき。

第六十四条の五　第二十八条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

第六十七条第一項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第六十九条第一項第二号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、理由を記載した書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第七十一条第三号及び第八十一条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第八十三条第一項第三号中「証券業者」を「証券会社」に改め、同条第二項第二号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第三号中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改める。

第九十条中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条　削除

第百条第四項及び第百二条第一項中「第三十一条第一項第九号イ乃至ホの一」を「第三十二条第四号イからニまでのいずれか」に改める。

第百二十八条第一項中「本店若しくは支店その他の営業所又は代理店」を「本店及び支店その他の営業所」に改め、同条第二項中「又は代理店」を削る。

第百五十六条の四第二項第三号中「第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号イ中「第三十一条第一項第九号イからホ」を「第三十二条第四号イからニ」に改める。

第百五十六条の九、第百五十七条、第百六十三条、第百八十四条第一項及び第百九十一条の二中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第百九十七条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第二十八条第一項の規定による免許を受けないで証券業を営んだ者（同条第二項に掲げる種類別に受けた免許に係る業務以外の証券業を営んだ者を含む。）

第百九十八条第三号及び第四号を削る。

第百九十九条中「その行為をした」の下に「証券会社、」を加え、同条中第一号を第一号の六とし、同号の前に次の五号を加える。

一　第二十九条第一項の規定により附した条件に違反したとき

一の二　第三十三条の規定に違反したとき。

一の三　第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき

一の四　第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき

一の五　第六十二条第二項の規定に違反して外務員の職務を行なわせたとき

第二百条第三号中「第二十八条」を「第三十条、第六十二条」に改め、同条第三号の二を削り、同条第三号の三中「第四十三条の二」を「第四十四条」に改め、同号を同条第三号の二とし、同条第七号中「証券業者」を「証券会社」に改める。

第二百五条第一号中「第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　削除

第二百五条第五号中「、第五十四条第一項」を削り、同条第六号を次のように改める。

六　第四十二条の規定に違反した者

第二百五条第八号中「又は第五十五条の二」を削り、同条第九号から第十二号までを次のように改める。

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

第二百八条中「証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）」を「証券会社」に改め、同条第二号中「第三十条第三項、第五十六条第一項乃至第三項、第六十二条、」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき

第二百八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第五十六条、第五十七条又は第五十七条の二の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき

附則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）の規定により証券業者の登録を受けている者で、引き続き証券業を営んでいるもの（改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第二十八条第一項に規定する免許を受けた者を除く。以下「証券業者」という。）については、昭和四十三年三月三十一日までは、旧法（第五十五条の二及び第五十六条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

3　証券業者並びにその役員及び使用人については、新法第四十二条、第五十条、第五十四条、第五十六条から第五十七条の二まで及び第六十二条から第六十四条の四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、これらの者をそれぞれ証券会社並びにその役員及び使用人とみなして、適用する。

4　この法律の施行の際現に証券業者の常務に従事する取締役で他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるものが、この法律の施行の日から一月以内に大蔵大臣にその旨の届出をした場合においては、当該取締役は、引き続き当該届出のあつた他の会社の常務に従事し又は事業を営んでいるときに限り、前項の規定により適用されることとなる新法第四十二条の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までは、同条の承認を受けたものとみなす。

5　証券業者が旧法第五十六条第一項の規定による有価証券外務員の届出をしていた場合において、当該届出に係る使用人が、この法律の施行後引き続きその証券業者のために新法第六十二条第一項に定める外務員の職務を行なうときは、当該証券業者については、第三項の規定により適用されることとなる同条第一項の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までは、当該使用人について、なお従前の例による。

6　証券業者が昭和四十三年四月一日以後引き続き証券業を営もうとするときは、昭和四十二年九月一日から同月三十日までに新法第三十条の規定による免許申請の手続をするものとする。

7　証券業者が昭和四十三年三月三十一日以前において廃業、登録の取消しその他の理由により証券業の全部又は一部を営まないこととなつた場合において、同日までに、当該営まないこととなつた証券業に係る有価証券の売買その他の取引を結了していないときは、旧法第六十四条第一項その他の規定は、同日後もなおその効力を有する。

8　旧法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録（支店その他の営業所若しくは代理店の登録を除く。）を取り消され若しくは解任を命ぜられ、又は旧法の規定により罰金以上の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法第三十五条第一項若しくは第二項の規定により証券会社の受けているすべての種類の免許を取り消され若しくは解任を命ぜられ又は新法の規定により罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

9　この法律の施行前（証券業者については、第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前）にした行為及び第五項の規定により従前の例によることとされる証券業者の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十号及び第五十一号を次のように改める。

五十　証券会社及び証券投資信託の委託会社を免許し、これらを監督すること。

五十一　証券業協会を登録し、これを監督すること。

第十条の二第三号を次のように改める。

三　証券会社を免許し、これを監督すること。

第十条の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二　証券業協会及び証券業協会連合会を登録し、これらを監督すること。

11　前項の規定による改正後の大蔵省設置法第四条第五十号又は第十条の二第三号に規定する大蔵省の権限又は証券局の事務には、昭和四十三年三月三十一日までは、証券業者を登録し、これを監督することを含むものとする。

12　証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「証券取引法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「証券取引法第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同項第四号ハ中「証券業者が同法第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項若しくは第五十九条の規定により登録」を「証券会社が同法第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許」に改め、同号ニ中「第五十九条」を「第三十五条第二項」に改める。

第三十四条第一号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

13　有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

「証券業者」を「証券会社」に改める。

第十九条中「登録」を「受けているすべての種類の免許」に改める。

14　次に掲げる法律の規定中「証券業者」を「証券会社」に改める。

一　国民貯蓄債券法（昭和二十七年法律第百六十四号）第六条第二項

二　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第五十三条第二項第二号及び第三項

三　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号

15　昭和四十三年三月三十一日までは、前二項の規定による改正後の法律の規定の適用については、証券業者は、証券会社とみなす。

（法務・大蔵・労働・内閣総理大臣署名）

◆

法律第九十一号（昭四〇・五・二八）

◎医療金融公庫法の一部を改正する法律

医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「事務所」を「主たる事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

2　公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第八条中「三人」を「四人」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（代理人の選任）

第十四条の二　総裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

◆

法律第九十二号（昭四〇・五・二八）

◎九州横断自動車道建設法

（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、国土開発縦貫自動車道たる九州自動車道と相まつて、九州地方の総合的な開発をさらに強力に推進し、あわせて域外との産業経済等の関係を一層緊密にするため、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成するものとして、緊急に、九州を横断する自動車の高速交通の用に供する幹線たる自動車道を建設し、もつて産業基盤の強化に資するとともに国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（予定路線）

第二条　前条に規定する自動車道（以下「九州横断自動車道」という。）の予定路線は、別に法律で定める。

2　政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に関する法律案を、起点を長崎市、終点を大分市とし、主たる経過地を佐賀市附近、鳥栖市・久留米市附近（両市の区域を一体とした地域をいう。）及び日田市附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき九州横断自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審議会（以下「審議会」という。）の議を経て、決定しなければならない。

（基本計画）

第三条　内閣総理大臣は、九州横断自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

（基礎調査）

第四条　政府は、九州横断自動車道の予定路線について、第二条第一項の法律の施行後、すみやかに基本計画の立案のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「九州横断自動車道」とは、九州横断自動車道建設法（昭和四十年法律第九十二号）第二条第一項に規定する九州横断自動車道をいう。

第三条第一項中「及び東海北陸自動車道」を「、東海北陸自動車道及び九州横断自動車道」に改める。

第四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　九州横断自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第四条第二項及び第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五条第一項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第二項中「東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」の下に「、九州横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を加え、同条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表の国土開発縦貫自動車道建設審議会の項中「及び東海北陸自動車道建設法（昭和三十九年法律第百三十一号）」を「、東海北陸自動車道建設法（昭和三十九年法律第百三十一号）及び九州横断自動車道建設法（昭和四十年法律第九十二号）」に改める。

（内閣総理・運輸・建設大臣署名）

◆

法律第九十三号（昭四〇・五・三一）

◎国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改める。

第五十八条中「二万一千六百円」を「二万四千円」に改める。

第六十二条中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改める。

第六十五条第五項中「八万円」を「十万二千五百円」に改め、同条第六項中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第六十六条第二項中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第六十七条第二項第一号中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第七十七条第一項中「

一〇年以上一五年未満	一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満	一五、〇〇〇円
一六年以上一七年未満	一五、六〇〇円

」を「

一〇年以上一七年未満	一五、六〇〇円

」に改め、同条第二項中「保険料納付済期間が十四年未満」を「保険料納付済期間が十六年未満」に、「

一三年以上一四年未満	一三、二〇〇円

」を「

一三年以上一四年未満	一三、二〇〇円
一四年以上一五年未満	一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満	一五、〇〇〇円

」に改め、同条「第三項中第二十七条」を「第二十七条第一項及び第二項」に改める。

第七十九条の二第三項中「一万三千二百円」を「一万五千六百円」に改める。

附則第九条の三中「一万五千六百円」を「一万八千円」に改める。

別表一級の項第十号中「（精神病質、神経症及び精神薄弱によるものを除く。以下この表において同じ。）」を削る。

（児童扶養手当法の一部改正）

第二条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「別表第一号から第八号まで」の下に「又は第十号」を加え、同項第二号中「以下第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第五条中「千円」を「千二百円」に、「千七百円」を「千九百円」に改める。

第九条中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第十一条中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第十三条第二項第一号中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正）

第三条　重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「千円」を「千二百円」に改める。

第七条中「二十万円」を「二十二万円」に改め、「重度精神薄弱児又は」及び「重度精神薄弱児を除く。」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

第九条中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第十一条第二項第一号中「二十万円」を「二十二万円」に改め、「重度精神薄弱児又は」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

附則第六項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法別表の改正規定及び第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

（障害年金の支給要件に関する経過措置）

第二条　初診日が二十歳に達する日前である傷病により廃疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十条第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病に係る廃疾認定日が昭和四十年八月一日前であり、かつ、同日において前後の廃疾を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同法別表に定める程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。）にあるときは、同法第三十条第二項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

2　昭和十六年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者）については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

（母子年金及び準母子年金の額の改定）

第三条　昭和四十年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあるもの（その母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつている者を除く。）と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金又は準母子年金の額を改定する。

（母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置）

第四条　夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の

要件に該当し、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて前条に規定する妻以外のものが、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、同法第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしているとき。

二　妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2　夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日の前日において国民年金法第四十一条の二第一項第一号の要件に該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（前条に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十年八月一日において同法第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上である者に限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　女子が、現に婚姻をしているとき。

二　女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

（遺児年金の支給要件に関する経過措置）

第五条　国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和四十年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廃疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるときは、同条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　現に婚姻をしているか又は養子となつているとき（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二　現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつているとき。

三　現に母又は父と生計を同じくしているとき。

2　前項の場合において、同項の子以外の子で、昭和四十年八月一日において当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を有するものがあるときは、同年九月から、その子の遺児年金の額を国民年金法第四十四条第一項に規定する額に改定する。

3　第一項の遺児年金については、同項の子は、当該

父又は母の死亡につき昭和四十年八月一日前に国民年金法第五十二条の二の規定による死亡一時金の請求をした場合においても、なお同法第五十二条の五の規定により遺児年金を選択することができる。

4　前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡一時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

（障害福祉年金等の額の改定）

第六条　昭和四十年九月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十八条、第六十二条（同法第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2　昭和四十年八月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、国民年金法第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。以下同じ。）にあるもの（その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつている者を除く。）と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（年金額に関する経過措置）

第七条　昭和四十年八月以前の月分の母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、なお従前の例による。

（障害福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第八条　明治二十八年八月三日から昭和二十年八月一日までの間に生まれた者（昭和四十年八月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者）が、廃疾認定日が昭和四十年八月一日前である傷病（初診日において国民年金法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、同日においてこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、同法第五十六条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。ただし、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日）以後である二以上の傷病により廃疾の状態にある者であつて、これらの傷病による廃疾を併合してのみこの法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるものについては、この限りでない。

2　前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一日（同日において二十歳未満であつた者にあつては、二十歳に達した日）前である傷病による廃疾と初診日が同日以後である傷病による廃疾とを併合して同項に規定する廃疾の状態にある者については、初診日が同日以後である傷病に係る廃疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、かつ、その傷病の初診日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一

日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

一　被保険者であつた者については、初診日の前日において国民年金法第五十六条第一項第二号に該当しなかつたこと。

二　被保険者でなかつた者については、初診日の前日において国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

（母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第九条　夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（附則第六条第二項に規定する妻を除く。）であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの（昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和四十年八月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による改正後の国民年金法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後で二十歳未満であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、同法第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　妻が、現に婚姻をしているとき。

二　妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

2　夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第六条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）であつて、昭和二十年八月一日以前に生まれたもの（昭和四十年八月一日において二十歳をこえる者）が、昭和四十年八月一日において国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。）にあるときは、同条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　女子が、現に婚姻をしているとき。

二　女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三　女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつているとき（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

3　前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十六年四月一日以後である妻又は女子については、死亡者の死亡日の前日において次の各号の要件に該当したものであるときに限り、適用する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

一　被保険者であつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第六十一条第一項第二号又は第六十四条の三第一項第二号にそれぞれ該当しなかつたこと。

二　被保険者でなかつた者については、死亡者の死亡日の前日において国民年金法第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

（障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置）

第十条　この法律による改正後の国民年金法第六十五条第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金についての受給権者が同法第六十五条第五項に規定する給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

2　国民年金法第六十五条第六項及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、この法律による改正後の同法別表の規定は、昭和四十年九月以降の月分のこれらの福祉年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの福祉年金については、なお従前の例による。

3　この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条第二項（同条第三項の規定を適用する場合を含む。）及び第六十七条第二項（同法第七十九条の二第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十八年以前の年の所得によるこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4　この法律による改正後の国民年金法附則第九条の三の規定は、昭和四十年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれらの年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、なお従前の例による。

（児童扶養手当の額に関する経過措置）

第十一条　この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の児童扶養手当（以下この条及び次条において「手当」という。）について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

（児童扶養手当の支給の制限等に関する経過措置）

第十二条　児童扶養手当法第九条の規定による手当の支給の制限及び同法第十三条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の同法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の児童扶養手当法第九条、第十一条（同法第十二条の規定を適用する場合及び同法第十三条第三号において例による場合を含む。）及び同法第十三条第二項の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

（重度精神薄弱児扶養手当の額に関する経過措置）

第十三条　この法律による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法（以下「手当法」という。）第五条の規定は、昭和四十年九月以降の月分の重度精神薄弱児扶養手当（以下「手当」という。）について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

（重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置）

第十四条　手当法第七条の規定による手当の支給の制限及び同法第十一条第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の児童扶養手当法第三条第一項の規定は、昭和四十年九月以降の月分の手当について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の手当法第七条、第九条（同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一条第二項第三号において例による場合を含む。）及び同法第十一条第二項の規定は、昭和三十九年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十八年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

（重度精神薄弱児扶養手当の支給に関する特例）

第十五条　手当法に規定する重度精神薄弱児が、昭和四十年八月一日において、附則第三条、附則第四条、附則第六条第二項又は附則第九条の規定により、新たに国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金（以下「母子年金等」という。）の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつた場合において、次項第一号イの額が同号ロの額をこえるときは、当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者が引き続き当該重度精神薄弱児を監護し、又は養育する間、その者に対する同年九月以降の月分の手当の支給については、当該重度精神薄弱児は、手当法第四条第三項第五号に該当しないものとみなし、当該母子年金等のうち母子年金又は準母子年金は、同条第四項第三号に規定する公的年金給付でないものとみなす。ただし、当該母子年金等の支給が引き続き行なわれる間に限る。

2　前項の規定の適用により重度精神薄弱児を監護し、又は養育する者に支給する手当の額は、手当法第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額とする。

一　イの額からロの額を控除した額

　イ　この法律による国民年金法及び手当法の改正がないものとした場合において、昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と同月分として支払われることとなる当該手当の額との合算額

　ロ　昭和四十年九月分として支払われることとなる当該母子年金等の額と重度精神薄弱児（当該重度精神薄弱児を除く。）の数に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た同月分の手当の額とを合算した額

二　重度精神薄弱児（当該重度精神薄弱児を除く。）の数に応じて、この法律による改正後の手当法の規定により計算して得た昭和四十年九月分の手当の額

3　前項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少したときは、その減少した日の属する月の翌月から、同項の規定による手当の額を、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項の規定の例により計算した額に改定する。

4　第二項第一号に規定する額の計算の基礎となる者が減少した場合において、昭和四十年八月三十一日においてその減少があつたものとみなして同項第一号イの例により計算した額が同号ロの例により計算した額に等しいか、又は満たなくなつたときは、その減少した日の属する月の翌月以降の月分の手当については、第一項の規定を適用しない。

5　第二項の規定による額の手当の支給を受ける者について、手当の額の計算の基礎となる重度精神薄弱児が生じたときは、その生じた日の属する月の翌月から、その手当の額を、その重度精神薄弱児を同項第二号に規定する額の計算の基礎に加えて同項の規定の例により計算した額に改定する。

6　前項に規定する重度精神薄弱児が手当の額の計算の基礎とならなくなつたときは、その計算の基礎とならなくなつた日の属する月の翌月から、前項の規定による手当の額を、その重度精神薄弱児を第二項第二号に規定する額の計算の基礎に入れないで同項の規定の例により計算した額に改定する。

（国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第六十四条」を「第六十四条の三」に改める。

附則第九条第五項及び附則第十条第四項を削る。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭四〇・六・一）

◎経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五局」を「六局」に、「調整局」を「調整局　国民生活局」に改める。

第七条中第六号から第七号の二までを削り、第八号を第六号とし、同条第九号中「総合調整に関すること」の下に「（他局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

（国民生活局の事務）

第七条の二　国民生活局においては、左の事務をつかさどる。

一　国民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

二　一般消費者の保護に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。

三　生活環境の整備その他国民の日常生活の改善に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。

四　物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。

五　長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画であつて、国民生活の安定及び向上並びに物価に関するものの実施に関する総合調整に関すること。

六　国民生活研究所に関すること。

第十二条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第十四条第一項の表中国民生活向上対策審議会の項を次のように改め、国民経済計算審議会の項を削る。

国民生活審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活の安定及び向上に関する基本的な経済政策及び計画等に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項につき内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

第十五条中「五百八十人」を「五百九十一人」に改める。

附則第三項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

2　経済企画庁の定員は、改正後の第十五条の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、五百九十二人とする。

◆

（内閣総理大臣署名）

法律第九十五号（昭四〇・六・一）

◎公害防止事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十七条）
第三章　業務（第十八条―第二十一条）
第四章　財務及び会計（第二十二条―第三十条）
第五章　監督（第三十一条・第三十二条）
第六章　雑則（第三十三条―第三十五条）
第七章　罰則（第三十六条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　公害防止事業団は、工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域におけるこれらの公害の防止に必要な業務を行ない、もつて生活環境の維持改善及び産業の健全な発展に資することを目的とする。

（法人格）

第二条　公害防止事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）

第四条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条　事業団でない者は、公害防止事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生大臣及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命及び任期）

第九条　理事長及び監事は、厚生大臣及び通商産業大臣が任命する。

2　理事は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　役員の任期は、四年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十一条　厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十二条　厚生大臣及び通商産業大臣は、理事長又は監事が次の各号の一に該当するとき、その他理事長又は監事たるに適しないと認めるときは、これを解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

2　理事長は、理事が前項各号の一に該当するとき、その他理事たるに適しないと認めるときは、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生大臣及び通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十四条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十五条　理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十六条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員等の地位）

第十七条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十八条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害（以下「産業公害」という。）が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、工場又は事業場の共同の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）を設置し、及び譲渡すること。

二　前号に規定する地域において、産業公害を防止するために行なわれる工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な建物（これに附属する建物を含む。）を設置し、及び譲渡すること。

三　第一号に規定する地域における産業公害を防止するために移転する工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な敷地を造成し、又はこれとあわせて当該工場若しくは事業場のための同号に規定する施設を設置し、及びこれらを譲渡すること。

四　第一号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設（工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。）を設置し、及び譲渡すること。

五　第一号に規定する施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）であつて政令に定めるものを設置しようとする者に対し、その設置に必要な資金の貸付けを行なうこと。

六　前五号の業務に附帯する業務を行なうこと。

（業務の委託）

第十九条　事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第五号の業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第二十条　事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

（事業実施計画）

第二十一条　事業団は、第十八条第一号から第四号までの業務を行なおうとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　都道府県知事は、前項の規定による協議をするに

当たつては、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十二条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十三条　事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十四条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣及び通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び公害防止債券）

第二十六条　事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は公害防止債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（交付金）

第二十七条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第二十八条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他厚生大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二　資金運用部への預託

三　銀行その他厚生大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第二十九条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（厚生省令、通商産業省令への委任）

第三十条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令、通商産業省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十一条　事業団は、厚生大臣及び通商産業大臣が監督する。

2　厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十二条　厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十三条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十四条　厚生大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第十九条第一項、第二十条第一項、第二十条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十条第二項又は第三十条の厚生省令、通商産業省令を定めようとするとき。

三　第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしようとするとき。

四　第二十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十五条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

第三十六条　第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により厚生大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第四条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十一条第二項の規定による厚生大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十八条　第五条の規定に違反して公害防止事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　厚生大臣及び通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　厚生大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　この法律の施行の際現に公害防止事業団という名称を用いている者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条　事業団の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第九条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「、公害防止事業団」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に「、公害防止事業団法」を加え、同条第三十号の次に次の一号を加える。

三十ノ二　公害防止事業団ガ公害防止事業団法第十八条第三号ノ業務ノ為ニスル土地ノ所有権ノ取得ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十三の次に次の一号を加える。

六ノ十三ノ二　公害防止事業団ガ公害防止事業団法第十八条第一号乃至第三号及第五号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中鉱害復旧事業団の項の次に次のように加える。

公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

（法人税法の一部改正）

第十二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中港務局の項の前に次のように加える。

公害防止事業団	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「、公害防止事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十九　公害防止事業団が公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十四条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「、公害防止事業団」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

第十五条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　公害防止事業団を監督すること。

第九条の二第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　公害防止事業団を監督すること。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

十七　公害防止事業団に関すること。

第九条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十七条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「、公害防止事業団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・通商産業・自治大臣署名）

法律第九十六号（昭四〇・六・一）

◎道路交通法の一部を改正する法律

第一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条―第七十一条」を「第六十四条―第七十一条の二」に、「第七十四条―第七十五条」を「第七十四条・第七十四条の二・第七十五条」に改める。

第二条第十一号中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。

第三条の見出し中「等」を削り、同条第一項中「、自動三輪車」を削り、同条第二項を削る。

第四条第二項中「小児用の車」を「身体障害者用の車いす及び小児用の車」に改める。

第六十七条及び第七十一条中「第八十五条第三項」を「第八十五条第五項」に改める。

第四章第一節中第七十一条の次に次の一条を加える。

（自動二輪車の運転者の遵守事項）

第七十一条の二　自動二輪車の運転者は、政令で定める道路の区間においては、乗車用ヘルメットをかぶらないで自動二輪車を運転し、又は乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗車させて自動二輪車を運転してはならない。

2　自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の運転者は、高速自動車国道及び公安委員会が指定した自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて自動二輪車を運転してはならない。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（安全運転管理者）

第七十四条の二　自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者及び通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）の規定による通運事業者を除く。以下この条において同じ。）は、自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。）を行なわせるため、総理府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について総理府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならない。

2　自動車の使用者は、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から十五日以内に、総理府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3　公安委員会は、安全運転管理者が次条第一項、第二項又は第三項の規定に違反したときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者の解任を命ずることができる。

4　公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該自動車の使用者及び安全運転管理者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（罰則　第一項及び第三項については第百二十条第一項第十一号の四、第百二十三条　第二項については第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条）

第七十五条第一項及び第二項中「車両等の運行を直接管理する地位にある者」を「前条第一項の安全運転管理者その他車両等の運行を直接管理する地位

にある者」に改め、同条第三項中「大型自動車の運行を直接管理する地位にある者」を「前条第一項の安全運転管理者で大型自動車の安全な運転に必要な業務を行なつているものその他大型自動車の運行を直接管理する地位にある者」に、「第八十五条第三項」を「第八十五条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　車両等の運行を直接管理する地位にある者（前条第一項の安全運転管理者を除く。）が前三項の規定に違反した場合において、その者を雇用する者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、通運事業法の規定による通運事業者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは、公安委員会は、当該事業を監督する行政庁に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

第七十五条の付記中「第百十九条」を「第一項から第三項までについては第百十九条」に改める。

第八十四条第三項中「、自動三輪車免許（以下「三輪免許」という。）」を削り、「第一種原動機付自転車免許（以下「第一種原付免許」という。）及び第二種原動機付自転車免許（以下「第二種原付免許」という。）」を「原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）及び牽引免許」に、「九種類」を「八種類」に改め、同条第四項中「自動三輪車第二種免許（以下「三輪第二種免許」という。）」を「牽引第二種免許」に改める。

第八十五条第一項の表中

自動三輪車	三輪免許
自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
小型特殊自動車	小型特殊免許
第一種原動機付自転車	第一種原付免許
第二種原動機付自転車	第二種原付免許

を

自動二輪車	二輪免許
軽自動車	軽免許
小型特殊自動車	小型特殊免許
原動機付自転車	原付免許

に改め、同条第二項中「第一種免許を受けた者」を「前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者」に、「前項の表」を「同表」に改め、同項の表を次のように改める。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
二輪免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
軽免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車

第八十五条第三項中「、大型特殊免許若しくは三輪免許」を「若しくは大型特殊免許」に、「前二項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　牽引するための構造及び装置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車（以下「牽引

自動車」という。）によつて、牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムをこえるもの（以下「重被牽引車」という。）を牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のほか、牽引免許を受けなければならない。

4　牽引免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

第八十五条に次の一項を加える。

6　第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる場合における当該重被牽引車が道路運送法第三条第二項第一号、第二号若しくは第三号若しくは同条第三項第一号に掲げる旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽引車（以下「旅客用車両」という。）であるときは、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて当該旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転することはできない。

第八十五条の付記中「第三項」を「第五項」に改める。

第八十六条第一項の表中

大型特殊自動車	大型特殊第二種免許
自動三輪車	三輪第二種免許

を

大型特殊自動車	大型特殊第二種免許

に改め、同条第二項中「第二種免許を受けた者」を「前項の表の下欄に掲げる第二種免許を受けた者」に、「前項の表」を「同表」に改め、同条に次の二項を加える。

3　牽引自動車によつて旅客用車両を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転しようとする者は、当該牽引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のほか、牽引第二種免許を受けなければならない。

4　牽引第二種免許を受けた者で、大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて旅客用車両を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して当該牽引自動車を運転することができるほか、これらの免許によつて運転することができる牽引自動車によつて重被牽引車を牽引して当該牽引自動車を運転することができる。

第八十七条第一項中「自動三輪車」を「軽自動車」に改める。

第八十八条第一項第一号中「及び大型特殊免許」を「、大型特殊免許及び牽引免許」に改め、「、三輪免許（自動三輪車に係る仮免許を含む。）」を削り、

「軽免許」の下に「（軽自動車に係る仮免許を含む。）」を加え、「、第一種原付免許及び第二種原付免許」を「及び原付免許」に改める。

第九十六条第二項第一号中「二十一歳」を「牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳」に、「、大型特殊免許又は三輪免許」を「又は大型特殊免許」に、「受けており」を「受けている者に該当し」に改め、「（第九十条第三項又は第百三条第二項第二号、第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている場合を除く。）」を削り、同項第二号中「（第九十条第三項又は第百三条第二項第二号、第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者を除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、大型免許、普通免許又は大型特殊免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

第九十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　大型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けている者でなければ、牽引免許の運転免許試験を受けることができない。

第九十六条に次の一項を加える。

4　第二項及び前項各号に規定する免許を現に受けている者には、第九十条第三項又は第百三条第二項第二号若しくは第三号若しくは第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者を含まないものとする。

第九十七条第一項中「軽免許、第二種原付免許及び」を削り、「第一種原付免許」を「原付免許」に改め、「及び第三号」の下に「、牽引免許の運転免許試験にあつては第一号、第二号及び第四号」を加える。

第百六条の見出しを「（国家公安委員会への報告）」に改め、同条前段を次のように改める。

公安委員会は、第九十条第一項本文の規定により免許を与え、若しくは同項ただし書、同条第三項、第百条第三項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（総理府令で定める場合に限る。）、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し総理府令で定める事由が生じたときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

第百七条の二ただし書を次のように改める。

ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し、又は牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合は、この限りでない。

第百七条の七第一項中「三輪免許、」を削り、「第一種原付免許、第二種原付免許」を「原付免許」に改める。

第百八条中「（昭和二十四年法律第二百四十一号）」を削る。

第百十条中「全国的な幹線道路」の下に「（高速自動車国道を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　国家公安委員会は、高速自動車国道における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、公安委員会に対し、当該道路におけるこの法律の実施に関する事項について指示することができる。

第百十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第百三条第八項前段（第九十条第六項又は第百七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習を受けようとする者は、講習手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第百十八条第一項第五号中「第三項」を「第五項」に改める。

第百十九条第一項第十二号中「第七十五条（車両等の運行を管理する者の義務）」の下に「第一項、第二項若しくは第三項」を加える。

第百二十条第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四　第七十四条の二（安全運転管理者）第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

第百二十一条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　第七十四条の二（安全運転管理者）第二項の規定に違反した者

第百二十三条中「第十号、第十一号」の下に「、第十一号の四」を加え、「若しくは第八号」を「、第八号若しくは第九号の二」に改める。

第二条　道路交通法の一部を次のように改正する。

第三条及び第五十九条第二項中「、軽自動車」を削る。

第八十四条第三項中「、軽自動車免許（以下「軽免許」という。）」を削り、「八種類」を「七種類」に改める。

第八十五条第一項の表中「軽自動車｜軽免許」を削り、同条第二項の表中「軽自動車、」及び「軽免許｜小型特殊自動車及び原動機付自転車」を削る。

第八十七条第一項中「、普通自動車又は軽自動車」を「又は普通自動車」に改める。

第八十八条第一項第一号中「、軽免許（軽自動車に係る仮免許を含む。）」を削る。

第百七条の七第一項中「軽免許、」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律中第一条及び附則の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から、第二条の規定は同日から三年を経過した日から施行する。

（自動三輪車免許等に関する経過規定）

第二条　第一条の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）の規定による運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる同条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）の規定による運転免許とみなす。

旧法の規定による運転免許	新法の規定による運転免許
自動三輪車免許	普通自動車免許
第一種原動機付自転車免許	原動機付自転車免許
第二種原動機付自転車免許	自動二輪車免許
自動三輪車第二種免許	普通自動車第二種免許
自動三輪車に係る仮運転免許	普通自動車に係る仮運転免許

2　第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、新法の相当規定によりそれぞれ同表の下

欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

3 第一条の規定の施行の際（以下「改正法の施行の際」という。）現に旧法の規定による自動三輪車免許、自動三輪車第二種免許若しくは自動三輪車に係る仮運転免許を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する新法の規定による運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による自動三輪車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。

4 改正法の施行の際現に旧法の規定による第二種原動機付自転車免許を受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に自動二輪車免許を受けた者が運転することができる自動二輪車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、旧法の規定による第二種原動機付自転車に限るものとする。

5 第三項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転することができる自動二輪車以外の自動二輪車を運転したときは、その行為は、新法の規定（罰則を含む。）の適用については、新法第六十四条の規定に違反する行為とみなす。

（大型自動車免許等に関する特例）

第三条 改正法の施行の際現に旧法の規定による運転免許（小型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許及び仮運転免許を除く。）を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は第百三条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。）は、新法の規定による自動二輪車免許を受けたものとみなす。

2 改正法の施行の際現に旧法の規定による大型特殊自動車免許、自動二輪車免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許を受けた者は、当該運転免許を受けている間（道路交通法第九十条第三項又は第百三条第二項若しくは第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている間を除く。）は、新法の規定による軽自動車免許を受けたものとみなす。

（牽引免許等に関する特例）

第四条 改正法の施行の際大型特殊自動車で牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、もつぱら牽引のために使用されるもの（以下「牽引車」という。）に係る旧法の規定による大型特殊自動車免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引免許を受けたものとみなす。

2 改正法の施行の際牽引車に係る旧法の規定による大型特殊自動車第二種免許を現に受けている者又は施行日前に当該運転免許に係る運転免許試験に合格

したことにより同日以後に当該運転免許を受けた者は、新法の規定による大型自動車免許及び牽引第二種免許を受けたものとみなす。

3 改正法の施行の際旧法の規定による大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許（牽引車に係る大型特殊自動車免許を除く。）、自動三輪車免許、大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許（牽引車に係る大型特殊自動車第二種免許を除く。）若しくは自動三輪車第二種免許を現に受けている者又は施行日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許若しくはこれらに相当する新法の規定による運転免許を受けた者は、同日から六月間は、その者が牽引車によつて牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムをこえるものを牽引して当該牽引車を運転する場合を除き、牽引第二種免許を受けたものとみなす。

（三年経過後における軽自動車免許及び自動三輪車免許に関する経過規定）

第五条 施行日から三年を経過する際における運転免許で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる運転免許とみなす。

従前の運転免許	第二条の規定による改正後の道路交通法（以下「三年後の新法」という。）の規定による運転免許
軽自動車免許	普通自動車免許
軽自動車に係る仮運転免許	普通自動車に係る仮運転免許

2 施行日から三年を経過した日前に従前の規定によつてした運転免許に係る処分又は手続で前項の表の上欄に掲げる運転免許に係るものは、三年後の新法の相当規定によりそれぞれ同表の下欄に掲げる運転免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

3 施行日から三年を経過する際第一項の表の上欄に掲げる運転免許を現に受けている者又は施行日から三年を経過した日前にこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格したことにより同日以後にこれらの運転免許に相当する同表の下欄に掲げる運転免許を受けた者が運転することができる普通自動車は、政令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格するまでの間は、従前の軽自動車に限るものとする。この場合において、十八歳未満の者は、十八歳に達するまでの間は、公安委員会が行なう審査を受けることができない。

4 前項に規定する者が同項の規定により運転することができる普通自動車以外の普通自動車を運転したときは、その行為は、三年後の新法の規定（罰則を含む。）の適用については、同法第六十四条の規定に違反する行為とみなす。

5 附則第二条第三項に規定する者は、施行日から三年を経過した日以後は、同項前段及び同条第五項の規定にかかわらず、従前の軽自動車を運転することができる。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（駐車場法の一部改正）

第七条 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「及び二輪の軽自動車」及び「これらの」を削る。

（内閣総理・法務・運輸・建設大臣署名）

法律第九十七号（昭四〇・六・一）

◎海上運送法の一部を改正する法律

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「、海運代理店業、検数業、鑑定業及び検量業」を「及び海運代理店業」に改める。

第二条に次の一項を加える。

11　この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下同じ。）並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

一　当該自動車の運転者

二　前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつては、その乗車人

三　当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物

第四条第三号中「運航計画」を「事業計画」に改める。

第五条第二号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業」に改める。

第八条第一項中「料金」の下に「並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」を加える。

第九条第二項中「小荷物の」の下に「運送並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、」を加える。

第十一条（見出しを含む。）中「運航計画」を「事業計画」に改める。

第十二条中「小荷物の運送」の下に「並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送」を加える。

第十三条第一項中「旅客、手荷物及び小荷物を運送の申込の順序により、運送し」を「運送の申込の順序により、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をし」に改め、同条第二項中「運送」の下に「並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送」を加える。

第十九条第一号中「その他の運送条件」を「並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」に改め、同条第二号中「運航計画」を「事業計画」に改める。

第十九条の五第一項中「貨物定期航路事業」の下に「（第二十一条第一項に規定する自動車航送貨物定期航路事業を除く。）」を加え、同条第二項中「貨物定期航路事業」を「前項の貨物定期航路事業」に改める。

第十九条の六中「省令で定めるもの」の下に「並びに自動車航送に係る自動車及びその積載貨物」を加える。

第二十一条の見出し中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改め、同条第一項中「一定の航路」を「自動車航送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における自動車航送をする貨物定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の自動車航送をする貨物定期航路事業を除く。以下「自動者航送貨物定期航路事業」という。）又は一定の航路」に改める。

第二十二条中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業を営む者（以下「自動車航送貨物定期航路事業者」という。）又は旅客不定期航路事業」に改める。

第二十三条第一項中「運輸大臣は、」の下に「自動車航送貨物定期航路事業者が正当な理由がないのに一年以上自動車航送をしなかつたとき、又は」を、「旅客の運送」の下に「及び自動車航送をする旅客不定期航路事業者にあつては当該自動車航送」を加える。

第二十三条の二第一項及び第二項中「旅客不定期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者」に改め、同条第三項中「旅客不定期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者」に、「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業」に改める。

第二十三条の三中「旅客不定期航路事業者」を「自動車航送貨物定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者」に改める。

第二十三条の四中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定の自動車航送貨物定期航路事業への準用については、第八条第一項中「旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金」とあるのは「自動車航送に係る運賃及び料金」と、第九条第二項中「旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき」とあるのは「自動車航送につき」と読み替えるものとする。

第三十二条中「他の定期航路事業者」を「他の船舶運航事業者」に改める。

第四十五条の三第一項第二号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業」に改める。

第四十七条第二号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行の際現に、改正前の海上運送法（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定による免許又は旧法第二十一条第一項の規定による許可を受けて一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営んでいる者であつて、自動車航送をしているものは、この法律の施行の日から二月間は、改正後の海上運送法（以下「新法」という。）第八条第一項及び第九条第一項（これらの規定を新法第二十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款の認可を受けないでも、当該自動車航送を引き続きすることができる。その者がその期間内にこれらの規定による自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款の認可の申請をした場合において、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

第三条　この法律の施行の際現に、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項の規定による登録を受け、又は同条第二項の規定による届出をして内航運送業を営んでいる者であつて、新法第二十一条第一項に規定する自動車航送貨物定期航路事業に相当する事業を営んでいるものは、この法

律の施行の日から二月間は、同項の規定による自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けないでも、当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の規定による自動車航送貨物定期航路事業の許可の申請をした場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

2　新法第二十二条から第二十三条の四までの規定は、前項の規定の適用を受ける者が同項の規定により引き続き当該事業を営む場合は、適用しない。

第四条　附則第二条及び前条の規定は、新法第四十四条に規定する船舶運航の事業について準用する。

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の二の二中「旅客不定期航路事業を許可し、」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業を許可し、並びに自動車航送貨物定期航路事業」に改める。

第六条第一項第三号中「及び旅客不定期航路事業」を「、自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項第一号の二中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

第七条　内航海運業法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「旅客定期航路事業」の下に「、自動車航送貨物定期航路事業」を加える。

（内航海運組合法の一部改正）

第八条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「旅客不定期航路事業」を「自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業」に改める。

◆

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九十八号（昭四〇・六・一）

◎戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律

戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

（戦傷病者相談員）

第八条の二　厚生大臣は、戦傷病者の福祉の増進を図るため、戦傷病者の更生等の相談に応じ、及び戦傷病者の援護のために必要な指導を行なうことを、社会的信望があり、かつ、戦傷病者の援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2　前項の規定により委託を受けた者は、戦傷病者相談員と称する。

3　戦傷病者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

第十八条第二項中「二千円」を「三千円」に改める。

附則第十項を次のように改める。

10　第二十三条の規定は、当分の間、戦傷病者のうち公務上の傷病について、恩給法の規定による増加恩給、傷病年金、傷病賜金その他これらに相当する給付を受けている者又は受けた者及びこれらの者の介護者以外の者には、適用しない。

附　則

この法律中第十八条第二項の改正規定及び附則第十項の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から適用する。

（大蔵・厚生・運輸・内閣総理大臣署名）

◆

法律第九十九号（昭四〇・六・一）

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に一五〇、五〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三〇一、〇〇〇円
第二項症	二四四、〇〇〇円
第三項症	一九六、〇〇〇円
第四項症	一四七、〇〇〇円
第五項症	一一四、〇〇〇円
第六項症	八七、〇〇〇円
第一款症	七七、五〇〇円
第二款症	七五、〇〇〇円
第三款症	五七、〇〇〇円

第八条第四項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	三二〇、〇〇〇円
第二款症	二六五、〇〇〇円
第三款症	二二七、〇〇〇円

第八条第五項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に七五、二五〇円以内の額を加えた額
第一項症	一五〇、五〇〇円
第二項症	一二二、〇〇〇円
第三項症	九八、〇〇〇円
第四項症	七三、五〇〇円
第五項症	五七、〇〇〇円
第六項症	四三、五〇〇円

第二十六条第一項各号中「七万一千円」を「九万二千円」に改め、同条第四項中「三万五千五百円」を「四万六千円」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「五千九百十円」を「七千六百七十円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第三条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項中「遺族給与金」の下に「、遺族一時金」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　昭和四十年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「改正後の遺族援護法」という。）第八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金（死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢の区分		
	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月から昭和四十一年六月分まで	七万一千円	七万八千円	八万一千五百円
昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	七万一千円	八万五千円	

2　死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項各号中「九万二千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の末日における遺族年金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢の区分	
	六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から同年十二月分まで	七万八千円	八万一千五百円
昭和四十一年一月分から同年十二月分まで	八万一千五百円	八万一千五百円

第四条　次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金（死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢の区分		
	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から昭和四十一年六月分まで	三万五千五百円	三万九千円	四万七百五十円
昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	三万五千五百円	四万二千五百円	

2　死亡した者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「四万六千円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢の区分	
	六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から同年十二月分まで	三万九千円	四万七百五十円
昭和四十一年一月分から同年十二月分まで	四万七百五十円	四万七百五十円

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当（未帰還者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。）の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢の区分		
	六十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から昭和四十一年六月分まで	五千九百十円	六千五百円	六千七百九十円
昭和四十一年七月分から同年十二月分まで	五千九百十円	六千七百九十円	六千七百九十円
昭和四十二年一月分から同年六月分まで	五千九百十円	七千八十円	

2　未帰還者の配偶者、子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべき次の表の上欄に掲げる月分の留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「七千六百七十円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における留守家族手当を受けるべき留守家族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月分	年齢の区分	
	六十五歳未満	六十五歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分から同年十二月分まで	六千五百円	六千七百九十円
昭和四十一年一月分から同年十二月分まで	六千七百九十円	六千七百九十円

（大蔵・厚生・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百号（昭四〇・六・一）

◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、昭和四十年四月一日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているもの（同日において離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているものを除く。）をいう。ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、次の各号の一に該当するものを除く。

一　死亡した者の死亡の日以後遺族援護法第三十五条第一項に規定する遺族（以下この項において「遺族」という。）以外の者と婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。以下同じ。）をした配偶者のうち、同法第三十六条第一項第一号括弧中のただし書の規定に該当したため同号の順位の遺族として弔慰金を受ける権利を取得した配偶者（遺族以外の者と法律上の婚姻をした配偶者を除く。）で、その権利を取得した当時同項第二号から第九号までに掲げるいずれかの者があつたもの

二　弔慰金を受ける権利を取得した後昭和四十年四月一日前に遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）

2　弔慰金を受ける権利を取得した者が次の各号の一に該当する場合において、昭和四十年四月一日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。

一　昭和四十年四月一日において、死亡しているとき、日本の国籍を有していないとき、又は離縁によつて死亡した者との親族関係が終了しているとき。

二　配偶者については、前項各号の一に該当するとき。

（特別弔慰金の支給）

第三条　戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、昭和四十年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。

（裁定）

第四条　特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

（特別弔慰金の額及び記名国債の交付）

第五条　特別弔慰金の額は、死亡した者一人につき三万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合の請求等）

第六条　同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

（特別弔慰金を受ける権利の受継）

第七条　特別弔慰金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別弔慰金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別弔慰金を請求することができる。

2　前条の規定は、特別弔慰金を受ける権利を有する者がその請求をしないで死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における特別弔慰金の請求又はその裁定について準用する。第五条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が数人ある場合における当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求若しくはその支払又は同項に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更についても、同様とする。

（時効）

第八条　特別弔慰金を受ける権利は、三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（時効の中断）

第九条　特別弔慰金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（譲渡又は担保の禁止）

第十条　特別弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第十一条　特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

（非課税）

第十二条　租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。

2　特別弔慰金に関する書類及び第五条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十三条　第五条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3　前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4　第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（権限の委任）

第十四条　この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

（省令への委任）

第十五条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

（国債の発行の日）

2　第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

（厚生省設置法の一部改正）

3　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十三号の三の次に次の一号を加える。

六十三の四　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の定めるところにより、特別弔慰金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を施行すること。

（大蔵・厚生・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百一号（昭四〇・六・一）

◎昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律

（特別措置法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定）

第一条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第二条第一項第二号に規定する旧法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものについては、昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号。以下「昭和三十七年法律第百十六号」という。）第一条の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3　第一項の規定により年金額を改定された年金のうち、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当するもの（次項第二号に掲げる遺族年金を除く。）については、昭和四十二年六月分（これらの年金を受ける者が同年五月三十一日までに六十歳に達した場合には、その達した日の属する月分）までは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、当該遺族年金に相当する年金を受ける者が二人あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人の者が六十歳に達する月とみなす。

4　第一項の規定により年金額を改定された年金については、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる割合を改定年金額と従前の年金額との差額に乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一　六十歳に達した月の翌月分（旧法の規定による廃疾年金に相当する年金については、昭和四十年十月分）から六十五歳に達する月分までの年金（次号に掲げるものを除く。）　昭和四十一年六月分までは三分の二、同年七月分から同年十二月分までは二分の一、昭和四十二年一月分から同年六月分までは三分の一

二　旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち妻、子又は孫に支給するものでこれらの者が六十五歳に達する月分までのもの　昭和四十年十二月分までは三分の二、昭和四十一年一月分から同年十二月分までは二分の一

三　六十五歳に達した月の翌月分から七十歳に達する月分までの年金　昭和四十一年十二月分までは二分の一

5　第三項後段の規定は、前項第一号及び第三号の場合について準用する。この場合において、第三項中「六十歳」とあるのは、「六十五歳又は七十歳」と読み替えるものとする。

（特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条　特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金（以下「障害年金」という。）、公務による死亡を給付事由とする年金（以下「殉職年金」という。）又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金（以下「障害遺族年金」という。）については、昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十七年法律第百十六号第二条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第四項において準用する同法第二条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第二条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸

給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一条に規定する共済協会又は同法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、障害年金及び障害遺族年金にあつては、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとし、殉職年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2　次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一　障害年金　別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては三万一千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二　殉職年金　九万二千円

三　障害遺族年金　五万五千二百円

3　前項第二号の殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一　扶養遺族が一人である場合　五千円

二　扶養遺族が二人以上である場合　七千円

4　前条第二項の規定は第一項の規定による障害年金の年金額の改定の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は第二項の規定による殉職年金及び障害遺族年金の年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。

（旧法による年金の額の改定）

第三条　旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（同法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十七年法律第百十六号第三条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第四項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第三条第一項又は第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　旧法第九十条に規定する年金のうち、障害年金、殉職年金又は障害遺族年金については、昭和四十年十月分以後、その額を、昭和三十七年法律第百十六号第三条第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第四項において準用する同法第一条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同法第三条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に

規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、殉職年金にあつては、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

3　第一条第二項から第五項までの規定は第一項の規定による年金額の改定の場合について、前条第二項から第四項までの規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。

（昭和三十五年三月三十一日以前の新法による年金の額の改定）

第四条　昭和三十五年三月三十一日以前に国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「新法」という。）の退職（死亡を含む。以下同じ。）をした組合員（第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。次条第一項において同じ。）については、その者又はその遺族の請求により、昭和四十年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額の若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十三号）による改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　仮定新法の俸給年額　昭和二十八年十二月三十一日において施行されていた給与に関する法令（以下この条において「旧給与法令」という。）がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給に基づき、新法第四十二条第二項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給（その額が三万四千五百円以下である場合には、その額にそれぞれ対応する旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十三年法律第百二十六号。以下「昭和三十三年法律第百二十六号」という。）別表第一の仮定俸給）を昭和三十七年法律第百十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給の額を算出し、その額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に一・二を乗じて得た額をいう。

二　仮定恩給法の俸給年額　旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額を求め、その年額（その年額が四十一万四千円以下である場合には、その年額に対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号。以下「昭和三十三年法律第百二十四号」という。）附則別表第一から附則別表第三までに掲げる仮定俸給年額）を恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十四号。以下「昭和三十七年法律第百十四号」という。）附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げる俸給年額とみなしてこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額を算出し、その額に対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号。以下「昭和四十年法律第八十二号」という。）附則別表第一から附則別表第三まで

の下欄に掲げる仮定俸給年額を求めた場合におけるその仮定俸給年額をいう。

三　仮定旧法の俸給年額　旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、旧法第十九条の規定の例により算定した俸給に相当する額を求め、その額（その額が三万四千五百円以下である場合には、その額に対応する昭和三十三年法律第百二十六号別表第一の仮定俸給）を昭和三十七年法律第百十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給を算出し、その額に対応する別表第一の下欄に掲げる仮定俸給を求めた場合におけるその仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

2　第一条第二項の規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は前項に規定する年金（減額退職年金及び公務による廃疾年金を除く。）の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「改定年金額」とあるのは「改定年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間又は旧長期組合員期間に対応する部分の金額」と、「従前の年金額」とあるのは「従前の年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間又は旧長期組合員期間に対応する部分の金額」と読み替えるものとする。

3　衛視等（新法附則第十三条第一項に規定する衛視等をいい、施行法第五十一条の三第一項の規定により衛視等であつたものとみなされる者を含む。以下同じ。）で昭和三十五年三月三十一日以前に新法の退職（衛視等でなくなることを含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）をしたものに係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。次条第二項において同じ。）については、その者又はその遺族の請求により、昭和四十年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定衛視等の新法の俸給年額又は仮定衛視等の恩給法の俸給年額をそれぞれ新法附則第十三条の二第二項若しくは施行法第二条第一項第三号又は同項第十七号の二に規定する衛視等の俸給年額又は衛視等の恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　仮定衛視等の新法の俸給年額　旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給に基づき、新法附則第十三条の二第二項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給（その額が三万四千五百円以下である場合には、その額にそれぞれ対応する昭和三十三年法律第百二十六号別表第一の仮定俸給）を昭和三十七年法律第百十六号別表第一の上欄に掲げる仮定俸給とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給の額を算出し、その額を基礎として同項の規定の例により算定した衛視等の新法の俸給年額に一・二を乗じて得た額をいう。

二　仮定衛視等の恩給法の俸給年額　旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額を求め、その年額（その年額が四十一万四千円以下である場合には、その年額に対応する昭和三十三年法律第百二十四号附則別表第一に掲げる仮定俸給年額）を昭和三十七年法律第百十四号附則別表第一の上欄に掲げる俸給年額とみなして同表の下欄に掲げる仮定俸給年額を算出し、その額に対応する昭和四十年法律第八十二号附則別表第一の下欄に掲げる仮定俸給年額を求めた場合におけるその仮定俸給年額をいう。

4　第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について、同条第三項から第五項までの規定は前項に規定する年金（減額退職年金及び公務による廃疾年金を除く。）の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「改定年金額」とあるのは「改定年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間に対応する部分の金額」と、「従前の年金額」とあるのは「従前の年金額のうちその計算の基礎となつた恩給公務員期間に対応する部分の金額」と読み替えるものとする。

5　この条に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による年金額の改定及び第二項又は前項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（昭和四十年九月三十日以前の新法による年金の額の改定）

第五条　昭和三十五年四月一日以後の新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十年九月三十日において現に支給されているものについては、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定（昭和三十九年十月一日前に退職した者については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の新法又は施行法の規定。次項において同じ。）を適用して算定した額に改定する。

一　仮定新法の俸給年額　昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する法令（以下この条において「旧給与法令」という。）がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給に基づき、新法第四十二条第二項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給の額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に一・二を乗じて得た額をいう。

二　仮定恩給法の俸給年額　旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額を求め、その年額に対応する昭和四十年法律第八十二号附則別表第一から附則別表第三までの下欄に掲げる仮定俸給年額を求めた場合におけるその仮定俸給年額をいう。

三　仮定旧法の俸給年額　旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、旧法第十九条の規定の例により算定した俸給に相当する額を求め、その額に対応する別表第一の下欄に掲げる仮定俸給を求めた場合におけるその仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

2　昭和三十五年四月一日以後に新法の退職をした衛

視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十年九月三十日において現に支給されているものについては、その者又はその遺族の請求により、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定衛視等の新法の俸給年額又は仮定衛視等の恩給法の俸給年額をそれぞれ新法附則第十三条の二第二項若しくは施行法第二条第一項第三号又は同項第十七号の二に規定する衛視等の俸給年額又は衛視等の恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一　仮定衛視等の新法の俸給年額　旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給に基づき、新法附則第十三条の二第二項の計算の基礎となるべき俸給を求め、その俸給の額を基礎として同項の規定の例により算定した俸給年額に一・二を乗じて得た額をいう。

二　仮定衛視等の恩給法の俸給年額　旧給与法令がその者の退職の日まで施行されていたとしたならばその者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた俸給を基礎として、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額を求め、その年額に対応する昭和四十年法律第八十二号附則別表第一の下欄に掲げる仮定俸給年額をいう。

3　前条第二項及び第五項の規定は第一項の規定による年金額の改定の場合について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による年金額の改定の場合について、それぞれ準用する。

（端数計算）

第六条　第一条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第七条　第一条から第五条までの規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一　第一条から第三条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。

二　第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、施行法第十一条第一項第四号（同法第四十二条において準用する場合を含む。）の施行日以後の組合員期間以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、国が負担し、同号の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第九十九条第二項第二号及び第四項、第百二十五条並びに第百二十六条第二項の規定の例による。

三　第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金についての費用は、国が負担する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。ただし、附則第三条中特別措置法第七条の二の改正規定、附則第四条並びに附則第五条中施行法第七条第一項第五号及び第五十六条第一項の改正規定

並びに施行法第四十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

第二条　この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものをうける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

（他の法律の一部改正）

第三条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくは昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号）第一条若しくは第二条」を「、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十七年法律第百十六号）第一条若しくは第二条若しくは昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第百一号）第一条若しくは第二条」に改める。

第七条の二第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第四条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第九十九条第四項中「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「「職員団体の負担金」」の下に「と、同項第二号中「国の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」」を加える。

第百二十五条中「から第四号まで」を「、第三号及び第四号」に改め、「「組合の負担金」」の下に「と、同項第二号中「国の負担金百分の五十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」」を加える。

第五条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ただし書中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「同条第四項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同項第五号中「旧特別調達庁法（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する特別調達庁に勤務する者で職員に相当するもの」を「職員に準ずる者で政令で定める者」に改める。

第十五条第二項及び第三項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障）

第三十三条　新法第八十八条第一項第一号又は第三十一条の規定による遺族年金の額が七万七千六百四十四円（当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。）より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員の取扱い）

第四十九条の二　施行日前に厚生年金保険法（昭和

二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者期間を有していた更新組合員（当該更新組合員であつた者で再び組合員となつたものを含む。以下この条において同じ。）で政令で定めるものの当該被保険者であつた期間（その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。）は、この法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、旧長期組合員期間に該当するものであつたものとみなす。

2　前項の規定により旧長期組合員期間に該当するものとみなされた期間につき長期給付の額を算定する場合には、その期間に係る長期給付の額の百分の二十に相当する金額（政令で定める場合に該当するときは、政令で定めるところにより計算した金額）を控除する。

3　第一項の規定により旧長期組合員期間とみなされた期間は、施行日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

五十五条第一項中「及び第四十九条」を「、第四十九条及び第四十九条の二」に改める。

別表中「二一五、〇〇〇円」を「二九一、二〇〇円」に、「一三三、〇〇〇円」を「一九四、二〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。

第六条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「附則第十六条第二項」の下に「、昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第百一号）附則第十条」を加える。

（特別措置法の改正に伴う経過措置）

第七条　附則第三条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の二の規定による年金は、附則第一条ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）の属する月分以後の年金から適用する。

（国家公務員共済組合法の改正に伴う経過措置）

第八条　附則第四条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第四項及び第百二十五条（同法第百二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、一部施行日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

（施行法の改正に伴う経過措置）

第九条　附則第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第二条第一項第七号（同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項各号に掲げる者を含む。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十年法律第八十二号による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和四十年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　第一項の規定の適用を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、国家公務員共済組合法若しくは改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（国家公務員共済組合法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額に達するまでの金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

4　改正後の施行法第十五条、第三十三条及び別表の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金、公務による遺族年金及び公務による廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

第十条　政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第四十九条の二の規定により組合員期間に算入されることとなつた厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第十六条第二項の規定により交付された部分を除く。）を、政令で定めるところにより、昭和四十二年度までに厚生年金保険特別会計から組合に交付するものとする。

別表第一

昭和三十七年法律第百十六号別表第一の仮定俸給	仮定俸給
七、一六七円	八、六〇〇円
七、三五八	八、八三〇
七、五三三	九、〇四〇
七、七七五	九、三三〇
七、九二五	九、五一〇
八、二〇〇	九、八四〇
八、六〇〇	一〇、三二〇
九、〇一七	一〇、八二〇
九、四二五	一一、三一〇
九、八五〇	一一、八二〇
一〇、二五八	一二、三一〇
一〇、六七五	一二、八一〇
一〇、九四二	一三、一三〇
一一、二〇八	一三、四五〇
一一、五一七	一三、八二〇
一一、九五〇	一四、三四〇
一二、三一七	一四、七八〇
一二、六七五	一五、二一〇
一三、一〇〇	一五、七二〇
一三、五二五	一六、二三〇
一三、九九二	一六、七九〇
一四、四六七	一七、三六〇
一五、〇五八	一八、〇七〇
一五、四一七	一八、五〇〇
一五、九〇〇	一九、〇八〇
一六、三六七	一九、六四〇
一七、三〇八	二〇、七七〇
一七、五五〇	二一、〇六〇
一八、二五八	二一、九一〇
一九、二〇八	二三、〇五〇
二〇、二五八	二四、三一〇
二〇、七九二	二四、九五〇
二一、三〇〇	二五、五六〇
二二、〇三三	二六、四四〇
二二、四五八	二六、九五〇
二三、七〇八	二八、四五〇
二四、三二五	二九、一九〇
二四、九六七	二九、九六〇

二六、二一七	三一、四六〇
二七、四七五	三二、九七〇
二七、八〇〇	三三、三六〇
二八、八三三	三四、六〇〇
三〇、三〇八	三六、三七〇
三一、七六七	三八、一二〇
三二、六六七	三九、二〇〇
三三、五五〇	四〇、二六〇
三五、三二五	四二、三九〇
三七、一〇八	四四、五三〇
三七、四六七	四四、九六〇
三八、八八三	四六、六六〇
四〇、六六七	四八、八〇〇
四二、四五〇	五〇、九四〇
四四、二二五	五三、〇七〇
四五、三四二	五四、四一〇
四六、五三三	五五、八四〇
四八、八三三	五八、六〇〇
五一、一五〇	六一、三八〇
五二、三一七	六二、七八〇
五三、四五〇	六四、一四〇
五五、七五〇	六六、九〇〇
五六、八〇八	六八、一七〇
五八、〇五八	六九、六七〇
六〇、三五八	七二、四三〇
六二、八六七	七五、四四〇
六四、一五八	七六、九九〇
六五、三八三	七八、四六〇
六六、六六七	八〇、〇〇〇
六七、九〇〇	八一、四八〇
七〇、四〇八	八四、四九〇
七二、九一七	八七、五〇〇
七四、一五〇	八八、九八〇
七五、四三三	九〇、五二〇

別表第二

仮定俸給	率
五三、〇六七円以上のもの	二一・六割
四八、八〇〇円をこえ五三、〇六七円未満のもの	二二・三割
四六、六五八円をこえ四八、八〇〇円以下のもの	二三・〇割
四四、九五八円をこえ四六、六五八円以下のもの	二三・二割
三一、四五八円をこえ四四、九五八円以下のもの	二三・四割
二九、九五八円をこえ三一、四五八円以下のもの	二三・九割
二六、九五〇円をこえ二九、九五八円以下のもの	二四・五割
二一、九〇八円をこえ二六、九五〇円以下のもの	二五・二割
二一、〇五八円をこえ二一、九〇八円以下のもの	二五・七割
一九、六四二円をこえ二一、〇五八円以下のもの	二六・一割
一九、〇八三円をこえ一九、六四二円以下のもの	二七・二割
一八、五〇〇円をこえ一九、〇八三円以下のもの	二七・五割
一六、二三三円をこえ一八、五〇〇円以下のもの	二七・九割
一四、三四二円をこえ一六、二三三円以下のもの	二八・三割
一三、八一七円をこえ一四、三四二円以下のもの	二九・〇割
一三、四五〇円をこえ一三、八一七円以下のもの	二九・九割
一三、一三三円をこえ一三、四五〇円以下のもの	三〇・六割
一二、八〇八円をこえ一三、一三三円以下のもの	三〇・九割
一二、三〇八円をこえ一二、八〇八円以下のもの	三一・三割
一一、八一七円をこえ一二、三〇八円以下のもの	三二・三割
一一、八一七円以下のもの	三二・九割

別表第三

障害の等級	年金額
一級	三〇一、〇〇〇円
二級	二四四、〇〇〇円
三級	一九六、〇〇〇円
四級	一四七、〇〇〇円
五級	一一四、〇〇〇円
六級	八七、〇〇〇円

備考

一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めたところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一四七、〇〇〇円」とあるのは、「一七一、五〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

◆

法律第百二号（昭四〇・六・一）

◎小規模企業共済法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　共済契約（第三条―第二十二条）
第三章　小規模企業共済事業団
第一節　総則（第二十三条―第二十九条）
第二節　役員等（第三十条―第四十一条）
第三節　業務（第四十二条―第四十四条）
第四節　財務及び会計（第四十五条―第五十二条）
第五節　監督　（第五十三条・第五十四条）
第六節　補則（第五十五条・第五十六条）
第四章　雑則（第五十七条―第五十九条）
第五章　罰則（第六十条―第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　常時使用する従業員の数が二十人以下の個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　常時使用する従業員の数が五人以下の個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三　常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの役員

四　常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものの役員

五　特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合及び主として第一号若しくは第二号に掲げる個人又は第三号若しくは前号に規定する会

社を直接又は間接の構成員とするものに限る。）であつて、政令で定めるものの役員

2　この法律において「共済契約」とは、小規模企業者が小規模企業共済事業団（以下「事業団」という。）に掛金を納付することを約し、事業団がその者の事業の廃止等につき、この法律の定めるところにより共済金を支給することを約する契約をいう。

3　この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者である個人たる事業者及び会社又は中小企業団体（以下「会社等」という。）の役員をいう。

第二章　共済契約

（契約の締結）

第三条　小規模企業者でなければ、共済契約を締結することができない。

2　個人たる事業者であつて会社等の役員を兼ねる小規模企業者は、次の各号の一に掲げる地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

一　個人たる小規模企業者としての地位

二　会社等の役員たる小規模企業者としての地位（二以上の会社等の役員を兼ねる小規模企業者にあつては、そのいずれか一の会社等の役員たる小規模企業者としての地位）

3　二以上の会社等の役員を兼ねる小規模企業者（前項に規定する者を除く。）は、そのいずれか一の会社等の役員たる小規模企業者としての地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

4　現に共済契約者である小規模企業者は、新たな共済契約を締結することができない。

5　事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒絶してはならない。

一　共済組合の申込者が第七条第二項の規定により共済契約を解除され、その解除の日から一年を経過しない者であるとき。

二　共済契約の申込者が偽りその他不正の行為によつて共済金又は解約手当金（以下「共済金等」という。）の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき。

第四条　共済契約は、掛金月額を定めて締結するものとする。

2　掛金月額は、その一口の金額を五百円とし、共済契約者一人につき十口をこえてはならない。

（契約の申込み）

第五条　共済契約の申込みは、掛金月額及び共済契約者が会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結する共済契約にあつてはその会社等の名称を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2　申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

3　事業団は、共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

（契約の成立）

第六条　共済契約は、事業団がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

（契約の解除）

第七条　事業団は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2　事業団は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一　共済契約者が通商産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき。

二　共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3　共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

4　共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

（掛金月額の変更）

第八条　事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

2　事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

3　前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4　第六条の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

（共済金）

第九条　事業団は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する。ただし、第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合において、共済契約者の掛金納付月数が十二月未満のときは、この限りでない。

一　事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散）があつたとき。

二　会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、前号に掲げる事由が生じないでその会社等の役員でなくなつたとき。

三　六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十月以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

四　前三号に掲げる事由が生じないで共済契約者の掛金納付月数が三百六十月に達したとき。

2　共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月分の掛金を五百円及びその五百円を順次こえる五百円ごとに区分した場合における各区分（以下「掛金区分」という。）に応ずる区分共済金額（その区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分に応ずるものを除く。）の合計額とする。

3　前項の区分共済金額は、別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、第一項第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第十条　前条第一項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一　配偶者（届出をしていないが、共済契約者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。）

二　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三　前号に掲げる者のほか、共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2　共済金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順と

する。

3　前項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、共済金は、その人数によつて等分して支給する。

（欠格）

第十一条　故意の犯罪行為により共済契約者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、共済金の支給を受けることができない。共済契約者の死亡前に、その者の死亡によつて共済金の支給を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

（解約手当金）

第十二条　共済契約が解除されたときは、事業団は、共済契約者に解約手当を支給する。

2　第七条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、通商産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3　第九条第一項ただし書の規定は、解約手当金について準用する。

4　解約手当金の額は、掛金区分（その区分に係る掛金納付月数が十二月未満のものを除く。）ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下らず、かつ、百分の百をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額とする。

（掛金納付月数の通算）

第十三条　共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときは、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

（支払の差止め）

第十四条　事業団は、共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、その共済契約者の納付に係る掛金（割増金を含む。以下この条において同じ。）でまだ納付されていないものがあるときは、その納付されていない掛金の納付があるまでは、共済金等の支払を差し止めることができる。

（譲渡し等の禁止）

第十五条　共済金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（共済金等の返還）

第十六条　偽りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者がある場合は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

2　事業団が共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、前項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その共済金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（掛金の納付）

第十七条　共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から共済契約者に第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日（同項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約の解除の日の属する月にあつては、その事由が生じた日又はその解除の日）における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日までに納付しなければならない。

2　毎月分の掛金は、分割して納付することができない。

（前納の場合の減額）

第十八条　事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、通商産業省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

（割増金）

第十九条　事業団は、掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対し、割増金を納付させることができる。

2　割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

（納付期限の延長）

第二十条　事業団は、災害その他やむを得ない事由により掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（時効）

第二十一条　共済金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

2　共済金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために共済金の支給の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

（期間計算の特例）

第二十二条　共済金等の支給の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第三章　小規模企業共済事業団

第一節　総則

（目的）

第二十三条　事業団は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業共済制度の運営等を行なうことを目的とする。

（法人格）

第二十四条　事業団は、法人とする。

（事務所）

第二十五条　事業団は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第二十六条　事業団の資本金は、四千万円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第二十七条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第二十八条　事業団でない者は、小規模企業共済事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第二十九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

第二節　役員等

（役員）

第三十条　事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第三十一条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第三十二条　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第三十三条　役員の任期は、四年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第三十四条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第三十五条　通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第三十六条　通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2　理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第三十七条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第三十八条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（評議員会）

第三十九条　事業団に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　評議員会は、評議員十人以内で組織する。

5　評議員は、小規模企業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6　評議員の任期は、二年とする。

7　評議員は、再任されることができる。

（職員の任命）

第四十条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第四十一条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務

（業務の範囲）

第四十二条　事業団は、第二十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　この法律の規定による小規模企業共済事業を行なうこと。

二　共済契約者（会社又は企業組合の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社又は企業組合。以下この号において同じ。）又は主として共済契約者を直接若しくは間接の構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、その共済契約者又は事業協同組合その他の団体の事業に必要な資金の貸付けを行なうこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

2　前項第二号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行なわなければならない。

（業務の委託）

第四十三条　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。

一　共済金等の支給に関する業務

二　掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

三　前条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

2　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第二号に掲げる業務及び調査、広報その他の業務（同項に規定するものを除く。）の一部を委託することができる。

3　前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4　第一項の規定により同項第三号に掲げる業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第四十四条　事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節　財務及び会計

（事業年度）

第四十五条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第四十六条　事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十七条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業

大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第四十八条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第四十九条　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第五十条　事業団は、次の各号に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託

二　通商産業大臣が指定する有価証券の取得

2　前項第二号の規定により取得した有価証券は、次の各号に掲げるものに運用することができる。

一　信託会社又は信託業務を行なう銀行への信託

二　証券業者への預託

3　事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券を証券業者に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

4　事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第五十一条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第五十二　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節　監督

（監督）

第五十三条　事業団は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十四条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第四十三条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託をうけた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節　補則

（解散）

第五十五条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第五十六条　通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十六条、第四十九条第一項若しくは第二項ただし書又は第五十条第四項の認可（第四十三条第一項の認可にあつては、同項第三号に掲げる業務を委託する場合におけるものに限る。）をしようとするとき。

二　第四十四条第二項又は第五十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

三　第四十七条第一項、第五十条第三項又は第五十一条の承認をしようとするとき。

四　第五十条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第四章　雑則

（あつせん）

第五十七条　共済契約の成立若しくはその解除の効力、共済金等、掛金又は申込金に関して、事業団と共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族から請求があつたときは、通商産業大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2　前項のあつせんの請求の手続その他あつせんに関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（掛金及び共済金等の額の検討）

第五十八条　掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

（戸籍書類の無料証明）

第五十九条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、事業団又は共済金等の支給を受ける権利を有する者（共済契約者を除く。）に対し、共済金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

第五章　罰則

第六十条　第五十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第二十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第四十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第五十条第一項の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

五　第五十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十二条　第二十八条の規定に違反して小規模企業共済事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　この法律の施行の際現に小規模企業共済事業団という名称を用いている者については、第二十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条　事業団の最初の事業年度は、第四十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条　事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第九条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「特定業種退職金共済組合」の下に「、小規模企業共済事業団」を、「中小企業退職金共済法」の下に「、小規模企業共済法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ六の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ七　小規模企業共済事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中住宅組合の項の次に次のように加える。

小規模企業共済事業団	小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）

（法人税法の一部改正）

第十二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中商工会の項の前に次のように加える。

小規模企業共済事業団	小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに中小企業退職金共済事業団」を「、中小企業退職金共済事業団」に改め、「特定業種退職金共済組合」の下に「並びに小規模企業共済事業団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十四条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「、小規模企業共済事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十五条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び中小企業退職金共済事業団」を「、中小企業退職金共済事業団及び小規模企業共済事業団」に改める。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十六条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の三の二　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）による小規模企業共済事業に関すること。

別表

一二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一三月	六、五〇〇円	六、五〇〇円
一四月	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円
一五月	七、五〇〇円	七、五〇〇円
一六月	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円
一七月	八、五〇〇円	八、五〇〇円
一八月	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円
一九月	九、五〇〇円	九、五〇〇円
二〇月	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
二一月	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
二二月	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
二三月	一一、五〇〇円	一一、五〇〇円
二四月	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
二五月	一二、五〇〇円	一二、五〇〇円
二六月	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
二七月	一三、五〇〇円	一三、五〇〇円
二八月	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
二九月	一四、五〇〇円	一四、五〇〇円
三〇月	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
三一月	一五、五〇〇円	一五、五〇〇円
三二月	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三三月	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円
三四月	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
三五月	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円
三六月	二〇、八六〇円	一九、一〇〇円
三七月	二一、五一〇円	一九、六七〇円
三八月	二二、一七〇円	二〇、二五〇円
三九月	二二、八三〇円	二〇、八二〇円
四〇月	二三、四九〇円	二一、三九〇円
四一月	二四、一四〇円	二一、九七〇円
四二月	二四、八〇〇円	二二、五四〇円
四三月	二五、四六〇円	二三、一二〇円

四四月	二六、一二〇円	二三、六九〇円
四五月	二六、七七〇円	二四、二七〇円
四六月	二七、四三〇円	二四、八四〇円
四七月	二八、〇九〇円	二五、四二〇円
四八月	二八、七五〇円	二五、九九〇円
四九月	二九、四五〇円	二六、五九〇円
五〇月	三〇、一五〇円	二七、一九〇円
五一月	三〇、八五〇円	二七、七九〇円
五二月	三一、五五〇円	二八、三九〇円
五三月	三二、二五〇円	二八、九八〇円
五四月	三二、九五〇円	二九、五八〇円
五五月	三三、六五〇円	三〇、一八〇円
五六月	三四、三六〇円	三〇、七八〇円
五七月	三五、〇六〇円	三一、三八〇円
五八月	三五、七六〇円	三一、九七〇円
五九月	三六、四六〇円	三二、五七〇円
六〇月	三七、一六〇円	三三、一七〇円
六一月	三七、九一〇円	三三、九〇〇円
六二月	三八、六五〇円	三四、六二〇円
六三月	三九、四〇〇円	三五、三五〇円
六四月	四〇、一五〇円	三六、〇七〇円
六五月	四〇、九〇〇円	三六、八〇〇円
六六月	四一、六四〇円	三七、五二〇円
六七月	四二、三九〇円	三八、二五〇円
六八月	四三、一四〇円	三八、九七〇円
六九月	四三、八八〇円	三九、七〇〇円
七〇月	四四、六三〇円	四〇、四二〇円
七一月	四五、三八〇円	四一、一五〇円
七二月	四六、一三〇円	四一、八七〇円
七三月	四六、九二〇円	四二、五六〇円
七四月	四七、七二〇円	四三、二五〇円
七五月	四八、五二〇円	四三、九四〇円
七六月	四九、三一〇円	四四、六三〇円
七七月	五〇、一一〇円	四五、三二〇円
七八月	五〇、九一〇円	四六、〇一〇円
七九月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円
八〇月	五二、五〇〇円	四七、三九〇円
八一月	五三、三〇〇円	四八、〇八〇円
八二月	五四、〇九〇円	四八、七七〇円
八三月	五四、八九〇円	四九、四六〇円
八四月	五五、六九〇円	五〇、一五〇円
八五月	五六、五三〇円	五〇、八七〇円
八六月	五七、三八〇円	五一、六〇〇円
八七月	五八、二三〇円	五二、三三〇円
八八月	五九、〇八〇円	五三、〇五〇円
八九月	五九、九三〇円	五三、七七〇円
九〇月	六〇、七八〇円	五四、五〇〇円
九一月	六一、六三〇円	五五、二二〇円
九二月	六二、四八〇円	五五、九五〇円
九三月	六三、三三〇円	五六、六七〇円
九四月	六四、一八〇円	五七、四〇〇円
九五月	六五、〇二〇円	五八、一二〇円
九六月	六五、八七〇円	五八、八五〇円
九七月	六六、七八〇円	五九、六一〇円
九八月	六七、六八〇円	六〇、三七〇円
九九月	六八、五九〇円	六一、一三〇円
一〇〇月	六九、四九〇円	六一、八九〇円

一〇一月	七〇、四〇〇円	六二、六六〇円
一〇二月	七一、三〇〇円	六三、四二〇円
一〇三月	七二、二一〇円	六四、一八〇円
一〇四月	七三、一二〇円	六四、九四〇円
一〇五月	七四、〇二〇円	六五、七〇〇円
一〇六月	七四、九三〇円	六六、四六〇円
一〇七月	七五、八三〇円	六七、二三〇円
一〇八月	七六、七四〇円	六七、九九〇円
一〇九月	七七、七〇〇円	六八、七九〇円
一一〇月	七八、六七〇円	六九、五九〇円
一一一月	七九、六三〇円	七〇、三九〇円
一一二月	八〇、六〇〇円	七一、一九〇円
一一三月	八一、五六〇円	七一、九九〇円
一一四月	八二、五三〇円	七二、七九〇円
一一五月	八三、四九〇円	七三、五九〇円
一一六月	八四、四六〇円	七四、三九〇円
一一七月	八五、四二〇円	七五、一九〇円
一一八月	八六、三九〇円	七六、〇〇〇円
一一九月	八七、三五〇円	七六、八〇〇円
一二〇月	八八、三二〇円	七七、六〇〇円
一二一月	八九、三四〇円	七八、六五〇円
一二二月	九〇、三七〇円	七九、七〇〇円
一二三月	九一、四〇〇円	八〇、七五〇円
一二四月	九二、四三〇円	八一、八一〇円
一二五月	九三、四六〇円	八二、八六〇円
一二六月	九四、四九〇円	八三、九一〇円
一二七月	九五、五二〇円	八四、九七〇円
一二八月	九六、五四〇円	八六、〇二〇円
一二九月	九七、五七〇円	八七、〇七〇円
一三〇月	九八、六〇〇円	八八、一二〇円
一三一月	九九、六三〇円	八九、一八〇円
一三二月	一〇〇、六六〇円	九〇、二三〇円
一三三月	一〇一、七五〇円	九一、一六〇円
一三四月	一〇二、八五〇円	九二、一〇〇円
一三五月	一〇三、九五〇円	九三、〇三〇円
一三六月	一〇五、〇四〇円	九三、九六〇円
一三七月	一〇六、一四〇円	九四、九〇〇円
一三八月	一〇七、二四〇円	九五、八三〇円
一三九月	一〇八、三三〇円	九六、七七〇円
一四〇月	一〇九、四三〇円	九七、七〇〇円
一四一月	一一〇、五三〇円	九八、六三〇円
一四二月	一一一、六二〇円	九九、五七〇円
一四三月	一一二、七二〇円	一〇〇、五〇〇円
一四四月	一一三、八二〇円	一〇一、四四〇円
一四五月	一一四、九九〇円	一〇二、四二〇円
一四六月	一一六、一五〇円	一〇三、四一〇円
一四七月	一一七、三二〇円	一〇四、三九〇円
一四八月	一一八、四九〇円	一〇五、三八〇円
一四九月	一一九、六六〇円	一〇六、三七〇円
一五〇月	一二〇、八三〇円	一〇七、三五〇円
一五一月	一二二、〇〇〇円	一〇八、三四〇円
一五二月	一二三、一七〇円	一〇九、三三〇円
一五三月	一二四、三四〇円	一一〇、三一〇円
一五四月	一二五、五一〇円	一一一、三〇〇円
一五五月	一二六、六八〇円	一一二、二九〇円
一五六月	一二七、八四〇円	一一三、二七〇円
一五七月	一二九、〇九〇円	一一四、三一〇円

一五八月	一三〇、三四〇円	一一五、三六〇円
一五九月	一三一、五八〇円	一一六、四〇〇円
一六〇月	一三二、八三〇円	一一七、四四〇円
一六一月	一三四、〇七〇円	一一八、四八〇円
一六二月	一三五、三二〇円	一一九、五二〇円
一六三月	一三六、五七〇円	一二〇、五六〇円
一六四月	一三七、八一〇円	一二一、六〇〇円
一六五月	一三九、〇六〇円	一二二、六五〇円
一六六月	一四〇、三〇〇円	一二三、六九〇円
一六七月	一四一、五五〇円	一二四、七三〇円
一六八月	一四二、八〇〇円	一二五、七七〇円
一六九月	一四四、一二〇円	一二六、八七〇円
一七〇月	一四五、四五〇円	一二七、九七〇円
一七一月	一四六、七八〇円	一二九、〇七〇円
一七二月	一四八、一一〇円	一三〇、一七〇円
一七三月	一四九、四四〇円	一三一、二七〇円
一七四月	一五〇、七七〇円	一三二、三七〇円
一七五月	一五二、〇九〇円	一三三、四七〇円
一七六月	一五三、四二〇円	一三四、五七〇円

一七七月	一五四、七五〇円	一三五、六七〇円
一七八月	一五六、〇八〇円	一三六、七七〇円
一七九月	一五七、四一〇円	一三七、八七〇円
一八〇月	一五八、七四〇円	一三八、九七〇円
一八一月	一六〇、一五〇円	一四〇、一三〇円
一八二月	一六一、五七〇円	一四一、二九〇円
一八三月	一六二、九八〇円	一四二、四五〇円
一八四月	一六四、四〇〇円	一四三、六二〇円
一八五月	一六五、八一〇円	一四四、七八〇円
一八六月	一六七、二三〇円	一四五、九四〇円
一八七月	一六八、六五〇円	一四七、一〇〇円
一八八月	一七〇、〇六〇円	一四八、二六〇円
一八九月	一七一、四八〇円	一四九、四二〇円
一九〇月	一七二、八九〇円	一五〇、五八〇円
一九一月	一七四、三一〇円	一五一、七五〇円
一九二月	一七五、七三〇円	一五二、九一〇円
一九三月	一七七、二四〇円	一五四、一三〇円
一九四月	一七八、七四〇円	一五五、三六〇円
一九五月	一八〇、二五〇円	一五六、五九〇円

一九六月	一八一、七六〇円	一五七、八一〇円
一九七月	一八三、二七〇円	一五九、〇四〇円
一九八月	一八四、七八〇円	一六〇、二七〇円
一九九月	一八六、二九〇円	一六一、四九〇円
二〇〇月	一八七、八〇〇円	一六二、七二〇円
二〇一月	一八九、三一〇円	一六三、九五〇円
二〇二月	一九〇、八二〇円	一六五、一七〇円
二〇三月	一九二、三三〇円	一六六、四〇〇円
二〇四月	一九三、八四〇円	一六七、六三〇円
二〇五月	一九五、四五〇円	一六八、九二〇円
二〇六月	一九七、〇六〇円	一七〇、二二〇円
二〇七月	一九八、六七〇円	一七一、五一〇円
二〇八月	二〇〇、二七〇円	一七二、八一〇円
二〇九月	二〇一、八八〇円	一七四、一〇〇円
二一〇月	二〇三、四九〇円	一七五、四〇〇円
二一一月	二〇五、一〇〇円	一七六、六九〇円
二一二月	二〇六、七一〇円	一七七、九九〇円
二一三月	二〇八、三二〇円	一七九、二八〇円
二一四月	二〇九、九三〇円	一八〇、五八〇円

二一五月	二一一、五四〇円	一八一、八七〇円
二一六月	二一三、一五〇円	一八三、一七〇円
二一七月	二一四、八六〇円	一八四、五三〇円
二一八月	二一六、五八〇円	一八五、九〇〇円
二一九月	二一八、二九〇円	一八七、二七〇円
二二〇月	二二〇、〇一〇円	一八八、六四〇円
二二一月	二二一、七二〇円	一九〇、〇一〇円
二二二月	二二三、四四〇円	一九一、三七〇円
二二三月	二二五、一五〇円	一九二、七四〇円
二二四月	二二六、八七〇円	一九四、一一〇円
二二五月	二二八、五八〇円	一九五、四八〇円
二二六月	二三〇、三〇〇円	一九六、八四〇円
二二七月	二三二、〇一〇円	一九八、二一〇円
二二八月	二三三、七三〇円	一九九、五八〇円
二二九月	二三五、五六〇円	二〇一、〇二〇円
二三〇月	二三七、三八〇円	二〇二、四七〇円
二三一月	二三九、二一〇円	二〇三、九一〇円
二三二月	二四一、〇四〇円	二〇五、三六〇円
二三三月	二四二、八七〇円	二〇六、八〇〇円

二三四月	二四四、七〇〇円	二〇八、二四〇円
二三五月	二四六、五三〇円	二〇九、六九〇円
二三六月	二四八、三六〇円	二一一、一三〇円
二三七月	二五〇、一八〇円	二一二、五八〇円
二三八月	二五二、〇一〇円	二一四、〇二〇円
二三九月	二五三、八四〇円	二一五、四七〇円
二四〇月	二五五、六七〇円	二一六、九一〇円
二四一月	二五七、六二〇円	二一九、六三〇円
二四二月	二五九、五七〇円	二二二、三五〇円
二四三月	二六一、五二〇円	二二五、〇七〇円
二四四月	二六三、四七〇円	二二七、七九〇円
二四五月	二六五、四一〇円	二三〇、五一〇円
二四六月	二六七、三六〇円	二三三、二三〇円
二四七月	二六九、三一〇円	二三五、九五〇円
二四八月	二七一、二六〇円	二三八、六六〇円
二四九月	二七三、二一〇円	二四一、三八〇円
二五〇月	二七五、一六〇円	二四四、一〇〇円
二五一月	二七七、一一〇円	二四六、八二〇円
二五二月	二七九、〇六〇円	二四九、五四〇円

二五三月	二八一、一四〇円	二五一、三二〇円
二五四月	二八三、二一〇円	二五三、一一〇円
二五五月	二八五、二九〇円	二五四、八九〇円
二五六月	二八七、三七〇円	二五六、六七〇円
二五七月	二八九、四五〇円	二五八、四五〇円
二五八月	二九一、五二〇円	二六〇、二四〇円
二五九月	二九三、六〇〇円	二六二、〇二〇円
二六〇月	二九五、六八〇円	二六三、八〇〇円
二六一月	二九七、七六〇円	二六五、五八〇円
二六二月	二九九、八三〇円	二六七、三七〇円
二六三月	三〇一、九一〇円	二六九、一五〇円
二六四月	三〇三、九九〇円	二七〇、九三〇円
二六五月	三〇六、二〇〇円	二七二、八二〇円
二六六月	三〇八、四二〇円	二七四、七二〇円
二六七月	三一〇、六三〇円	二七六、六一〇円
二六八月	三一二、八五〇円	二七八、五〇〇円
二六九月	三一五、〇六〇円	二八〇、三九〇円
二七〇月	三一七、二八〇円	二八二、二八〇円
二七一月	三一九、四九〇円	二八四、一七〇円

二七二月	三二一、七一〇円	二八六、〇六〇円
二七三月	三二三、九二〇円	二八七、九五〇円
二七四月	三二六、一四〇円	二八九、八五〇円
二七五月	三二八、三五〇円	二九一、七四〇円
二七六月	三三〇、五七〇円	二九三、六三〇円
二七七月	三三二、九三〇円	二九五、六四〇円
二七八月	三三五、二九〇円	二九七、六四〇円
二七九月	三三七、六五〇円	二九九、六五〇円
二八〇月	三四〇、〇一〇円	三〇一、六六〇円
二八一月	三四二、三七〇円	三〇三、六六〇円
二八二月	三四四、七三〇円	三〇五、六七〇円
二八三月	三四七、一〇〇円	三〇七、六八〇円
二八四月	三四九、四六〇円	三〇九、六八〇円
二八五月	三五一、八二〇円	三一一、六九〇円
二八六月	三五四、一八〇円	三一三、七〇〇円
二八七月	三五六、五四〇円	三一五、七〇〇円
二八八月	三五八、九〇〇円	三一七、七一〇円
二八九月	三六一、四二〇円	三一九、八四〇円
二九〇月	三六三、九三〇円	三二一、九七〇円
二九一月	三六六、四五〇円	三二四、一〇〇円
二九二月	三六八、九七〇円	三二六、二三〇円
二九三月	三七一、四八〇円	三二八、三六〇円
二九四月	三七四、〇〇〇円	三三〇、四八〇円
二九五月	三七六、五二〇円	三三二、六一〇円
二九六月	三七九、〇三〇円	三三四、七四〇円
二九七月	三八一、五五〇円	三三六、八七〇円
二九八月	三八四、〇七〇円	三三九、〇〇〇円
二九九月	三八六、五九〇円	三四一、一三〇円
三〇〇月	三八九、一〇〇円	三四三、二六〇円
三〇一月	三九一、七九〇円	三四五、五二〇円
三〇二月	三九四、四七〇円	三四七、七八〇円
三〇三月	三九七、一五〇円	三五〇、〇四〇円
三〇四月	三九九、八三〇円	三五二、三〇〇円
三〇五月	四〇二、五二〇円	三五四、五五〇円
三〇六月	四〇五、二〇〇円	三五六、八一〇円
三〇七月	四〇七、八八〇円	三五九、〇七〇円
三〇八月	四一〇、五七〇円	三六一、三三〇円
三〇九月	四一三、二五〇円	三六三、五九〇円
三一〇月	四一五、九三〇円	三六五、八五〇円
三一一月	四一八、六二〇円	三六八、一一〇円
三一二月	四二一、三〇〇円	三七〇、三七〇円
三一三月	四二四、一六〇円	三七二、七六〇円
三一四月	四二七、〇二〇円	三七五、一六〇円
三一五月	四二九、八八〇円	三七七、五六〇円
三一六月	四三二、七四〇円	三七九、九五〇円
三一七月	四三五、六〇〇円	三八二、三五〇円
三一八月	四三八、四六〇円	三八四、七五〇円
三一九月	四四一、三二〇円	三八七、一四〇円
三二〇月	四四四、一八〇円	三八九、五四〇円
三二一月	四四七、〇四〇円	三九一、九四〇円
三二二月	四四九、九〇〇円	三九四、三四〇円
三二三月	四五二、七六〇円	三九六、七三〇円
三二四月	四五五、六二〇円	三九九、一三〇円
三二五月	四五八、六七〇円	四〇一、六七〇円
三二六月	四六一、七二〇円	四〇四、二二〇円
三二七月	四六四、七六〇円	四〇六、七六〇円
三二八月	四六七、八一〇円	四〇九、三〇〇円
三二九月	四七〇、八六〇円	四一一、八四〇円
三三〇月	四七三、九一〇円	四一四、三九〇円
三三一月	四七六、九六〇円	四一六、九三〇円
三三二月	四八〇、〇一〇円	四一九、四七〇円
三三三月	四八三、〇六〇円	四二二、〇二〇円
三三四月	四八六、一一〇円	四二四、五六〇円
三三五月	四八九、一五〇円	四二七、一〇〇円
三三六月	四九二、二〇〇円	四二九、六五〇円
三三七月	四九五、四五〇円	四三二、三四〇円
三三八月	四九八、七〇〇円	四三五、〇四〇円
三三九月	五〇一、九五〇円	四三七、七四〇円
三四〇月	五〇五、二〇〇円	四四〇、四四〇円
三四一月	五〇八、四五〇円	四四三、一四〇円
三四二月	五一一、七〇〇円	四四五、八三〇円
三四三月	五一四、九五〇円	四四八、五三〇円
三四四月	五一八、二〇〇円	四五一、二三〇円
三四五月	五二一、四五〇円	四五三、九三〇円
三四六月	五二四、七〇〇円	四五六、六三〇円
三四七月	五二七、九五〇円	四五九、三二〇円
三四八月	五三一、二〇〇円	四六二、〇二〇円
三四九月	五三四、六七〇円	四六四、八九〇円
三五〇月	五三八、一三〇円	四六七、七五〇円
三五一月	五四一、六〇〇円	四七〇、六一〇円
三五二月	五四五、〇六〇円	四七三、四七〇円
三五三月	五四八、五三〇円	四七六、三四〇円
三五四月	五五一、九九〇円	四七九、二〇〇円
三五五月	五五五、四五〇円	四八二、〇六〇円
三五六月	五五八、九二〇円	四八四、九三〇円
三五七月	五六二、三八〇円	四八七、七九〇円
三五八月	五六五、八五〇円	四九〇、六五〇円
三五九月	五六九、三一〇円	四九三、五一〇円
三六〇月	五七二、七八〇円	

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・自治大臣署名）

法律第百三号（昭四〇・六・一）

◎地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第四項中「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「「職員団体の負担金」」の下に「と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」」を加える。

第百四十二条第二項の表中

「

第百十三条第四項	地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員	専従職員（国家公務員法第九十八条の職員団体（以下「職員団体」という。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。）である組合員

」を

「

第百十三条第四項	地方公務員法第五十二条の職員団体（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員	専従職員（国家公務員法第九十八条の職員団体（以下「職員団体」という。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。）である組合員
	職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金	職員団体の負担金及び国の負担金
	地方公共団体の負担金百分の十五	国の負担金百分の十五

」に

改める。

第百五十二条第一項第六号中「年金の」を削る。

第百五十八条を次のように改める。

（給付の種類）

第百五十八条　共済会の行なう給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下「共済給付金」という。）とする。

第百五十九条第一項及び第二項中「共済年金」を「共済給付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定により退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間の計算をするに当たつては、前に退職一時金の基礎となつた在職期間は、算入しない。

第百五十九条の次に次の一条を加える。

（退職の取扱いに関する特例）

第百五十九条の二　地方議会議員が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方議会議員であつた在職期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る共済給付金は、支給しない。

一　地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し（当該任期満了による選挙の期日の告示がなされた後当該任期の満了すべき日前に退職した場合を含む。）、当該任期満了による選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

二　地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、当該議会の解散による一般選挙又は当該選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより行なわれる再選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

三　市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合により退職し、新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙において当選人となり当該新たに設置された市町村の議会の議員となつたとき。

四　市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合又は境界変更の処分により退職し、当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行なわれる市町村の議会の議員の増員選挙において当選人となり当該市町村の議会の議員となつたとき。

第百六十条中「共済年金」を「共済給付金」に、「、併給しないものとする」を「併給しないものとし、退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を給すべきこととなる者には退職一時金又は遺族一時金は給しないものとする。ただし、公務傷病年金を受ける者が再就職し、不具廃疾が回復した後退職し、又は死亡した場合においては、定款で定めるところにより、公務傷病年金と共済給付金との調整を行なうものとする」に改める。

第百六十一条に次の一項を加える。

4　退職一時金の支給を受けた者でその後再び地方議会議員となつたものに退職年金を給する場合には、当該退職年金の年額は、前二項の規定により算定した金額から当該退職一時金の基礎となつた在職期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき退職当時の標準報酬年額の百分の一・四に相当する金額を控除した金額とする。

第百六十一条の次に次の一条を加える。

（退職一時金）

第百六十一条の二　退職一時金は、地方議会議員が在職三年以上十二年未満で退職したときに、その者に給するものとする。

2　退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に、次の各号に掲げる者の区分による当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

一　在職期間が三年以上四年以下の者　百分の七十
二　在職期間が四年をこえ八年以下の者　百分の八十
三　在職期間が八年をこえ十二年未満の者　百分の九十

第百六十二条第二項中「前条」を「第百六十一条」に改め、「給すべき退職年金の年額」の下に「（退職一時金の支給を受けた者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、第百六十一条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額。次条第二項第三号及び第四号において同じ。）」を加え、「同条」を「第百六十一条」に改める。

第百六十三条の次に次の一条を加える。

（遺族一時金）

第百六十三条の二　遺族一時金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。

2　前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。

第百六十六条第一項中「共済年金」を「共済給付金」に改め、同条第二項中「百分の五」を「百分の七」に改める。

第百六十七条第一項中「共済年金」を「共済給付金」に改める。

第百六十八条中「及び遺族年金」を「、遺族年金及び遺族一時金」に改める。

第百六十九条第一項中「共済年金」を「共済給付金」に改める。

附則第十一条第三項中「及び第九条の規定の例による」を「の規定の例によるほか、地方自治法第百六十八条から第百七十一条まで及び第二編第九章（第二百八条、第二百三十二条の二、第二百三十五条の二第一項及び第三項、第二百三十六条並びに第二百四十三条の二を除く。）の規定は、準用しない」に改

め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の一部事務組合が解散した場合においては、当該一部事務組合を組織していた市町村の職員をもつて組織する市町村職員共済組合は、当該一部事務組合の権利義務を承継するものとする。

　附則第四十条中「共済年金」を「共済給付金」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

　目次中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に、「第百三十条」を「第百三十条―第百三十条の三」に改める。

　第一条中「共済年金」を「年金である共済給付金」に改める。

　第二条第三項中「若しくは恩給法」を「、恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する規定若しくは同法」に改め、同条第四項中「従い」を「従い、」に、「当該退職年金条例に設ける」を「、当該退職年金条例に設け、又は改める」に改め、同項に次の一号を加える。

　五　恩給法第五十八条ノ四第一項

　第三条の二を次のように改める。

第三条の二　新法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者に係る国の新法の規定による長期給付又は国の施行法第三条の規定による給付の支給については、この法律及びこれに基づく政令に別段の規定があるもののほか、三十七年法が施行されなければ当該給付の支給について適用されるべき法令の規定が準用されるものとする。

　第三条の三第一項に次の一号を加える。

　五　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号。以下この号において「法律第八十二号」という。）による改正前の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定　当該恩給組合条例の規定は、法律第八十二号による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定と同様に改正されたものとする。

　第三条の三に次の一項を加える。

4　恩給に関する法令の改正により恩給の年額が改定された場合においては、第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退隠料等の年額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該恩給に関する法令の改正規定の例による。

　第三条の四第一項中「年金額改定法」を「三十七年改定法」に改め、同項後段を次のように改める。

　この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

　第三条の四第二項中「前項」を「前二項」に、「年金額改定法第三条第二項及び第四項並びに第五条」を「三十七年改定法及び四十年改定法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第百一号。以下この条において「四十年改定法」という。）第三条第一項及び第三項並びに第六条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち昭和三十五年三月三十一日以前に給付事由が生じたものについて、四十年改定法第五条第一項（第一号及び第二号を除く。）及び第三項並びに第六条の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち同年四月一日以後に給付事由が生じたものについて準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

　第十四条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する退隠料又は共済法の退職年金の額は、第五条第二項本文又は第六条第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受ける権利を有することとなる退隠料又は共済法の退職年金につき、恩給の年額の改定に関する法令の規定に準じ政令で定める基準に従いその年額を改定した退職年金条例若しくは共済条例の規定又は第三条の三第四項若しくは第三条の四の規定を適用するとしたならば支給すべき額とする。

　第四十一条を次のように改める。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障）

第四十一条　新法第九十三条第一項第一号又は第三十八条の規定による遺族年金の額が七万七千六百四十四円（当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。）より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

　第五十七条第二項中「第六項」を「第七項」に改め、「第四条第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四項中「普通恩給の額」の下に「（恩給の年額が改定された場合においては、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額）」を加え、同条第七項及び第八項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に改める。

　第九十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　恩給の年額が改定された場合における第一項に規定する警察監獄職員の普通恩給の額は、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受ける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給につき、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額とする。

　第九十五条第二項及び第三項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に改める。

　第十章の章名中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改める。

　第百三十条の見出し中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改め、同条第一項中「この条」を「この章」に改め、同条第二項中「は、同日において」を「の団体の職員として施行日まで引き続いている期間は、」に改め、同項後段を削る。

　第十章中第百三十条の次に次の二条を加える。

第百三十条の二　新法附則第二十九条第一項に規定する地方公共団体で同項の申出をしなかつたものが健康保険組合を組織しなくなつたことに伴い当該健康保険組合が解散した場合において、当該解散した日に当該解散した健康保険組合に使用される者（常時勤務に服することを要しない者及び臨

時に使用される者を除く。以下「解散健康保険組合の職員」という。）であつた者が、引き続き組合役職員である組合員となつたときは、新法及びこの法律（第十条を除く。）の規定の適用については、当該組合役職員である組合員となつた者（第百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に限る。）は、第六十四条第一項に規定する更新組合員とみなし、当該組合役職員である組合員となつた者の次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に該当するものとする。

一　第百四十三条の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員であつた期間	第六十四条第一項に規定する旧市町村共済法の旧長期組合員期間
二　第百四十三条の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員でなかつた期間	第六十四条第一項に規定する控除期間
三　第百四十三条の二第一項第三号の期間	第七条第一項第三号の期間
四　昭和三十九年十月一日以後の団体共済組合員期間（新法第百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。次項において同じ。）	施行日以後の組合員期間

2　前項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間は、同項の解散した日後における新法第十二章及びこの法律第十三章の二の規定の適用については、団体共済組合員期間に該当しないものとみなす。

第百三十条の三　職員であつた期間で施行日の前日まで引き続いているものに引き続く健康保険組合（職員を被保険者とする健康保険組合に限る。以下この条において同じ。）の職員であつた期間を有する更新組合員又は施行日の前日に健康保険組合の職員であつた者で施行日に職員となつたものに対する新法及びこの法律の規定の適用については、これらの者の当該職員であつた期間で施行日の前日まで引き続いているものに引き続く健康保険組合の職員であつた期間又は当該職員となつた日に引き続く健康保険組合の職員であつた期間のうち、共済条例の旧長期組合員期間と同様の取扱いをされていた期間は、職員であつたものとみなし、当該期間は、第七条第一項第三号の期間に該当するものとする。

第百三十八条の見出し中「交付金」を「交付金等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　新法第百七十四条第一項に規定する団体共済組合は、新法第百九十二条の規定による積立金のうち、第百三十条の二第一項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換するものとする。

第百四十一条第一項及び第三項並びに第百四十二条（見出しを含む。）中「共済年金」を「年金である共済給付金」に改める。

別表第二中「二一五、〇〇〇円」を「二九一、二〇〇円」に、「一三三、〇〇〇円」を「一九四、二〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一　第一条中地方公務員等共済組合法第百十三条、第百四十二条及び附則第十一条の改正規定、第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法目次、第十章の章名、第百三十条及び第百三十八条の改正規定並びに同法第百三十条の次に二条を加える改正規定、次条第一項の規定　この法律の公布の日

二　第一条中地方公務員等共済組合法第百五十二条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条、第百六十二条、第百六十六条から第百六十九条まで及び附則第四十条の改正規定並びに同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の次に一条を加える改正規定、第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一条、第百四十一条及び第百四十二条の改正規定、附則第七条の規定　昭和四十年六月一日

（負担金の経過措置等）

第二条　改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第百十三条第四項及び第百四十二条第二項の規定は、この法律の公布の日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

2　改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三条の二において準用する昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用（公務による廃疾年金又は公務による遺族年金に係るものを除く。）のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十一条第一項第四号（同法第四十二条において準用する場合を含む。）の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、改正後の施行法第三条の五の規定にかかわらず、改正後の法第百十三条第二項第二号及び第四項、第百四十一条第一項及び第二項並びに第百四十二条第一項及び第二項の規定の例による。

（多額所得による恩給組合条例の退隠料の停止に関する経過措置）

第三条　改正後の施行法第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退隠料の支給につき適用される改正後の施行法第三条の三第一項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法（大正十二年法律第四十八号）第五十八条ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条例の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由の生じた退隠料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退隠料の支給年額は、従前の恩給組合条例の規定の例により支給することができる額を下ることはない。

（加算年の算入に伴う経過措置）

第四条　更新組合員（改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる者を含む。）が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」という。）による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五

号」という。）及び改正後の施行法の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和四十年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3　第一項の規定の適用を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給与金（これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は改正前の施行法第二条第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（改正前の法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの一時金の額（改正前の法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下「支給額等」という。）の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を限度として控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

（多額所得による退職年金の停止に関する経過措置）

第五条　法律第八十二号による改正後の恩給法第五十八条ノ四第一項の規定を適用する場合における改正後の施行法第十七条第三項（同法第五十五条第一項、第七十三条第二項、第八十六条、第百十六条第二項及び第百二十一条において準用する場合を含む。）、第五十七条第七項及び第八項（同法第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第九十五条第二項及び第三項（同法第百六条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由の生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、従前の例により支給することができる額を下ることはない。

（公務による遺族年金又は公務による廃疾年金の額に関する経過措置）

第六条　改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由が生じた公務による遺族年金又は公務による廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

（地方議会議員の年金制度の改正に伴う経過措置等）

第七条　改正後の法の規定による退職一時金については、昭和二十二年四月三十日から昭和四十年五月三十一日までの間における地方議会議員としての在職期間は、改正後の法の規定による地方議会議員としての在職期間とみなし、改正後の法の在職期間の計算に関する規定を適用する。

2　改正後の法第百六十六条第二項の規定は、昭和四十年六月分以後の掛金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3　昭和四十年五月三十一日以前における地方議会議員としての在職期間を有する者に対し改正後の法第百六十一条の二第二項の規定を適用する場合においては、その者の同日以前における在職期間に係る掛金は、同項の掛金の総額に算入しない。

4　昭和四十年五月三十一日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第百六十一条第四項の規定を適用する場合においては、同日以前における地方議会議員としての在職期間は、同項の退職一時金の基礎となつた在職期間に含まないものとする。同日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第百六十二条第二項の規定を適用する場合においても、また同様とする。

5　この法律による地方議会議員の年金制度の改正に伴う掛金率の改定は、一時金である共済給付金の給付に要する費用に充てるために行なわれるものであつて、共済給付金の支給の実績に照らし、改正後の法第百六十七条の規定による地方公共団体の負担が加重されるおそれが生じた場合においては、当該掛金率等につき、必要に応じ、検討されるべきものとする。

（内閣総理・大蔵・文部・自治大臣署名）

法律第百四号（昭四〇・六・一）

◎厚生年金保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条・第十九条の二」に、「第四十六条の六」を「第四十六条の七」に、「第六十八条」を「第六十八条の二」に、「第八章　罰則（第百二条―第百五条）」を

「第八章　罰則（第百二条―第百五条）
　第九章　厚生年金基金及び厚生年金基金連合会
　　第一節　厚生年金基金
　　　第一款　通則（第百六条―第百九条）
　　　第二款　設立（第百十条―第百十四条）
　　　第三款　管理（第百十五条―第百二十一条）
　　　第四款　加入員（第百二十二条―第百二十九条）
　　　第五款　基金の行なう業務（第百三十条―第百三十六条）
　　　第六款　費用の負担（第百三十七条―第百四十一条）
　　　第七款　合併及び分割（第百四十二条―第百四十四条）
　　　第八款　解散及び清算（第百四十五条―第百四十八条）
　　第二節　厚生年金基金連合会（第百四十九条―第百六十八条）
　　第三節　雑則（第百六十九条―第百八十一条）
　　第四節　罰則（第百八十二条―第百八十八条）」

に改める。

第一条中「目的とする」を「目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行なう給付に関して必要な事項を定めるものとする」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（年金額の改定）

第二条の二　この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに

改定の措置が講ぜられなければならない。

第三条第一項中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　特例第三種被保険者　第三種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。

第三条第一項中第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　特例第二種被保険者　第二種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。

第三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特例第一種被保険者　第一種被保険者であつて、厚生年金基金の加入員であるものをいう。

第十二条第一号ロ中「共済組合」の下に「（以下単に「共済組合」という。）」を加える。

第十七条第二号中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十九条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二章第二節中第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　被保険者の種別（厚生年金基金の加入員であるかないかの区別を含む。以下この条において同じ。）に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は、最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額	
第一級	七、〇〇〇円	七、五〇〇円未満	
第二級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上	八、五〇〇円未満
第三級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第四級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満
第五級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満
第六級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満
第七級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第八級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第九級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第一〇級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第一一級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第一二級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第一三級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一四級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一五級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第一六級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第一七級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一八級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一九級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第二〇級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第二一級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第二二級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第二三級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項を次のように改める。

基本年金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一　二百五十円に被保険者期間の月数を乗じて得た額

二　被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。）の千分の十に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

第三十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、二万四千円に」を「第一項第二号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず」に、「千分の六」を「千分の十」に、「合算額を加算した額」を「合算額」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　被保険者期間の月数が三百六十をこえるときは、第一項第一号の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「三百六十」と読み替えるものとする。

第三十八条中「第四十六条」を「第四十六条第二項」に、「第四十六条の六」を「第四十六条の七第二項から第四項まで」に、「左の区別によつて」を「その者の選択により」に改め、各号を削る。

第三十九条に次の一項を加える。

2　年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（不正利得の徴収）

第四十条の二　偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第四十一条第一項中「又は通算老齢年金」を「、通算老齢年金又は脱退手当金」に改め、同条第二項中「及び通算老齢年金」を「、通算老齢年金及び脱退手当金」に改める。

第四十二条第一項第二号中「（女子については、三十五歳。）に達した後」を「（女子については、三十五歳）に達した月以後」に改め、同項第三号中「三十五歳に達した後」を「三十五歳に達した月以後」に改め、同項に次の一号を加える。

四　前各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に前各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたとき。

第四十二条第二項中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

第四十三条第二項中「基本年金額」を「基本年金額のうち同条第一項第二号に掲

げる額」に改め、同条に次の二項を加える。

3　第一項の基本年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4　被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して三十日を経過した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（厚生年金基金に関連する特例）

第四十四条の二　被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、第四十三条第一項の基本年金額のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額については、その計算（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む。）の基礎としない。

2　前項の規定は、次に掲げる期間については、適用しない。

一　その者が当該老齢年金の受給権を取得する前に解散した厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）

二　その者が当該老齢年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継していた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

3　厚生年金基金が解散した場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

4　厚生年金基金連合会が解散した場合において、厚生年金基金連合会に年金たる給付の支給に関する義務が承継されている者が老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間をその額の計算の基礎とするものとし、厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

第四十五条中「取得したとき」の下に「（六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。）」を加える。

第四十六条中「同条第一項各号」を「同条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

老齢年金は、受給権者が被保険者である間は、その額（加給年金額を除く。）の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

第四十六条の三中「第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも」を「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第一号イからニまでのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イからニまでのいずれかに該当するに至つたとき。

第四十六条の四及び第四十六条の五を次のように改める。

（年金額）

第四十六条の四　通算考齢年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2　第三十四条第二項及び第四項の規定は、前項の基本年金額については、適用しない。

3　第四十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の基本年金額について準用する。

（厚生年金基金に関連する特例）

第四十六条の五　被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する通算老齢年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、前条第一項の基本年金額のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額については、その計算の基礎としない。

2　前項の規定は、次に掲げる期間については、適用しない。

一　その者が当該通算老齢年金の受給権を取得する前に解散した厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）

二　その者が当該通算老齢年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継していた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

3　厚生年金基金が解散した場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が通算老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散した月の翌月から、当該通算老齢年金の額を改定する。

4　厚生年金基金連合会が解散した場合において、厚生年金基金連合会に年金たる給付の支給に関する義務が承継されている者が通算老齢年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間をその額の計算の基礎とするものとし、厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該通算老齢年金の額を改定する。

第四十六条の六第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「通算老齢年金は、」の下に「第三十九条第二項前段の規定にかかわらず、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「通算老齢年金の額の十二分の一に相当する額」の下に「（受給権者が第四十六条の五第一項に規定する者であるときは、当該通算老齢年金の額につき同項の規定を適用しないで計算して得た額に相当する額の十二分の一に相当する額とする。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

通算老齢年金は、受給権者が被保険者である間は、その額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

第三章第二節の二中第四十六条の六を第四十六条の七とし、第四十六条の五の次に次の一条を加える。

（失権）

第四十六条の六　通算老齢年金の受給権は、受給権者が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一　死亡したとき。

二　被保険者の資格を取得したとき。ただし、受給権者が六十五歳に達した日以後において被保険者の資格を取得したときを除く。

三　老齢年金の受給権を取得したとき。

第四十七条第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第五十条第一項第一号中「基本年金額に一万二千円と加給年金額と」を「基本年金額の百分の百二十五に相当する額に加給年金額」に改め、同項第三号中「百分の七十に相当する額」を「百分の七十五に相当する額（その額が六万円に満たないときは、六万円）」に改める。

第五十四条の次に次の一条を加える。

（支給の調整）

第五十四条の二　第四種被保険者であつて同時に共済組合の組合員であるもの（以下「組合員たる被保険者」という。）が、その組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾につき第四十七条の規定により廃疾の程度を定めるべき日において、当該傷病について、当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を有するときは、同条の規定にかかわらず、当該傷病による廃疾については、障害年金を支給しない。

2　組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障害年金の受給権は、その者が当該傷病につき当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

3　前項の規定は、第四十八条第一項の規定により、組合員たる被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾と組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾とを併合した廃疾の程度により支給する障害年金の受給権については、適用しない。

4　前項の障害年金については、受給権者が当該共済組合が支給する廃疾年金又は障害年金を受ける権利を取得した月の翌月から、その額を当該組合員たる被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾を併合しない廃疾の等級に該当するものとした額に改定する。

第五十五条第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第五十七条中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第五十八条第一号中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二号中「（第四種被保険者を除く。）」を削り、同条第三号中「第四種被保険者以外の」を「被保険者の資格を喪失した後に、」に改める。

第五十九条第一項中「維持し、且つ、左の要件に該当したものとする」を「維持したものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第三項中「子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす」を「子とみなす」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（死亡の推定）

第五十九条の二　船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族年金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第六十条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、基本年金額の百分の五十に相当する額が六万円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その額を六万円とする。

第六十三条第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及び直系姻族」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　削除

第三章第四節中第六十八条の次に次の一条を加える。

（支給の調整）

第六十八条の二　次に掲げる遺族年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について共済組合が支給する遺族年金の支給を受けることができる者があるときは、支給しない。

一　第四種被保険者が第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八条第二号に該当することにより支給する遺族年金

二　被保険者であつた者が第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により死亡した場合において、第五十八条第三号に該当することにより支給する遺族年金

三　第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾に係る障害年金の受給権者（当該障害年金が第四十八条第一項の規定により支給されるものである場合においては、第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による廃疾を併合しない廃疾の程度が別表第一に定める一級又は二級に該当する者を除く。）が死亡した場合において、第五十八条第四号に該当することにより支給する遺族年金

第六十九条中「第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも」を「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を」に改める。

第七十条第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　被保険者又は被保険者であつた者が、故意に、廃疾又はその直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廃疾を支給事由とする障害年金又は障害手当金は、支給せず、また、当該廃疾については、第四十二条第二項の規定は、適用しない。

第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二　被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、若しくはその廃疾の

程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

第七十四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「保険給付」の下に「（第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されている老齢年金又は通算老齢年金を除く。）」を加え、同項第一号中「百分の二十」を「百分の二十五」に、同項第二号及び第三号中「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

第八十一条第五項を次のように改める。

5 保険料率は、当分の間、次のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の五十五（特例第一種被保険者にあつては、千分の三十一）

二 第二種被保険者については、千分の三十九（特例第二種被保険者にあつては、千分の十九）

三 第三種被保険者については、千分の六十七（特例第三種被保険者にあつては、千分の三十一）

四 第四種被保険者については、千分の五十五

第八十一条に次の一項を加える。

6 前項の保険料率は、その率が第四項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（第四種被保険者の保険料の前納）

第八十三条の二 第四種被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

（厚生年金基金又は厚生年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収）

第八十五条の二 政府は、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負つている者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会から徴収する。

第八十六条の見出し中「保険料」を「保険料等」に改め、同条第一項本文中「保険料」の下に「その他この法律（第九章を除く。以下この章、次章及び第七章において同じ。）の規定による徴収金」を加え、同項ただし書中「前条」を「第八十五条」に改め、同条第四項中「前条各号」を「第八十五条各号」に改め、同条第五項第一号中「保険料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加え、同項第二号中「前条各号」を「第八十五条各号」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

6 第八十五条の二の規定による徴収金は、前各項の規定の適用については、保険料とみなす。

第九十一条中「保険料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加える。

第九十二条第一項中「法律」を「法律の規定」に改め、「及び障害手当金を受ける権利」及び「障害手当金以外の」を削り、同条第二項中「法律」を「法律の規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

第百二条に次の一項を加える。

2 解散した厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第八十五条の二の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、前項と同様とする。

第八章の次に次の一章を加える。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

第一節 厚生年金基金

第一款 通則

（基金の目的）

第百六条 厚生年金基金（以下「基金」という。）は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（組織）

第百七条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

（法人格）

第百八条 基金は、法人とする。

2 基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第百九条 基金は、その名称中に厚生年金基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、厚生年金基金という名称を用いてはならない。

第二款 設立

（設立）

第百十条 一又は二以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者（第四種被保険者を除く。）を使用する事業主は、当該一又は二以上の適用事業所について、基金を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して基金を設立することができる。この場合において、被保険者（第四種被保険者を除く。）の数は、合算して常時前項の政令で定める数以上でなければならない。

第百十一条 適用事業所の事業主は、基金を設立しようとするときは、基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く。以下次項において同じ。）の二分の一以上の同意を得て、規約をつくり、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の場合において、適用事業所に使用される被保険者の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、事業主は、同項の同意のほか、当該労働組合の同意を得なければならない。

3 二以上の適用事業所について基金を設立しようとする場合においては、前二項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

第百十二条 第六条第二項の規定による認可の申請と同時に基金の設立の認可の申請を行なう場合にあつては、前二条中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

（成立の時期）

第百十三条 基金は、設立の認可を受けた時に成立する。

第百十四条 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主が、理事長の職務を行なう。この場合において、当該適用事業所の事業主は、この章の規定の適用については、理事長とみなす。

第三款 管理

（規約）

第百十五条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称
二 事務所の所在地
三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
四 代議員会に関する事項
五 役員に関する事項
六 加入員に関する事項
七 標準給与に関する事項
八 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項
九 信託又は保険の契約に関する事項
十 掛金及びその負担区分に関する事項
十一 事業年度その他財務に関する事項
十二 解散及び清算に関する事項
十三 業務の委託に関する事項
十四 公告に関する事項
十五 その他組織及び業務に関する重要事項

2 前項の規約の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生大臣に届け出なければならない。

（公告）

第百十六条 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

（代議員会）

第百十七条 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所（基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ。）の事業主において設立事業所の事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十八条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。
一 規約の変更
二 毎事業年度の予算
三 毎事業年度の事業報告及び決算
四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（役員）

第百十九条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は、加入員において互選した代議員において、それぞれ互選する。

3 理事のうち一人を理事長とし、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

（役員の職務）

第百二十条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

（基金の役員及び職員の公務員たる性質）

第百二十一条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四款　加入員

（加入員）

第百二十二条 基金の設立事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く。）は、当該基金の加入員とする。

（資格取得の時期）

第百二十三条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日に、加入員の資格を取得する。
一 設立事業所に使用されるに至つたとき。
二 その使用される事業所が、設立事業所となつたとき。
三 設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。

（資格喪失の時期）

第百二十四条 加入員は、次の各号の一に該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日にさらに前条各号の一に該当するに至つたときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。
一 死亡したとき。
二 その設立事業所に使用されなくなつたとき。
三 その使用される事業所が、設立事業所でなくなつたとき。
四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

（加入員の資格の得喪に関する特例）

第百二十五条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。

（同時に二以上の基金の設立事業所に使用される者等の取扱い）

第百二十六条 同時に二以上の基金の設立事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の選択する一の基金以外の基金の加入

員としないものとする。

2　前項の選択は、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日から起算して十日以内にしなければならない。

3　第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の基金の設立事業所に使用されるに至つた日にさかのぼつて、その選択した一の基金以外の基金の加入員でなかつたものとする。

4　第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令の定めるところにより、当該二以上の基金のうちその一の基金を選択したものとみなす。

5　甲基金の加入員が同時に乙基金の設立事業所に使用されるに至つた場合において、第一項の規定により乙基金を選択したときは、その者は、乙基金の加入員となつた日に、甲基金の加入員の資格を喪失する。

6　第一項に規定する者が、同項の規定により選択した基金の加入員でなくなつたときは、その者は、その日に、当該基金以外の基金の加入員の資格を取得する。

第百二十七条　同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用される被保険者は、第百二十二条の規定にかかわらず、その者の申出により基金の加入員としないものとする。

2　前項の申出は、その者が同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日から起算して十日以内に、当該設立事業所に係る基金にしなければならない。

3　設立事業所以外の事業所に使用される被保険者が同時に設立事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に設立事業所と設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた日にさかのぼつて、当該設立事業所に係る基金の加入員とならなかつたものとする。

4　基金の加入員が同時に設立事業所以外の事業所に使用されることとなつた場合において、第一項の申出をしたときは、同時に当該基金の設立事業所と設立事業所以外の事業所とに使用されることとなつた日に、当該基金の加入員の資格を喪失する。

（設立事業所の事業主の届出）

第百二十八条　設立事業所の事業主は、加入員に関する第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定につき第二十九条第一項の規定による通知があつたときは、すみやかに、その通知があつた事項を基金に届け出なければならない。

（標準給与）

第百二十九条　基金は、加入員の給与の月額に基づき、標準給与を定めなければならない。

2　基金は、加入員が当該基金の設立事業所以外の適用事業所（第十条第二項の同意をした事業主の事業所を含む。以下この条において同じ。）に同時に使用される者であるときは、その者が当該基金の設立事業所以外の適用事業所で受ける給与の月額を前項に規定する標準給与の基礎となる給与の月額に算入しなければならない。

3　前二項に規定する給与の範囲及び月額の算定方法、標準給与の基準並びに標準給与の決定及び改定の方法は、政令で定める。

4　設立事業所の事業主は、加入員の給与の月額に関する事項を基金に届け出なければならない。

5　基金は、標準給与の決定又は改定を行なつたときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

6　設立事業所の事業主は、前項の通知を受けたときは、すみやかに、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

7　当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主は、第二項に規定する給与の月額に関する事項を同項の基金に届け出なければならない。

第五款　基金の行なう業務

（基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）

第百三十条　基金は、第百六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者に対し、年金たる給付（以下「年金給付」という。）の支給を行なうものとする。

2　基金は、政令の定めるところにより、加入員若しくは加入員であつた者の死亡又は加入員の脱退に関し、一時金たる給付の支給を行なうことができる。

3　基金は、政令の定めるところにより、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）又は生命保険会社と、年金給付及び一時金たる給付に関して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4　信託会社又は生命保険会社は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。

5　基金は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

（年金給付の基準）

第百三十一条　基金が支給する年金給付は、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が次の各号の一に該当する場合に、その者に行なうものでなければならない。

一　加入員又は加入員であつた者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したとき、及び加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したときを除く。

二　老齢年金又は通算老齢年金の受給権者で六十五歳に達した後に加入員の資格を取得したものが、被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して三十日を経過したとき。ただし、その者が加入員の資格を取得した月にその資格を喪失したものであるときを除く。

2　老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅理由（第四十六条の六第三号に掲げる理由を除く。）以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

第百三十二条　基金が支給する年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基づいてその額が算定されるものでなければならない。

2　基金が支給する年金給付の額は、次の各号に規定する額をこえるものでなければならない。

一　老齢年金の受給権者（次号に掲げる者を除く。）又は通算老齢年金の受給権者に支給する年金給付にあつては、当該老齢年金又は通算老齢年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この条において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬月額の千分の十に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

二　老齢年金の受給権者であつて、加入員たる被保険者であつた期間の一部が特例第三種被保険者であつた期間であるものに支給する年金給付にあつ

ては、次の各号に掲げる額を合算した額

イ　当該特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

ロ　当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の十に相当する額に当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額

第百三十三条　老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付は、当該老齢年金又は通算老齢年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該年金給付の額のうち、前条第二項各号に規定する額（当該老齢年金又は通算老齢年金が第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給が停止されているときは、前条第二項各号に規定する額の百分の八十に相当する額）をこえる部分については、この限りでない。

（裁定）

第百三十四条　基金が支給する年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、基金が裁定する。

（年金給付の支払期月）

第百三十五条　老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に基金が支給する年金給付の支払期月については、当該老齢年金又は通算老齢年金の支払期月の例による。ただし、年金給付の額が政令で定める額に満たない場合における支払期月については、政令の定めるところによる。

（準用規定）

第百三十六条　第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、基金が支給する年金給付について、第四十一条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「基金」と、第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「基金が支給する年金給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六款　費用の負担

（国庫負担）

第百三十七条　国庫は、基金が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

2　前項の規定による国庫の負担は、老齢年金又は通算老齢年金（その全額につき支給を停止されているもの及び第四十六条第一項又は第四十六条の七第一項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一　第百三十二条第二項第一号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号に規定する額に百分の二十（その者の加入員たる被保険者であつた期間の全部が特例第三種被保険者であつた期間であるときは、百分の二十五）を乗じて得た額

二　第百三十二条第二項第二号に規定する者に支給する年金給付に要する費用については、同号イに規定する額に百分の二十五を乗じて得た額と同号ロに規定する額に百分の二十を乗じて得た額との合算額

3　前項の規定にかかわらず、国庫は、基金の申出により、第一項の規定による国庫の負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしており、かつ、老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達している者に当該基金が支給する年金給付に要する費用について行なうものとすることができる。この場合において、その国庫負担の額は、当該加入員又は加入員であつた者に係る第百三十二条第二項各号に規定する額（その者が老齢年金又は通算老齢年金の受給権者でない場合には、その者が老齢年金又は通算老齢年金の支給開始年齢に達した時に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を取得したものとした場合における同項各号に規定する額）に、政令で定める率を乗じて得た額とする。

4　前項の政令で定める率は、同項の規定による国庫の負担が、年金数理に照らし、第二項の規定による国庫の負担に相当するものとなるように定められるものとする。

（掛金）

第百三十八条　基金は、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2　掛金は、年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3　掛金の額は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与の月額を標準として算定するものとする。

4　第百二十九条第二項に規定する加入員に係る掛金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、標準給与の月額の基礎となる給与の月額に対する当該基金の設立事業所で受ける給与の月額の割合を乗じて得た額とする。

（掛金の負担及び納付義務）

第百三十九条　加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ掛金の半額を負担する。

2　基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。

3　設立事業所の事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

4　加入員が同一の基金の設立事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の負担すべき掛金の額及び掛金の納付義務については、政令の定めるところによる。

（徴収金）

第百四十条　基金は、第百二十九条第二項に規定する加入員に係る年金給付の支給に要する費用の一部に充てるため、当該加入員につき第百三十八条第三項の規定により算定した額から当該加入員に係る掛金の額を控除した額に相当する金額を徴収する。

2　当該加入員及び第百二十九条第二項に規定する当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業主を含む。）は、それぞれ前項の徴収金を負担する。

3　前項の規定により事業主が負担する徴収金の額は、事業主が当該基金の設立事業所の事業主であるとした場合において当該加入員につき掛金として負担すべきこととなる額に相当する額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこえるときは、それぞれ当

該各号に定める額とする。

一　当該事業主が設立事業所の事業主である場合　当該加入員がその事業主の事業所に設立された基金の加入員であるとした場合においてその者につき掛金として負担すべきこととなる額

二　当該事業主が設立事業所の事業主でない場合　当該加入員が加入員でないとした場合においてその者につき保険料として負担すべきこととなる額からその者につき保険料として負担する額を控除した額に相当する額

4　当該加入員は、第一項の徴収金の額から前項の規定により事業主が負担する額を控除した額を負担する。

5　第一項の徴収金は、当該加入員に係る年金給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間の各月につき、徴収するものとする。

6　当該加入員を使用する事業主は、当該加入員及び自己の負担する徴収金を納付する義務を負う。

7　当該加入員が当該基金の設立事業所以外の事業所の二以上に同時に使用される場合における各事業主の徴収金の納付義務については、政令の定めるところによる。

（準用規定）

第百四十一条　第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条、第八十七条第一項から第五項まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、掛金その他この節の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生大臣」とあるのは「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項及び第四項中「保険料」とあるのは「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主（第十条第二項の同意をした事業主を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、それぞれ読み替えるものとする。

2　前項において準用する第八十六条第五項の規定により基金が国税滞納処分の例により処分することができるのは、同項の規定により当該市町村に対して処分を請求したにもかかわらず、当該市町村がその請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しない場合に限るものとする。

3　基金は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分をしようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第七款　合併及び分割

（合併）

第百四十二条　基金は、合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2　合併によつて基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならない。

3　合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

4　基金が合併したときは、合併により消滅した基金の加入員であつた者の当該基金の加入員であつた期間は、合併により設立された基金又は合併後存続する基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

（分割）

第百四十三条　基金は、分割しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2　基金の分割は、設立事業所の一部について行なうことはできない。

3　分割を行なう場合においては、分割により設立されるべき基金の加入員となるべき被保険者又は分割後存続する基金の加入員である被保険者の数は、第百十条第一項の政令で定める数以上でなければならない。

4　分割によつて基金を設立するには、分割により設立される基金の設立事業所となるべき事業所の事業主が規約をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならない。

5　分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の権利義務の一部を承継する。

6　前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7　基金が分割したときは、分割により設立された基金に年金給付の支給に関する義務が承継された者の分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の加入員であつた期間は、当該義務を承継した分割により設立された基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

（設立事業所の増減）

第百四十四条　基金がその設立事業所を増加させ、又は減少させるには、その増加又は減少に係る事業所の事業主の全部及びその事業所に使用される被保険者（第四種被保険者を除く。以下次項において同じ。）の二分の一以上の同意を得なければならない。

2　基金がその設立事業所を増加させる場合において、その増加に係る事業所に使用される被保険者の三分の一以上で組織する労働組合があるときは、前項の同意のほか、当該労働組合の同意を得なければならない。

3　前二項の場合において、その増加又は減少に係る事業所が二以上であるときは、第一項の被保険者の同意又は前項の同意は、各事業所について得なければならない。

4　第六条第二項の規定による認可の申請があつた事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行なう場合にあつては、前三項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

5　第一項の規定により設立事業所を減少させる場合においては、基金の加入員は、設立事業所を減少さ

せた後においても、第百十条第一項の政令で定める数以上でなければならない。

第八款　解散及び清算

（解散）

第百四十五条　基金は、次に掲げる理由により解散する。

一　代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決

二　基金の事業の継続の不能

三　第百七十九条第五項の規定による解散の命令

2　基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（基金の解散による年金給付等の支給に関する義務の消滅）

第百四十六条　基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

（清算）

第百四十七条　基金が第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2　次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。

一　前項の規定により清算人となる者がないとき。

二　基金が第百四十五条第一項第三号の規定により解散したとき。

三　清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3　前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

4　第百二十一条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百三十八条の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八条第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

5　解散した基金の財産の処分の方法その他清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百四十八条　厚生大臣は、解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2　第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3　厚生大臣は、第一項の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、その清算事務が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分に違反していると認めるとき、その清算事務が著しく適正を欠くと認めるとき、又は清算人がその清算事務を明らかに怠つていると認めるときは、期間を定めて、解散した基金又はその清算人に対し、その清算事務について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

4　解散した基金又はその清算人が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る清算人の全部若しくは一部の改任を命じ、又は当該違反に係る清算人を解任することができる。

5　厚生大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該清算人に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

第二節　厚生年金基金連合会

（設立）

第百四十九条　基金は、第百六十条第一項に規定する中途脱退者に係る年金給付の支給を共同して行なうため、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2　連合会は、全国を通じて一個とする。

（法人格）

第百五十条　連合会は、法人とする。

2　連合会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第百五十一条　連合会は、その名称中に厚生年金基金連合会という文字を用いなければならない。

2　連合会でない者は、厚生年金基金連合会という名称を用いてはならない。

（設立の認可等）

第百五十二条　連合会を設立しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の認可の申請は、五以上の基金が共同して規約をつくり、基金の三分の二以上の同意を得て行なうものとする。

3　連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

4　厚生大臣は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要があると認めるときは、基金に対し、連合会に加入することを命ずることができる。

5　第百十四条の規定は、連合会について準用する。この場合において、同条中「基金の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主」とあるのは「連合会の設立の認可の申請をした基金の理事長」と、「当該適用事業所の事業主」とあるのは「当該基金の理事長」と読み替えるものとする。

（規約）

第百五十三条　連合会は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　評議員会に関する事項

四　役員に関する事項

五　会員の資格に関する事項

六　年金給付に関する事項

七　附帯事業に関する事項

八　信託又は保険の契約に関する事項

九　会費に関する事項

十　事業年度その他財務に関する事項

十一　解散及び清算に関する事項

十二　業務の委託に関する事項

十三　公告に関する事項

十四　その他組織及び業務に関する重要事項

2　第百十五条第二項及び第三項の規定は、連合会の規約について準用する。

（準用規定）

第百五十四条　第百十六条の規定は、連合会について準用する。

（評議員会）

第百五十五条　連合会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、評議員をもつて組織する。

3　評議員は、会員である基金の理事長において互選する。

4　評議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　評議員会は、理事長が招集する。評議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して評議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に評議員会を招集しなければならない。

6　評議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7　前各項に定めるもののほか、評議員会の招集、議事の手続その他評議員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百五十六条　次に掲げる事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一　規約の変更
二　毎事業年度の予算
三　毎事業年度の事業報告及び決算
四　その他規約で定める事項

2　理事長は、評議員会が成立しないとき、又は理事長において評議員会を招集する暇がないと認めるときは、評議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3　理事長は、前項の規定による処置については、次の評議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4　評議員会は、監事に対し、連合会の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

（役員）

第百五十七条　連合会に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。

3　理事のうち一人を理事長とし、理事において互選する。

4　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　監事は、理事又は連合会の職員と兼ねることができない。

（役員の職務等）

第百五十八条　理事長は、連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2　連合会の業務は、規約に別段の定めのある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3　監事は、連合会の業務を監査する。

4　連合会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が連合会を代表する。

5　第百二十一条の規定は、連合会の役員及び連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。

（連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）

第百五十九条　連合会は、次条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者に対し、年金給付の支給を行なうものとする。

2　連合会は、基金の行なう事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるものを行なうことができる。

3　連合会は、政令の定めるところにより、信託会社又は生命保険会社と、年金給付に関して信託又は保険の契約を締結しなければならない。

4　第百三十条第四項の規定は、前項の信託又は保険の契約について準用する。

5　連合会は、厚生大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社又は生命保険会社に委託することができる。

（中途脱退者に係る措置）

第百六十条　基金は、政令の定めるところにより、連合会に申し出て、中途脱退者（当該基金の加入員の資格を喪失した者（当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く。）であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。）の当該基金の加入員であつた期間に係る年金給付の支給に関する義務を移転することができる。

2　連合会は、前項の規定により義務の移転の申出があつたときは、これを拒絶してはならない。

3　第一項の規定により義務の移転を行なう場合には、基金は、連合会に対し、当該中途脱退者の加入員であつた期間に係る年金給付の現価に相当する金額（以下「現価相当額」という。）を交付しなければならない。

4　前項の規定により交付すべき現価相当額の計算については、政令で定める。

5　連合会は、第三項の規定により現価相当額の交付を受けたときは、当該年金給付の支給に関する義務を承継するものとする。

6　連合会は、前項の規定により中途脱退者に係る年金給付の支給に関する義務を承継したときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

7　連合会は、中途脱退者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第百六十一条　連合会が前条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該中途脱退者に係る当該年金給付の支給に関する義務を承継するものとする。

2　前項の場合においては、当該基金は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る年金給付の現価相当額の交付を請求することができる。

3　前項の現価相当額の計算については、政令で定める。

第百六十二条　第百六十条第一項の規定により中途脱退者に係る年金給付の支給に関する義務を連合会に移転した基金につき合併又は分割があつた場合において、当該中途脱退者が当該合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「合併又は分割があつた基金の権利義務を承継する基金」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者については、第百四十二条第四項ただし書及び第百四十三条第七項ただし書の規定は、適用しない。

（裁定）

第百六十三条　第百五十九条第一項の年金給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

（準用規定）

第百六十四条　第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第二項前段、第四十条、第四十条の二、第四十一条第一項並びに第百三十五条の規定は、連合会が支給する年金給付について準用する。この場合において、第三十七条第一項及び第二項並びに第四十条中「受給権者」とあるのは「受給権

を有する者」と、同条中「政府」とあり、及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条第一項中「老齢年金、通算老齢年金又は脱退手当金」とあるのは「連合会が支給する年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

2　第八十六条、第八十八条及び第八十九条の規定は、前項において準用する第四十条の二の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六条第一項、第二項及び第五項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同条第六項中「厚生大臣」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

（国庫負担）

第百六十五条　国庫は、第百三十七条第二項から第四項までに規定する計算の例により、連合会が支給する年金給付に要する費用の一部を負担する。

（解散）

第百六十六条　連合会は、次に掲げる理由により解散する。

一　評議員の定数の四分の三以上の多数による評議員会の議決

二　第百七十九条第五項の規定による解散の命令

2　連合会は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（連合会の解散による年金給付の支給に関する義務の消滅）

第百六十七条　連合会は、解散したときは、第百六十条第五項の規定により年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者に係る当該義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

（清算）

第百六十八条　連合会が第百六十六条第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2　連合会が第百六十六条第一項第二号の規定により解散したときは、厚生大臣が清算人を選任する。

3　第百四十七条第二項（第二号を除く。）から第五項まで及び第百四十八条の規定は、連合会の清算について準用する。

第三節　雑則

（不服申立て）

第百六十九条　標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他この章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項において準用する第八十六条の規定による処分に不服がある者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「第百六十九条において準用する第九十条第一項又は第九十一条」と読み替えるものとする。

（時効）

第百七十条　掛金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、年金給付及び一時金たる給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2　年金給付を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3　掛金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項

において準用する第八十六条第一項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第百七十一条　この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算については、この章に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

（戸籍事項の無料証明）

第百七十二条　市町村長は、基金、連合会又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、加入員、加入員であつた者又は年金給付若しくは一時金たる給付の受給権を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

（書類等の提出）

第百七十三条　基金又は連合会は、必要があると認めるときは、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者に対して、廃疾の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

（準用規定）

第百七十四条　第九十八条第一項の規定は、設立事業所の事業主について、同条第二項の規定は、加入員について、同条第三項の規定は、年金給付又は一時金たる給付の受給権を有する者について、同条第四項の規定は、これらの給付の受給権を有する者が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十七条」とあるのは「第百二十八条」と、第九十八条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは「基金」と、同項中「事業主」とあるのは「設立事業所の事業主」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「基金又は連合会」と、それぞれ読み替えるものとする。

（基金及び連合会の財務）

第百七十五条　基金及び連合会は、事業年度その他その財務に関しては、政令の定めるところによらなければならない。

（契約の締結の届出）

第百七十六条　基金及び連合会は、第百三十条第三項又は第百五十九条第三項の規定により契約を締結したときは、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。契約の条項に変更を生じたときも、同様とする。

（報告書の提出）

第百七十七条　基金及び連合会は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第百七十八条　厚生大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2　第百条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

（基金等に対する監督）

第百七十九条　厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生大臣の処分に違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるときは、期

間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　厚生大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3　基金若しくは連合会若しくはその役員が第一項の命令に違反したとき、又は基金若しくは連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。

4　基金又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

5　基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ずることができる。

6　第百四十八条第五項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。この場合において、第百四十八条第五項中「当該清算人」とあるのは、「当該基金又は連合会の役員」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第百八十条　この章に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（実施規定）

第百八十一条　この章に特別の規定があるものを除くほか、この章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第四節　罰則

第百八十二条　設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第百二十九条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第百二十九条第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三　第百三十九条第三項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

2　第百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第百二十九条第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第百四十条第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに徴収金を納付しないとき。

第百八十三条　第百七十八条又は第百四十八条第一項（第百六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　第百二十九条第五項の規定に違反して、同項の規定による通知をしなかつた者も、前項と同様とする。

第百八十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第百八十五条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は連合会の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一　第百十五条第三項（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第百四十八条第三項（第百六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

三　第百七十七条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第百七十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五　この章の規定により基金又は連合会が行なうものとされた事業以外の事業を行なつたとき。

第百八十六条　基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合には、その役員を一万円以下の過料に処する。

一　第百十六条（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

二　第百六十条第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三　第百六十条第七項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四　第百七十六条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百八十七条　次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一　設立事業所の事業主が、第百二十八条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　設立事業所の事業主が、第百七十四条において準用する第九十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　加入員が、第百七十四条において準用する第九十八条第二項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。

四　戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第百七十四条において準用する第九十八条第四項の規定に違反して、届出をしないとき。

第百八十八条　第百九条第二項又は第百五十一条第二項の規定に違反して、厚生年金基金という名称又は厚生年金基金連合会という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第十条中「第五十九条第一項第一号」を「第五十九条第一項第二号」に改め、「それぞれ同表の中欄のように、第六十五条中「五十五歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の妻については、」を削り、同条の表中

「

五十五歳	五十歳
五十六歳	五十一歳
五十七歳	五十二歳
五十八歳	五十三歳
五十九歳	五十四歳

」を「

五十五歳
五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳

」に改める。

附則第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基づく被保険者期間が十六年以上である被

保険者が厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日以後六十五歳に達したときも、前項と同様とする。

附則第十六条第二項に後段として次のように加える。

第五十九条の二に定める事項についても、同様とする。

附則第二十二条第一項中「第四種被保険者以外の」を削る。

附則第二十八条の次に次の一条を加える。

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給）

第二十八条の二　被保険者期間が一年以上である者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一　次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ　被保険者期間と旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」という。）とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ　被保険者期間と船員保険の被保険者であつた期間（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。）に三分の四を乗じて得た期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二　六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三　第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2　前項の特例老齢年金の額は、通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3　通算年金通則法第十条及び第十一条の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4　第一項の特例老齢年金は、この法律（第四十六条の二から第四十六条の四まで及び第四十六条の六を除く。）の規定並びに通算年金通則法第四条第二項及び第五条の規定の適用については、この法律による通算老齢年金とみなす。

5　第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が第四十六条の六第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第四十六条の六」を「第四十六条の七」に、「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める部分を除く。）、第一条の改正規定、第三条第一項の改正規定、第十九条の改正規定、第十九条の次に一条を加える改正規定、第四十四条の次に一条を加える改正規定、第八十一条第五項の改正規定（特例第一種被保険者、特例第二種被保険者及び特例第三種被保険者に係る部分に限る。）、第八十五条の次に一条を加える改正規定、第八十七条に一項を加える改正規定、第百二条に一項を加える改正規定及び第八章の次に一章を加える改正規定並びに附則第二十一条、附則第二十四条から附則第二十八条まで、附則第三十七条及び附則第五十条から附則第五十二条までの規定は、政令で定める日から施行する。

第二条　この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条、第三十四条、第三十九条第二項、第四十三条第二項、第四十六条の四第一項及び第二項、第四十六条の七第四項、第四十七条第一項、第五十条第一項、第五十四条の二、第五十五条第一項、第五十七条、第五十八条第二号及び第三号、第六十条第二項及び第三項、第六十八条の二、第七十条第一項、第八十条第一項並びに第八十一条第五項（特例第一種被保険者、特例第二種被保険者、特例第三種被保険者及び第四種被保険者に係る部分を除く。）の規定、この法律による改正後の同法附則第二十二条第一項の規定並びに附則第四条、附則第九条から附則第十三条まで、附則第十八条、附則第二十九条から附則第三十六条まで、附則第四十二条、附則第四十三条、附則第四十四条（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第二十四条、第六十三条及び第百四十三条の七の改正規定に係る部分を除く。）、附則第四十五条、附則第四十八条及び附則第四十九条の規定は、昭和四十年五月一日から、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中第四種被保険者に係る部分の規定は、同年六月一日から適用する。

（減額老齢年金制度）

第三条　老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

（標準報酬に関する経過措置）

第四条　昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年四月の標準報酬月額が三千円、四千円、五千円若しくは六千円である者又は三万六千円である者（報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。）の同年五月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年五月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、その者の同年五月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

（不正利得の徴収に関する経過措置）

第五条　この法律による改正後の厚生年金保険法第四十条の二の規定は、この法律の公布の日以後の偽りその他不正の手段による支給に係る保険給付の受給額に相当する金額の徴収について適用する。

（老齢年金の支給の特例）

第六条　この法律の公布の日において現に厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条同項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

（通算老齢年金の支給の特例）

第七条　この法律の公布の日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間のいずれをも満たしていない被保険者であつて、同法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第四十六条の三の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

（特例老齢年金の支給に関する経過措置）

第八条　この法律の公布の日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者にこの法律による改正後の同法附則第二十八条の二第一項の特例老齢年金を支給する。

一　この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二　この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の二第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

（従前の保険給付の額の特例）

第九条　昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同法同章の規定により計算した額とする。

2　昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四条第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額（加給年金額を除く。）が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。

3　昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一条又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四条第七項の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金の基本年額金についても、第一項と同様とする。

（旧法による保険給付の額の特例）

第十条　昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を八万四千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を六万七千二百円とする。

2　社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）が八万四千円である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が六万七千二百円である者の廃疾の程度が同法別表第一に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を六万七千二百円又は八万四千円に改定することができる。

3　年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4　厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第十一条　昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫（かんぷ）年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を六万円とする。

2　前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫（かんぷ）年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

（保険給付の支給に関する経過措置）

第十二条　前三条に規定する保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（障害年金等の支給に関する経過措置）

第十三条　昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者の当該傷病については、この法律による改正後の厚生年金保険法第四十七条及び第五十五条の規定は、適用しない。

2　被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後に死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十八条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号又は第四号に該当する場合には、この限りでない。

（死亡の推定に関する経過措置）

第十四条　この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、この法律の公布前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の公布の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の公布の際まだその死亡の時期がわからない被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

（支給停止に関する経過措置）

第十五条　この法律の公布の日において現にこの法律による改正前の厚生年金保険法第六十五条の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同法第三十六条第二項の規定にかかわらず、昭和四十年五月分から支給するものとする。

（旧法による寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置）

第十六条　厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、この法律の公布の日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項（妻に関する部分に限る。）の規定の例による。

2　厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給

する保険給付を受ける権利の消滅については、この法律の公布の日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項の規定の例による。

（特例による脱退手当金の支給）

第十七条　この法律の公布の日から起算して六年以内に第二種被保険者の資格を喪失した者に対しては、当該資格を喪失した時において通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号。以下この条において「関係整理法」という。）附則第九条第二項の規定による脱退手当金の受給権を取得する場合を除き、関係整理法による改正前の厚生年金保険法の規定の例により脱退手当金を支給する。ただし、当該脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者が、その際、通算老齢年金の受給権を有しているとき、又は通算老齢年金の受給権を取得したときは、この限りでない。

2　昭和三十六年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に第二種被保険者の資格を取得した者（明治四十四年四月一日以前に生れた者を除く。）であつて、この法律の公布の際現に被保険者でないものであり、かつ、その被保険者期間が二年以上であるものに対しても、前項と同様とする。

3　前二項の規定による脱退手当金の受給権は、その受給権者が当該受給権の取得の日後において通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

4　第一項又は第二項の規定による脱退手当金の受給権者が死亡した場合には、これらの規定によりその例によるものとされている関係整理法による改正前の厚生年金保険法の規定にかかわらず、厚生年金保険法第三十七条の規定を準用する。

（保険料に関する経過措置）

第十八条　昭和四十年四月以前の月（第四種被保険者については、同年五月以前の月）に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十九条　昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の五（同項第二号に規定する者については、千分の四）を加えた率とする。

2　前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（時効に関する経過措置）

第二十条　この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項の規定は、この法律の公布の際現に年金たる保険給付の受給権を有する者の当該保険給付がこの法律の公布前にその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二十一条　附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日において現に厚生年金基金又は厚生年金基金連合会という名称を使用している者については、この法律による改正後の厚生年金保険法第百九条第二項及び第百五十一条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

（基金の認可の申請の手続に関する経過措置）

第二十二条　事業主は、附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日前においても、規約の作成、設立の認可の申請その他厚生年金基金の設立に必要な準備行為をすることができる。

（退職一時金に関する特例）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。）たる女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、この法律の公布の日から起算して六年以内に組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、その者が当該資格を喪失した際、通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合又は同表の中欄に掲げる規定の適用を受ける場合を除き、同表の下欄に掲げる規定を適用する。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく共済組合の組合員	通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下この条において「関係整理法」という。）附則第二十一条	国家公務員共済組合法第八十条第三項
私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく共済組合の組合員	私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によることとされた関係整理法附則第二十一条	私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条第三項
公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）に基づく共済組合の組合員	関係整理法附則第三十九条	公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項
農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく共済組合の組合員	関係整理法附則第四十四条	農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三項
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十四条又は第六十三条第七項	地方公務員等共済組合法第八十三条第三項
地方公務員等共済組合法に基づく団体共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百四十三条の七	地方公務員等共済組合法第百二条において準用する同法第八十三条第三項

2　昭和三十六年十一月一日以後前項の表の上欄に掲げる組合員の資格を取得した女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、同日からこの法律の公布の日の前日までの間に当該組合員の資格を喪失したときは、その者に対しても、同項と同様とする。この場合において、同表の下欄に掲げる規定中「退職の日」とあり、「その日」とあり、又は「第一項の規定に該当する事由が生じた日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」とする。

3　前項の規定により退職一時金を支給する場合において、その者に同項に規定する組合員の資格の喪失につき退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

（印紙税法の一部改正）

第二十四条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ十の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ十一　厚生年金基金又ハ厚生年金基金連合会ノ厚生年金保険法第百三十条又ハ第百五十九条ニ掲グル給付ニ関スル証書、帳簿

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第二十五条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年

法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レの次に次のように加える。

ソ　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（厚生省設置法の一部改正）

第二十六条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の四を第六十二号の五とし、第六十二号の三を第六十二号の四とし、第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二　厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の設立又は規約の変更を認可し、これらに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

第十四条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　厚生年金基金及び厚生年金基金連合会を指導監督すること。

第三十六条の四中「第六十二号の三」を「第六十二号の四」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項及び第七十二条の三第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金契約」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を加える。

第二百九十四条の三第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金契約」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第二十八条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条」の下に「（同法第百六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第三条第二号中「健康保険組合がした処分」を「健康保険組合又は厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会（以下「健康保険組合等」という。）がした処分」に、「健康保険組合の事務所」を「健康保険組合等の事務所」に改める。

第四条第一項中「、保険給付」を「若しくは保険給付、標準給与、年金給付若しくは一時金たる給付」に改め、同条第二項中「又は標準報酬」を「若しくは標準報酬又は標準給与」に改める。

第五条第二項中「健康保険組合」を「健康保険組合等」に改める。

第九条第一項中「国民年金事業の管掌者」を「厚生年金基金若しくは厚生年金基金連合会又は国民年金事業の管掌者」に改める。

第十条第五項中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十九条中「厚生年金保険法第九十一条」の下に「（同法第百六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。）」を加える。

第三十条第一項中「厚生年金保険」の下に「（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の行なう事業を含む。）」を、「被保険者」の下に「（厚生年金基金の加入員を含む。第三十九条第二項において同じ。）」

を加える。

第三十二条第五項中「厚生年金保険法第八十六条第五項」の下に「（同法第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第二十九条　公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項中「百円」を「二百五十円」に、「千分の六」を「千分の十」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第四項又は第六十一条の二第三項の規定は、昭和四十年五月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算について適用し、同日前の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、なお従前の例による。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第三十一条　農林漁業団体職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十七条の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第四十六条第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第二の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第二項ただし書、第三十七条の二第三項、第四十六条第二項及び第三項第二号並びに別表第二の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十三条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第八十八条第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第三の下欄中「四七、五二〇円」を「一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書（同法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条の二第三項、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第三十五条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第三十二条の二中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第三十三条中「三万五千百円」を「六万七千二百円」に、「該当するものがあるときは、その」を「該当するもの（以下この条において「扶養遺族」という。）が七人以上あるときは、三万五千百円に扶養遺族」に改める。

第四十五条の三第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項（同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（同法第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二第二項（同法第四十八条の二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十三条（同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の三第二項（同法第四十八条の二において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（通算年金通則法の一部改正）

第三十七条　通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を「（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章を除く。）」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項ただし書中「者がその際」を「者が、その際、通算老齢年金の受給権を有しているとき、又は」に改める。

附則第二十一条第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

附則第三十九条第一項第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同項第三号を削る。

附則第四十四条第二号中「三年」を「五年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　昭和三十六年十一月一日前から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退

職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3　第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4　第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の前日において消滅する。

第四十条　昭和三十六年十一月一日前から引き続き公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、附則第三十八条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項中「退職後」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日から」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者が再びもとの組合の組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項に規定する申出をすることができない。

3　第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4　第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第四十一条　昭和三十六年十一月一日前から引き続き農林漁業団体職員共済組合法に基づく共済組合の組合員又は任意継続組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第一項に規定する事由に該当してその資格を喪失した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、附則第三十八条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四条中「これらの規定の適用を受けることとなつた日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者が農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四条に規定

する申出をすることができない。

3　第一項の規定の適用により同項に規定する者に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の資格の喪失に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4　第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四十二条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「二万四千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「千分の六」を「千分の十」に改める。

第九十三条第二項及び第三項第二号中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

別表第四の下欄中「四七、五二〇円」を「一一〇三、二〇〇円」に、「三五、五二〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「一九、八二四円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条　前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十八条第二項ただし書（同法第百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項（同法第二百二条において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項及び第三項（同法第二百二条において準用する場合を含む。）並びに別表第四（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第四十四条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第二十四条の表の下欄中「三年以内に退職する男子又は同日から五年以内に退職する女子」を「五年以内に退職する者」に、「昭和三十九年十月三十一日までに退職する男子又は昭和四十一年十月三十一日までに退職する女子」を「昭和四十一年十月三十一日までに退職する者」に改める。

第四十一条中「三万五千百円」を「六万七千二百円」に、「があるときは、その」を「（以下この条において「扶養遺族」という。）が七人以上あるときは、三万五千百円に扶養遺族」に改める。

第四十二条中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

第六十三条第七項第二号中「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

第百四十三条の四第二項中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

第百四十三条の七中「第三号」を「第二号」に、「昭和三十九年」を「昭和四十一年」に、「男子」を「者」に改め、同条第三号を削る。

第百四十三条の十五中「二万一千三百六十円」を「六万七千二百円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第二項（同法第五十五条第一項において準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び第百十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第四十一条（同法第五十五条第一項、第八十三条第二項及び第百四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条（同法第五十五条第一項、第八十二条第二項、第百三条第二項及び第百四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第百四十三条の四第二項（同法第百四十三条の十八において準用する場合を含む。）及び第百四十三条の十五（同法第百四十三条の十八において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第四十六条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）第二十四条の表の上欄に掲げる者である更新組合員（施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員をいう。以下この条において同じ。）であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（附則第四十四条の規定による改正前の施行法第二十四条の規定による申出を行なうことができた者を除く。）については、附則第四十四条の規定による改正後の施行法第二十四条中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　昭和三十六年十一月一日前から昭和三十七年十一月三十日まで引き続き国の長期組合員（施行法第二条第一項第五十四号に規定する国の長期組合員をいう。）である職員であつた更新組合員であつて、昭和三十九年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、附則第四十四条の規定による改正後の施行法第六十三条第七項中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　前二項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、施行法第二十四条又は第六十三条第七項に規定する申出をすることができない。

4　第一項又は第二項の規定の適用により第一項又は第二項に規定する者に地方公務員等共済組合法第八十三条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項又は第二項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、第一項又は第二項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5　第一項又は第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

第四十七条　昭和三十九年九月三十日に地方公務員等共済組合法第四十二条の規定による長期給付に関す

る規定の適用を受ける者であつた団体共済更新組合員（施行法第百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。）であつて、同年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職した男子（明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、附則第四十四条の規定による改正後の施行法第百四十三条の七中「退職の日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2　前項に規定する者が再び地方公務員等共済組合法に基づく団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、同法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、施行法第百四十三条の七に規定する申出をすることができない。

3　前条第四項の規定は、第一項の規定の適用により支給すべき退職一時金の支給について準用する。

4　前条第五項の規定は、第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者の当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利について準用する。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十八条　農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項ただし書中「三万五千五百二十円」を「八万四千円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条　前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第六条第一項ただし書（同法附則第二十条において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年五月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第五十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金契約」を加える。

第七十四条第二項第六号中「厚生年金保険の保険料」の下に「及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金（同法第百四十条第四項（徴収金）の規定により負担する徴収金を含む。）」を加える。

第百七十六条第一項第二号中「適格退職年金契約」の下に「又は厚生年金基金契約」を加える。

別表第一第一号の表中港務局の項の前に次のように加える。

厚生年金基金 厚生年金基金連合会	厚生年金保険法

（法人税法の一部改正）

第五十一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金契約」を加える。

第八十四条第一項中「適格退職年金契約」の下に「又は厚生年金基金契約」を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一　適格退職年金契約又は厚生年金基金契約に係る信託の業務を行なう内国法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ　各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二　適格退職年金契約又は厚生年金基金契約に係る生命保険の業務を行なう内国法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各適格退職年金契約につき、当該契約に係る保険業法第八十八条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この項において「責任準備金額」という。）のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る保険料の額のうちその保険金受取人が負担した部分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ　各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「備えたものをいう」を「備えたものをいい、これらの規定に規定する厚生年金基金契約とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条第三項（基金の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）又は第百五十九条第三項（連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）の規定により締結された信託又は生命保険の契約をいう」に改める。

別表第二第一号の表中鉱害復旧事業団の項の次に次のように加える。

厚生年金基金 厚生年金基金連合会	厚生年金保険法

別表第二第一号の表国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会の項中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を削る。

（所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の一部改正）

第五十二条　所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和四十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　削除

（内閣総理・法務・大蔵・厚生・農林・運輸・郵政・自治大臣署名）

法律第百五号（昭四〇・六・一）

◎船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条ノ二」に、「第三十九条ノ五」を「第三十九条ノ六」に、「第五十条ノ八」を「第五十条ノ十」に、「第六十二条ノ三」を「第六十二条ノ四」に改める。

第二条ノ二を第二条ノ三とし、第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二　本法ニ依ル年金タル保険給付ノ額ハ国民ノ生活水準其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ニ応ズル為速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬			報酬月額
等級	月額	日額	
第一級	九、〇〇〇円	三〇〇円	九、五〇〇円未満
第二級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満
第三級	一二、〇〇〇円	四〇〇円	一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第四級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第五級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第六級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満
第七級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第八級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第九級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一〇級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一一級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一二級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、五〇〇円未満
第一三級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満
第一四級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満
第一五級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満
第一六級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満
第一七級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満
第一八級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満
第一九級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上五四、〇〇〇円未満
第二〇級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上五八、〇〇〇円未満
第二一級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満
第二二級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上六六、〇〇〇円未満
第二三級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円未満
第二四級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上七四、〇〇〇円未満
第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上

第五条第一項中「、障害手当金」を削る。

第十二条第一項及び第三項中「第六十二条ノ三」を「第六十二条ノ四」に改める。

第十二条ノ二第一項中「第六十二条ノ三」を「第六十二条ノ四」に改める。

第二十条第四項中「老齢」の下に「、廃疾」を加え、「第五十条第四号乃至第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金及」を削る。

第二十三条第二項第三号本文中「又ハ四十歳未満ノ妻」を削り、同号ただし書を削り、同条第四項中「子ト看做シ、第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ妻ハ其ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ子ト生計ヲ同ジクシタルモノト看做ス」を「子ト看做ス」に改める。

第二十三条ノ三中「第四十二条」を「第四十二条ノ二」に、「第五十条ノ六」を「第五十条ノ八」に改める。

第二十四条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十四条ノ三　乙年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ甲年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルニ因リ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シ又ハ同一人ニ対シ乙年金ノ支給ヲ停止シ甲年金ヲ支給スベキ場合ニ於テ乙年金ヲ受クル権利ガ消滅シ又ハ乙年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ乙年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル乙年金ハ甲年金ノ内払ト看做ス

年金ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ後ニ支払フベキ年金ノ内払ト看做スコトヲ得年金ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ年金ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ年金ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第二十六条中「及通算老齢年金」を「、通算老齢年金及脱退手当金」に改める。

第二十七条中「又ハ通算老齢年金」を「、通算老齢年金又ハ脱退手当金」に改める。

第三十一条第一項中「其ノ給付開始後」を「其ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改め、同条第二項中「支給開始後」を「支給ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改める。

第三十四条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「第一号乃至第六号ニ掲グル」を「一級又ハ二級ニ該当スル」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項各号ノ一ニ該当スル被保険者が六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後同項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齢年金ヲ支給ス

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　老齢年金ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル額ヲ合算シタル金額トス

一　六万円（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一月ヲ増ス毎ニ其ノ一月ニ対シ四千円ヲ十二ヲ以テ除シテ得タル額ヲ加ヘタル額トシ其ノ加フベキ額ガ三万円ヲ超ユルトキハ其ノ加フベキ額ハ三万円トス）

二　平均標準報酬月額ノ七十五分ノ一ニ相当スル額ニ被保険者タリシ期間ノ月数ヲ乗ジテ得タル額

第三十七条中「為リタルトキ」の下に「（六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク）」を加える。

第三十八条中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に、「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者が被保険者タル間其ノ額（第三十六条ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アル

トキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ除キタル額）ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三章第五節第一款中第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条ノ二　老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者ト為ルコトナクシテ三十日ヲ経過シタルトキハ前後ノ被保険者タリシ期間ヲ合算シテ老齢年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ二に次の一号を加える。

三　第一号イ乃至ニノ何レカニ該当スル被保険者ガ六十五歳ニ達シタルトキ又ハ被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後同号イ及至ニノ何レカニ該当スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ四を次のように改める。

第三十九条ノ四　通算老齢年金ノ支給ヲ受クル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ通算老齢年金ヲ受クル権利ヲ失フ

一　死亡シタルトキ

二　被保険者ト為リタルトキ但シ六十五歳ニ達シタル後被保険者ト為リタルトキヲ除ク

三　老齢年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキ

第三十九条ノ五第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「通算老齢年金ハ」の下に「第二十四条ノ三第二項前段ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

通算老齢年金ハ其ノ支給ヲ受クル者ガ被保険者タル間其ノ額ノ百分ノ二十ニ相当スル部分ノ支給ヲ停止ス

第三章第五節第二款中第三十九条ノ五の次に次の一条を加える。

第三十九条ノ六　第三十八条ノ二ノ規定ハ通算老齢年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項中「被保険者ノ資格喪失前」を「被保険者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「（療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日）」を加え、「其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ別表第五ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス」を「障害年金ヲ支給ス」に改め、同項の次に次の一項を加える。

被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ治癒シタル場合職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日（療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日）ヨリ起算シ三年以内ニ治癒シタル場合ニ於テ別表第五ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ応ジ一時金トシテ障害手当金ヲ支給ス

第四十一条第一項第一号中「乗ジテ得タル金額」の下に「（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス）」を加え、同項第二号中「平均標準報酬月額ノ四月分ニ相当スル金額」を「第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額（被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十ニ満タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス）ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ二ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル金額（其ノ額ガ六万円ニ満タザルトキハ六万円）」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ職務外ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廃疾ト為リタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ前後ノ廃疾ノ状態ヲ合シタル廃疾ノ程度ニ応ジ支給スベキ障害年金ノ額ハ其ノ額ガ従前ノ障害年金ノ額ヨリ少キトキハ従前ノ障害年金ノ額ヲ以テ其ノ障害年金ノ額トス

第四十一条ノ二第一項中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第四十一条ノ三第二号中「平均標準報酬月額ノ十月分ニ相当スル金額」を「第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額（被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十ニ満タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス）ノ百分ノ百五十ニ相当スル金額」に改める。

第四十二条ノ二を削り、第四十二条を第四十二条ノ二とし、第四十一条ノ三の次に次の一条を加える。

第四十二条　職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ廃疾ノ状態ニ該当セザルニ至リタル際ナホ別表第五上欄ニ定ムル程度ノ廃疾ノ状態ニ在ル場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金ノ総額ガ障害年金ノ六年分ニ相当スル金額ニ満タザルトキハ其ノ差額（其ノ額其ノ廃疾ノ程度ニ応ズル職務上ノ事由ニ因ル障害手当金ノ額ニ相当スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ障害手当金ノ額ニ相当スル金額）ヲ一時金トシテ支給スルコトヲ得

障害年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ権利ヲ失ヒ前項ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ年金ヲ受クル権利ヲ失ヒタル月ノ翌月以後ノ分トシテ其ノ年金ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル年金ハ其ノ一時金ノ内払ト看做ス

第四十三条第一項中「左ノ区別ニ依リ」を「其ノ者ノ選択ニ依リ」に改め、各号を削り、同条第二項中「第四十四条」の下に「若ハ第四十四条ノ三」を加え、「障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキ」を「障害年金ヲ受クル権利ヲ失ヒ若ハ其ノ支給ヲ停止セラレタルトキ」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ又ハ障害年金ヲ受クル程度ノ廃疾ノ状態ニ該当セザルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ヲ受クル権利ヲ失フ

第四十四条の次に次の二条を加える。

第四十四条ノ二　第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ同時ニ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員タルモノ（以下共済被保険者ト称ス）ガ其ノ共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ニ付第四十条第一項ノ規定ニ依リ廃疾ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付当該共済組合ガ支給スル廃疾年金又ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルトキハ同条ノ規定ニ拘ラズ其ノ廃疾ニ付テハ障害年金ヲ支給セズ

共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ニ係ル障害年金ヲ受クル権利ハ其ノ者ガ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付当該共済組合ガ支給スル廃疾年金又ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ消滅ス

第四十一条第三項ノ規定ニ依リ共済被保険者以外ノ被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ノ状態ト共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ノ状態トヲ合シタル廃疾ノ程度ニ因リ支給スル障害年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ当該共済組合ガ支給スル廃疾年金又ハ障害年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ障害年金ノ額ヲ当該共済被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ノ状態ヲ合セザ

ル廃疾ノ状態ニ付支給スベキ額ニ改定ス

第四十四条ノ三　第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ廃疾ト為リタルニ依ル障害年金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十三条（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百十三号）第三条第三号若ハ労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第三号ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラレタル障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ更ニ職務外ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廃疾ト為リタル場合ニハ第四十一条第三項ノ規定ハ之ヲ適用セザルモノトシ其ノ支給ヲ停止セラレザルニ至リタルトキ前後ノ廃疾ノ状態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス職務外ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ前項ノ規定ニ依リ其ノ支給ヲ停止セラルベキ障害年金ヲ受クベキ程度ノ廃疾ト為リタル場合ニ於テ亦同ジ

第四十五条に次の一項を加える。

第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ニ付第四十条第二項ノ規定ニ依リ廃疾ノ程度ヲ定ムベキ場合ニ於テ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付国家公務員災害補償法第十三条、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第三条第三号若ハ労働基準法第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スルトキハ第四十条第二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ廃疾ニ付テハ障害手当金ヲ支給セズ

第四十五条ノ三第一項及び第二項中「職務上ノ事由ニ因ル」を削る。

第四十六条第一項第二号及び第四十八条中「及障害手当金」を「、障害手当金及第四十二条ノ規定ニ依ル一時金」に改める。

第五十条第五号中「被保険者ノ資格喪失前」を「被保険者ノ資格喪失後被保険者タリシ間」に改め、「療養ノ給付ヲ受ケタル日」の下に「（療養ノ給付ヲ受ケザル場合ニ在リテハ医師又ハ歯科医師ノ診療ヲ受ケタル日）」を加え、同条第六号中「第一号乃至第六号」を「一級又ハ二級」に改める。

第五十条ノ二第一項第一号中「其ノ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支給ヲ受ケ又ハ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ老齢年金ノ額」を「第三十五条ノ例ニ依リ計算シタル額（被保険者タリシ期間ノ月数ガ百八十ニ満タザルトキハ百八十トシテ計算シタル額トス）」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号又ハ第四号ノ遺族年金ノ額ハ其ノ額六万円ニ満タザルトキハ之ヲ六万円トス

第五十条ノ四第一項第三号中「直系姻族」を「直系血族及直系姻族」に改め、同条第二項を削る。

第五十条ノ五第一項を削る。

第三章第九節中第五十条ノ八を第五十条ノ十とし、第五十条ノ七を第五十条ノ九とし、第五十条ノ六を第五十条ノ八とし、第五十条ノ五の次に次の二条を加える。

第五十条ノ六　左ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ガ支給スル遺族年金ヲ受クベキ者在ルトキハ之ヲ支給セズ

一　第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ガ同条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ第五十条第四号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

二　被保険者タリシ者ガ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ第五十条第五号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

三　第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル疾病ニ付障害年金ノ支給ヲ受クル者（第四十一条第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ間ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル廃疾ヲ合セザルモ職務外ノ事由ニ因ル廃疾ノ状態ガ別表第四下欄ニ定ムル一級又ハ二級ニ該当シタルモノヲ除ク）ガ死亡シタル場合ニ於テ第五十条第六号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金

第五十条ノ七　前条各号ニ掲グル遺族年金ハ同一ノ事由ニ因リ国家公務員災害補償法第十五条（他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第三条第四号若ハ労働基準法第七十九条ノ規定ニ依ル遺族補償又ハ労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号ノ規定ニ依ル遺族補償費ノ支給ヲ受クベキ者在ルトキハ六年間其ノ支給ヲ停止ス

第五十一条第一項中「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ又ハ」を削り、「、障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ支給ヲ為サズ」を「若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ又当該事故ニ付テハ第三十四条第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ」に改め、同条第二項中「第四十二条」を「第四十二条ノ二」に、「第五十条ノ六」を「第五十条ノ八」に改める。

第五十二条中「被保険者タリシ者ガ」の下に「自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、」を加え、「若ハ障害手当金」を「、障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料」に改める。

第五十三条第一項ただし書を次のように改める。

但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及同項第六号ニ掲グル療養ノ給付（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除ク

第五十八条第一項中「配偶者分娩費」の下に「、第三十八条第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル老齢年金、第三十九条ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ額ノ一部ニ付支給ヲ停止セラレタル通算老齢年金」を加え、「五分ノ一」を「四分ノ一」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書」を「失業保険金ノ給付ニ係ル前項」に改め、同条第三項中「療養ノ給付開始後」を「療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ」に改める。

第五十九条第五項中「前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保険料率ハ」を「保険料率ハ当分ノ間」に、「千分ノ百六十九」を「千分ノ百九十四」に、「千分ノ百五十八」を「千分ノ百八十三」に、「千分ノ四十二」を「千分ノ六十七」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ保険料率ハ其ノ率ガ第四項ノ基準ニ適合スルニ至ルマデノ間段階的ニ引上ゲラルベキモノトス

第六十条第一項中「百六十九分ノ五二・五」を「百九十四分ノ六十五」に、「百六十九分ノ百十六・五」を「百九十四分ノ百二十九」に、「百五十八分ノ四十七」を「百八十三分ノ五十九・五」に、「百五十八分

ノ百十一」を「百八十三分ノ百二十三・五」に改める。

第四章中第六十二条ノ三を第六十二条ノ四とし、第六十二条ノ二の次に次の一条を加える。

第六十二条ノ三　第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ハ将来ノ一定期間ノ保険料ヲ前納スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ前納スベキ額ハ其ノ期間ノ各月ノ保険料ノ額ヨリ政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額トス

第一項ノ規定ニ依リ前納セラレタル保険料ニ付テハ前納ニ係ル期間ノ各月ノ初日ガ到来シタルトキニ夫々ノ月ノ保険料ガ納付セラレタルモノト看做ス

前二項ニ定ムルモノノ外保険料ノ前納ノ手続、前納セラレタル保険料ノ還付其ノ他保険料ノ前納ニ付必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一ノ二

廃疾ノ程度	率
一級	一・二五
二級	一・〇〇
三級	〇・七五

別表第四職務外の事由による廃疾の欄を次のように改める。

職務外ノ事由ニ因ル廃疾		
廃疾ノ程度	番号	廃疾ノ状態
一級	一	両眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ
	二	両上肢ノ用ヲ全廃シタルモノ
	三	両下肢ノ用ヲ全廃シタルモノ
	四	両上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ
	五	両下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ
	六	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且常時ノ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
	七	精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且常時ノ監視又ハ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
	八	傷病（疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシメ且長期ニ亘ル高度ノ安静ト常時ノ監視又ハ介護ヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
二級	一	両眼ノ視力〇・〇四以下ニ減ジタルモノ
	二	一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
	三	両耳ノ聴力耳殻ニ接スルモ大声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
	四	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廃シタルモノ
	五	脊柱ノ機能ニ高度ノ障害ヲ残スモノ
	六	一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ
	七	一下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ
	八	一上肢ノ用ヲ全廃シタルモノ
	九	一下肢ノ用ヲ全廃シタルモノ
	一〇	十指ノ用ヲ廃シタルモノ
	一一	両足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
	一二	十趾ヲ失ヒタルモノ
	一三	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働ガ高度ノ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
	一四	精神ニ労働スルコトヲ不能ナラシムル程度ノ障害ヲ残スモノ
	一五	傷病ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神ニ労働ガ高度ノ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ高度ノ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
三級	一	両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
	二	両耳ノ聴力四十糎以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
	三	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
	四	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
	五	一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
	六	一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ
	七	長管状骨ニ仮関節ヲ残シ運動機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
	八	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ一手ノ三指以上ヲ失ヒタルモノ
	九	拇指及示指ヲ併セ一手ノ四指ノ用ヲ廃シタルモノ
	一〇	一足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ
	一一	十趾ノ用ヲ廃シタルモノ
	一二	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
	一三	精神又ハ神経系統ニ労働ガ著シキ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ著シキ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ残スモノ
	一四	傷病ガ治癒セズ身体ノ機能又ハ精神若ハ神経系統ニ労働ガ制限ヲ受クルカ又ハ労働ニ制限ヲ加フルコトヲ必要トスル程度ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

別表第四備考第一号中「又ハ各号」を削る。

別表第五下欄第二号中「又ハ両眼ニ半盲症、視野狭窄若ハ視野変状ヲ残スモノ」を「、両眼ニ依ル視野二分ノ一以上欠損シタルモノ又ハ両眼ノ視野一〇度以内ノモノ若ハ両眼ノ調節機能及輻輳機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ」に改め、同欄第三号中「鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ両耳ノ聴力四十糎以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ又ハ鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ」を削り、「程度以上ノモノ」を「程度ニ減ジタルモノ」に改め、同欄第四号中「咀嚼及言語又ハ」を削り、「若ハ」を「又ハ」に改め、同欄第六号中「脊柱ニ著シキ運動障害」を「脊柱ノ機能ニ障害」に改め、同欄第一〇号中「仮関節」を「著シキ転位変形」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

第二条　この法律による改正後の船員保険法第四条第一項、第二十条第四項、第二十四条ノ三、第三十四条第三項及び第四項、第三十五条、第三十八条第二項、第三十九条ノ五第四項、第四十条第一項から第三項まで、第四十一条第一項、第三項及び第四項、第四十一条ノ二第一項、第四十一条ノ三第二号、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条ノ二、第四十四条ノ三、第四十五条第二項、第四十五条ノ三、第四十六条第一項第二号、第四十八条、第五十条第五号及び第六号、第五十条ノ二、第五十条ノ六、第五十七条ノ七、第五十八条第一項、第五十九条第五項第一号及び第二号並びに第六十条第一項の規定、この法律による改正後の同法別表第一ノ二、別表第四及び別表第五並びに附則第四条、附則第七条から附則第十二条まで、附則第十五条及び附則第二十一条の規定は、昭和四十年五月一日から、この法律による改正後の同法第五十九条第五項第三号の規定は、同年六月一日から適用する。

（減額老齢年金制度）

第三条　老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなつた場合における減額老齢年金制度

については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

（標準報酬に関する経過措置）

第四条　昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年四月の標準報酬月額が七千円、八千円又は五万二千円（報酬月額が五万四千円未満である者を除く。）である者については、同年五月からその標準報酬を改定する。

（老齢年金の支給の特例）

第五条　この法律の施行の日において現に船員保険法第三十四条第一項各号のいずれかに該当する被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条第二項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

（通算老齢年金の支給の特例）

第六条　この法律の施行の日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない被保険者であつて、同法第三十九条ノ二第一号イからニまでのいずれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第三十九条ノ二の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

（従前の保険給付の額の特例）

第七条　昭和四十年五月一日において現に老齢年金、通算老齢年金又は遺族年金（船員保険法第五十条第一項第二号又は第三号に該当したことにより支給する遺族年金を除く。）を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十五条、第三十九条ノ三第一項又は第五十条ノ二第一項及び第二項の規定により計算した額とする。

2　昭和四十年五月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を、この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

第八条　昭和四十年五月一日において現に職務外の事由による障害年金を受ける権利を有する者には、同日以後もなお、従前の例により当該障害年金を支給する。

2　前項の障害年金については、その額（加給金の額を除く。）が七万六千八百円に満たないときは、同項の規定にかかわらず、これを七万六千八百円とする。

第九条　船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付（附則第十三条第一項の規定による保険給付を含む。）については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

（保険給付の支給に関する経過措置）

第十条　老齢年金、通算老齢年金、職務外の事由による障害年金、船員保険法第五十条第一号及び第四号から第六号までのいずれかに該当したことによる遺族年金、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付並びに船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法

律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分並びに障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

（障害年金等の支給に関する経過措置）

第十一条　昭和四十年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において職務外の事由による障害年金又は障害手当金を受ける権利を取得した者の当該障害年金又は障害手当金の額は、その額が従前の例により計算した額に満たないときは、この法律による改正後の船員保険法第四十一条第一項又は第四十一条ノ三の規定にかかわらず、従前の例により計算した額とする。

2　附則第八条第二項の規定は、前項の従前の例により計算した障害年金の額について準用する。

3　昭和四十年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の船員保険法の規定により職務外の事由による障害手当金を受ける権利を取得した者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につきこの法律による改正後の同法の規定により職務外の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受ける権利を取得しなかつたものとみなす。

第十二条　被保険者又は被保険者であつた者の昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病については、この法律による改正後の同法第四十条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2　被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後死亡したときは、その者の遺族については、この法律による改正後の同法第五十条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一号から第三号まで又は第六号に該当する場合には、この限りでない。

（支給停止に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行の日において現にこの法律による改正前の船員保険法第五十条ノ五第一項の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、昭和四十年五月分から支給するものとする。

（従前の寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置）

第十四条　船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）の施行の日前に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の妻であつて、この法律の施行の日において五十五歳（昭和二十九年五月一日前に被保険者であつた者の妻であつた者にあつては、五十二歳とする。以下この項において同じ。）に達したとしたならば、同日において、同法附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金の例による保険給付を受ける権利を取得することとなるものについては、その者が同日において五十五歳に達したものとみなして、従前の寡婦年金の例による保険給付を支給する。

2　船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する保険給付のうち、従前の寡婦年金の例による保険給付（前項の規定による保険給付を含む。）を受ける権利の消滅については、この法律の施行の日以後においては、同法附則第三項の規定によりその例によ

るものとされる同法による改正前の船員保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の船員保険法第五十条ノ四の規定の例による。

（保険料に関する経過措置）

第十五条　昭和四十年四月以前の月（船員保険法第二十条の規定による被保険者については、同年五月以前の月）に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十六条　昭和四十五年五月一日以後における保険料率は、この法律による改正報の船員保険法第五十九条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の九を加えた率とする。

2　前項の規定は、同項の規定による保険料率に、船員保険法第五十九条第四項の規定により昭和四十五年四月三十日までに行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

（旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有する者に対する特例老齢年金の支給）

第十七条　被保険者であつた期間（老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下この条及び次条において同じ。）が一年以上であつた者で船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しないものが、次の各号の一に該当した場合において、その者が同法による通算老齢年金の受給権を取得しないときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一　次のいずれかに該当する者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

イ　被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」という。）とを合算した期間が二十年以上であること。

ロ　被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間と厚生年金保険の被保険者期間及び旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

二　六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に六十歳に達した者が、被保険者となることなくして前号ロに該当するに至つたとき。

三　第一号イ若しくはロのいずれかに該当する被保険者が六十五歳に達したとき、又は被保険者が六十五歳に達した後に同号イ若しくはロのいずれかに該当するに至つたとき。

2　前項の特例老齢年金の額は、船員保険法による通算老齢年金の額の計算の例により計算した額とする。

3　通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）第十条及び第十一条の規定は、第一項の特例老齢年金の支払期月及び支給について準用する。

4　第一項の特例老齢年金は、船員保険法（第三十九条から第三十九条ノ四までを除く。）の規定並びに通算年金通則法第四条第二項及び第五条の規定の適用については、船員保険法による通算老齢年金とみなす。

5　第一項の特例老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険法第三十九条ノ四第一号から第三号までの規定に該当したとき、又は同法による通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

（特例老齢年金の支給に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行の日において現に被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、同法による通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者に前条の特例老齢年金を支給する。

一　前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。

二　前条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

（特例による脱退手当金の支給）

第十九条　この法律の施行の日から起算して六年以内に被保険者の資格を喪失した女子に対しては、当該資格を喪失した時において通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第十五条第二項の規定による脱退手当金を受ける権利を取得する場合を除き、同法による改正前の船員保険法の規定の例により脱退手当金を支給する。ただし、当該脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者が、その際、通算老齢年金を受ける権利を有しているとき、又は通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、この限りでない。

2　昭和三十六年十一月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に被保険者の資格を取得した女子（明治四十四年四月一日以前に生れた者を除く。）であつて、この法律の施行の際現に被保険者でない者であり、かつ、その被保険者であつた期間が二年以上である者に対しても、前項と同様とする。

3　前二項の規定による脱退手当金を受ける権利は、その権利を有する者が当該権利の取得の日後において通算老齢年金を受ける権利を取得したときは、消滅する。

4　第一項又は第二項の規定による脱退手当金を受ける権利を有する者が死亡した場合には、船員保険法第二十七条ノ二の規定を準用する。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　通算年金制度を創設するための関係法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項ただし書中「者がその際」を「者が、その際、通算老齢年金を受ける権利を有しているとき、又は」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「同時に、」の下に「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）若しくは」を加える。

（大蔵・厚生・労働・内閣総理大臣署名）

法律第百六号（昭四〇・六・二）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十九号の二を削り、同条第三十七号の二中「診療エックス線技師」の下に「及び衛生検査技師」を加え、同条第三十九号の二中「診療エックス線技師」の下に「、衛生検査技師」を加え、同条中第五十二号の五を削り、第五十二号の六を第五十二号の五とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十六の二　精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の定めるところにより、精神薄弱者援護施設の基準を定めること。

第九条中第三号を削り、第三号の二を第三号とし、第十号の二を削る。

第十条第三号中「診療エックス線技師」の下に「、衛生検査技師」を加える。

第十一条の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国民厚生運動の普及発達を図ること。

第十二条第七号の二を削る。

第十三条第十二号中「及び妊産婦その他母性」を「、妊産婦その他母性及び精神薄弱者」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　精神薄弱者福祉法を施行すること。

第二十九条第一項の表中

「結核予防審議会	厚生大臣の諮問に応じて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。」を

「結核予防審議会	厚生大臣の諮問に応じて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。
伝染病予防調査会	厚生大臣の諮問に応じて、伝染病の予防に関する重要事項を調査審議すること。」に、

「中央環境衛生適正化審議会	厚生大臣の諮問に応じて、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十八条第三項に規定する処分に関する事項その他同法の施行に関する重要事項を調査審議し、及び関係各行政機関に対し建議すること。」を

「中央環境衛生適正化審議会	厚生大臣の諮問に応じて、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十八条第三項に規定する処分に関する事項その他同法の施行に関する重要事項を調査審議し、及び関係各行政機関に対し建議すること。
公害審議会	厚生大臣の諮問に応じて、環境衛生に係る公害及び生活環境に関する重要事項を調査審議すること。」に

改める。

第三十八条の表中「四九、八七二人」を「四九、九五四人」に、「五八五人」を「六二五人」に、「五〇、四五七人」を「五〇、五七九人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百七号（昭四〇・六・二）

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「会員」を「会員等」に改める。

第二条第一項中「開拓者を主たる構成員とする農業協同組合（北海道にあつては、開拓者を構成員の全部又は一部とする農業協同組合）であつて政令で定めるところにより都道府県知事が指定したもの」を「開拓者を構成員の全部又は一部とする農業協同組合」に、「主たる構成員とするものをいう」を「主たる構成員とするものをいい、「開拓農事組合法人」とは、開拓者を主たる構成員とする農事組合法人であつて農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第一号の事業を行なうものをいう」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「農林中央金庫及び」を「農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条に次の一項を加える。

3　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、中央保証協会に対し、追加して出資をすることができる。

第十条第一号中「会員が」を「会員（ハに掲げる資金については、会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人の組合員）が」に改め、同号イからハまでを次のように改め、同号ニを削る。

イ　会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人がその組合員である開拓者の農業経営の改善のために行なう事業に必要な資金

ロ　会員である都道府県開拓農業協同組合連合会がその連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営の改善のために行なう事業に必要な資金

ハ　会員である開拓農業協同組合又は開拓農事組合法人の組合員である開拓者がその農業経営のために必要とする資金

第十七条第一項中「都道府県開拓農業協同組合連合会」の下に「又は金融機関」を加え、同条第二項中「又は全国開拓農業協同組合連合会」を「、全国開拓農業協同組合連合会又は金融機関である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会」に改め、「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同条に次の一項を加える。

3　農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第十八条第一項中「左に掲げる者」の下に「及び地方保証協会の区域の一部をその区域とする市町村」を加え、同項に次の一号を加える。

三　開拓農事組合法人

第十八条に次の一項を加える。

3　市町村は、地方保証協会の会員になろうとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第二十五条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　地方保証協会が、当該会員の債務を保証している場合又は当該会員に代わつて債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

二　当該会員が開拓農業協同組合又は開拓農事組合

法人である場合において、地方保証協会が、当該開拓農業協同組合若しくは当該開拓農事組合法人の組合員である開拓者の借り入れた第十条第一号ハに掲げる資金に係る債務を当該開拓農業協同組合若しくは当該開拓農事組合法人の組合員として保証しているとき、又はその組合員としてした保証に係る債務を当該組合員に代わつて弁済したことにより取得した求償権を有するとき。

第二十六条第二項中「前条第一項第五号及び」を「前条第一項第二号及び第五号並びに」に改める。

第二十七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「会員が」を「中央保証協会の会員が」に、「保証協会」を「中央保証協会」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方保証協会の会員が脱退した場合において、当該会員が第二十五条第一項第一号又は第二号に該当するときは、地方保証協会は、当該各号の保証をしている債務につきその債務者に代わつて弁済をしないことが明らかになるまで又は当該各号の求償権に係る債務が完済されるまでは、その脱退した者に対し前項の払いもどしを停止することができる。

第二十八条第二項中「同条第一項第五号及び」を「同条第一項第二号及び第五号並びに」に改め、「前条」の下に「（地方保証協会の会員の出資口数の減少については同条第三項、中央保証協会の会員の出資口数の減少については同条第二項を除く。）」を加える。

第二十九条第一項中「第十八条に掲げる者」を「第十八条第一項に規定する者（市町村を除く。）又は同条第二項に規定する者」に改める。

第三十九条第一項第一号中「役員」の下に「（会員である市町村の長又はその補助機関である職員を含む。）」を加える。

附　則

この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。ただし、第五条の改定規定は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百八号（昭四〇・六・一二）

◎天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正）

第一条　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「三十五万円」の下に「、政令で定める資金として貸し付けられる場合は五十万円」を加え、同項第二号中「五年」を「六年」に改め、同項第三号中「年三分五厘以内」を「年三分以内」に改める。

第四条第二項中「年三分五厘以内」を「年三分以内」に改める。

（開拓営農振興臨時措置法の一部改正）

第二条　開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「年三分六厘五毛」を「年三分」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、同日以後に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による指定又は開拓営農振興臨時措置法第五条の二第一項の規定による指定のあつた天災又は異常な天然現象及び同日以後に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「激甚災害法」という。）第二条第二項の規定により同法第八条第一項に規定する措置が指定された災害につき適用する。

2　この法律の施行の日の前日までに天災融資法第二条第一項の規定による指定又は開拓営農振興臨時措置法第五条の二第一項の規定による指定のあつた天災又は異常な天然現象及び同日までに激甚災害法第二条第二項の規定により同法第八条第一項に規定する措置が指定された災害であつて、昭和三十九年七月一日以後に発生したものについては、前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から、それぞれ、改正後の天災融資法第二条第四項第一号及び第二号、改正後の開拓営農振興臨時措置法第五条の二第二項並びに改正後の激甚災害法第八条第一項の規定を適用する。

3　激甚災害法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三十五万円」の下に「、政令で定める資金として貸し付けられる場合は五十万円」を加え、「政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円」を「政令で定める資金として貸し付けられる場合は六十万円」に、「五年」を「六年」に、「政令で定める経営資金については七年」を「政令で定める資金については七年」に改める。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

法律第百九号（昭四〇・六・一二）

◎砂糖の価格安定等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　砂糖の価格安定に関する措置
　第一節　輸入に係る砂糖の価格調整等（第三条—第十二条）
　第二節　精製糖の製造数量等の制限（第十三条—第十八条）
第三章　国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置（第十九条—第二十九条）
第四章　糖価安定事業団
　第一節　総則（第三十条—第三十五条）
　第二節　役員及び職員（第三十六条—第四十六条）
　第三節　業務（第四十七条・第四十八条）
　第四節　財務及び会計（第四十九条—第五十八条）
　第五節　監督（第五十九条・第六十条）
　第六節　雑則（第六十一条・第六十二条）
第五章　補則（第六十三条・第六十四条）

第六章　罰則（第六十五条―第六十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、輸入に係る砂糖の価格調整その他砂糖の価格の異常な変動を防止するための措置並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格を支持するのに必要な措置等を定めることにより、砂糖の価格の安定を図るとともに国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る関連産業の健全な発展を促進し、もつて甘味資源作物及び国内産でん粉の原料作物に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「甘味資源作物」、「国内産糖」及び「国内産ぶどう糖」とは、それぞれ、甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二条第一項から第三項までに規定する甘味資源作物、国内産糖及び国内産ぶどう糖をいう。

2　この法律において「粗糖」とは、分みつ（操作を加えて糖みつを分離することをいう。）をした砂糖であつて、糖度（温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう。）が九十八度以下のもの（車糖、でん粉を加えた粉糖その他これらに類するもの、香味料を加えたもの及び着色したものを除く。）をいう。

3　この法律において「砂糖年度」とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

4　この法律において「輸入」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。

第二章　砂糖の価格安定に関する措置

第一節　輸入に係る砂糖の価格調整等

（安定上下限価格等）

第三条　農林大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合理化目標価格（以下「安定上下限価格等」という。）を定めなければならない。

2　安定上限価格及び安定下限価格は、輸入に係る砂糖の価格を適正な水準に安定させるための指標として、それぞれ、当該砂糖の価格がその額をこえて騰貴し、又はその額を下つて低落することを防止することを旨とし、粗糖の国際価格の通常の変動の上限及び下限を基準として、粗糖の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。以下同じ。）につき、定めるものとする。

3　国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、安定上限価格をこえずかつ安定下限価格を下らない範囲内で、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準とし、政令で定めるところにより粗糖の輸入価格に換算して、定めるものとする。

4　前項の目標生産費は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとし、農林大臣は、当該目標生産費を定めようとするときは、甘味資源審議会の意見をきかなければならない。

5　農林大臣は、安定上下限価格等を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖又はぶどう糖の製造、販売、輸入又は消費に関し学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

6　農林大臣は、安定上下限価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四条　安定上下限価格等は、内外の砂糖の需給事情、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、改定することができる。

2　前条第五項及び第六項の規定は、安定上下限価格等の改定について準用する。

（輸入に係る指定糖の事業団への売渡し）

第五条　粗糖その他の政令で定める種類の砂糖（政令で定める沖縄産のものを除く。以下「指定糖」という。）につき関税法第六十七条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定糖輸入申告者等」という。）は、その輸入申告の時について適用される第七条の粗糖の平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額であるときは、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る指定糖を糖価安定事業団（以下「事業団」という。）に売り渡さなければならない。ただし、その輸入申告に係る指定糖が関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の規定による指定糖の売渡しは、当該指定糖に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。

3　指定糖についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

4　前項の事業団の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条　指定糖輸入申告者等は、その輸入申告の時について適用される次条の粗糖の平均輸入価格が安定上限価格をこえる額であるときは、政令で定めるところにより、事業団に対し、その輸入申告に係る指定糖（農林省令で定める規格のものに限る。）の売渡しの申込みをすることができる。

2　事業団は、前項の申込みを受けたときは、次に掲げる場合を除き、その申込みに応じて、当該指定糖を買い入れるものとする。

一　その売渡しの申込みに応じて事業団がこの項の規定による買入れ及び第九条第一項の規定による売戻しをするとすれば、当該買入れの契約見込額から当該売戻しの契約見込額を差し引いて得た額が当該申込みの日の属する事業団の事業年度の予算において定める限度額をこえることとなる場合

二　前条第一項ただし書に規定する場合

（平均輸入価格）

第七条　粗糖の平均輸入価格（以下「平均輸入価格」という。）は、政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、その期間前の一定期間の海外における代表的な粗糖の市価の平均額及び輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額を基準として、農林大臣が定める。

2　平均輸入価格は、その適用期間の初日前三日までに、その適用期間を明示して、告示しなければならない。

3　平均輸入価格は、その適用期間の満了前においても、海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合その他政令で定める場合には、その残存期間について、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の平均輸入価格及びその適用期間を告示しなければならない。

4　第一項の規定は、平均輸入価格の改定について準用する。この場合において、同項中「政令で定める期間ごとにその各期間を適用期間とし」とあるのは、「当該残存期間につき」と読み替えるものとする。

（輸入に係る指定糖の買入れの価格）

第八条　第五条第一項又は第六条第一項の規定による売渡しに係る指定糖についての事業団の買入れの価格は、当該指定糖の輸入申告の時について適用される平均輸入価格（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）とする。

（輸入に係る指定糖の売戻し）

第九条　事業団は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による指定糖の売渡しをした者に対し、その指定糖を売り戻さなければならない。

2　事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第五条第一項又は第六条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定糖を買い戻さなければならない旨の条件を附することができる。

3　事業団は、第五条第一項の規定による指定糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を附するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提共させることができる。

（輸入に係る指定糖の売戻しの価格）

第十条　前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一　第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖については、次に掲げる額

イ　その指定糖に係る輸入申告の時について適用される平均輸入価格が安定下限価格以上の額である場合における当該指定糖にあつては、国内産糖合理化目標価格（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該国内産糖合理化目標価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号において同じ。）と当該平均輸入価格（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下イにおいて同じ。）との差額に当該輸入申告の日の属する砂糖年度に係る農林大臣の定める率を乗じて得た額を当該平均輸入価格に加えて得た額

ロ　その指定糖に係る輸入申告の時について適用される平均輸入価格が安定下限価格に満たない額である場合における当該指定糖にあつては、国内産糖合理化目標価格と安定下限価格（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該安定下限価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。以下この号及び第五十五条第一項において同じ。）との差額に当該輸入申告の日の属する砂糖年度に係るイの率を乗じて得た額を安定下限価格に加えて得た額

二　第六条第一項の規定による売渡しに係る指定糖については、安定上限価格（粗糖以外の指定糖にあつては、その種類に応じて、当該安定上限価格に農林省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

2　前項第一号イの農林大臣の定める率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、政令で定めるところにより、当該年度の前年度における国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた国内産糖及び国内産ぶどう糖の推定総製造数量を当該年度の前年度における輸入に係る砂糖の数量並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量を基準とし当該年度におけるこれらの数量の見込数量を参酌して定めた砂糖及び国内産ぶどう糖の推定総供給数量で除して得た数を限度として、定めるものとする。

3　第三条第六項の規定は、第一項第一号イの農林大臣の定める率について準用する。

（買入れ及び売戻しの価格の減額）

第十一条　第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林省令で定めるところにより、当該指定糖につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

（関税率の引下げ等）

第十二条　国は、海外における砂糖の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、第六条から第十条までに規定する輸入に係る指定糖の価格調整に関する措置によつては砂糖の価格を安定させることが困難と認められるときは、砂糖についての関税率の引下げその他必要な措置を講ずるものとする。

第二節　精製糖の製造数量等の制限

（精製糖の製造数量等に対する指示）

第十三条　農林大臣は、砂糖の需給が著しく均衡を失したため、精製糖（国内産糖を除く。以下同じ。）の価格が平均生産費を下り、かつ、精製糖の製造業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがある事態が生じた場合であつて、精製糖の価格が安定下限価格に関税の額に相当する金額、合理的な経営を営む精製糖の製造業者の精製糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額並びに砂糖消費税の額に相当する金額を加えて得た額を下つて低落している場合において、必要があるときは、精製糖の製造業者に対し、精製糖の製造数量又は販売数量の制限に関する共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2　前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

（共同行為の期間及び内容）

第十四条　前条第二項の共同行為をすべき期間は、六月以内において定めなければならない。

2　前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　前条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　不当に差別的でないこと。

（指示の変更等）

第十五条　農林大臣は、第十三条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

（共同行為の届出）

第十六条　精製糖の製造業者は、第十三条第一項の規定による指示（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、精製糖の製造業者が第十三条第一項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限

りでない。

（公正取引委員会との関係）

第十八条　農林大臣は、第十三条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2　農林大臣は、第十五条の規定による変更若しくは取消しをしたとき、又は第十六条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3　公正取引委員会は、第十三条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が第十四条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十五条の規定による変更又は取消しを求めることができる。

第三章　国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持に関する措置

（国内産糖の事業団への売渡し）

第十九条　地域内国内産糖製造事業者（甘味資源特別措置法第十八条第一項の地域内国内産糖製造事業者をいう。以下同じ。）は、農林省令で定めるところにより、事業団に対し、その製造する国内産糖の売渡しの申込みをすることができる。

2　事業団は、前項の売渡しの申込みを受けた場合において、その申込みについて、その数量がその申込みの日の属する砂糖年度におけるその者の製造見込数量及び通常年における月ごとの販売数量の割合からみて過大であると認められること、その他その申込みに係る国内産糖を買い入れるとすれば事業団の業務の適正円滑な運営が著しく阻害されることとなるおそれがある理由として農林省令で定める理由があるときを除き、その申込みに応じて、当該国内産糖を買い入れるものとする。

（売渡しの対象となる国内産糖の種類等）

第二十条　前条第一項の規定により事業団に対し売渡しの申込みをすることができる国内産糖は、生産振興地域（甘味資源特別措置法第四条第一項の生産振興地域をいう。以下同じ。）の区域内において生産された当該甘味資源作物で、てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林大臣が定める価格（以下「最低生産者価格」という。）を下らない価格でその生産者から買い入れられたものを原料として当該地域内指定製造施設（同法第十五条第一項の地域内指定製造施設をいう。以下同じ。）により製造された国内産糖（既に第二十三条第一項の規定による売戻しがされたものを除く。）であつて、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

2　前項の場合において、国内産糖が、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買い入れられたものを原料として製造されたものかどうか及び既に第二十三条第一項の規定による売戻しがされたものでないかどうかの認定の手続は、前条第一項の農林省令で定めるものとする。

（最低生産者価格）

第二十一条　最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業パリテイ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2　最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌年九月三十日までに収穫されるものにつき、そのは種又は収穫が開始される時期を基準として政令で定める期日までに告示しなければならない。

3　最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならない。

（国内産糖の買入れの価格）

第二十二条　第十九条第一項の規定による売渡しに係る国内産糖についての事業団の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖の製造事情その他の経済事情及び甘味資源特別措置法第十八条第一項の規定による甘味資源作物に係るその生産者からの買入れの価格についての指示をした場合には当該指示に係る事項を参酌して、農林大臣が定める。

2　前項の事業団の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3　前条第三項の規定は、第一項の事業団の買入れの価格について準用する。

（国内産糖の売戻し）

第二十三条　事業団は、第十九条第一項の規定による国内産糖の売渡しをした者に対し、その国内産糖を売り戻さなければならない。

2　事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第十九条第一項の規定による国内産糖の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る国内産糖を買い戻さなければならない旨の条件を附することができる。

（国内産糖の売戻しの価格）

第二十四条　前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、政令で定めるところにより、平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第十条第一項の規定により定められる事業団の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して、農林大臣が定める。

2　農林大臣は、前項の事業団の売戻しの価格を定めたときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

（国内産ぶどう糖の事業団の買入れ）

第二十五条　事業団は、農林大臣の指示に基づき、農林省令で定めるところにより、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者（以下「ぶどう糖製造事業者」という。）から、その申込みに応じて、その製造する国内産ぶどう糖を買い入れるものとする。

2　前項の指示は、農林大臣が砂糖の市価の推移からみて国内産ぶどう糖の生産を維持しその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図るため必要があると認める場合に、行なうものとする。

（買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等）

第二十六条　前条第一項の規定により事業団が買い入れる国内産ぶどう糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

（国内産ぶどう糖の買入れの価格）

第二十七条　第二十五条第一項の規定による事業団の買入れの価格は、農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2　前項の事業団の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3　第二十一条第三項の規定は、第一項の事業団の買入れの価格について準用する。

（国内産ぶどう糖の売戻し）

第二十八条　事業団は、第二十五条第一項の規定による買入れに係る国内産ぶどう糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならない。

2　事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第二十五条第一項の規定による国内産ぶどう糖の買入れをするに当たつて、当該買入れの相手方がその国内産ぶどう糖を買い戻さなければならない旨の条件を附することができる。

（国内産ぶどう糖の売戻しの価格）

第二十九条　前条第一項の規定による事業団の売戻しの価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

2　第二十四条第二項の規定は、前項の事業団の売戻しの価格について準用する。

第四章　糖価安定事業団

第一節　総則

（目的）

第三十条　事業団は、輸入に係る砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持のための砂糖及びぶどう糖の買入れ及び売戻しの業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

第三十一条　事業団は、法人とする。

（事務所）

第三十二条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（登記）

第三十三条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第三十四条　事業団でない者は、糖価安定事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第三十五条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二節　役員及び職員

（役員）

第三十六条　事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2　事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第三十七条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、事業団の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第三十八条　理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　副理事長及び理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

第三十九条　役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第四十条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第四十一条　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第四十二条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の理事にあつては、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第四十三条　事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第四十四条　理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第四十五条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第四十六条　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務

（業務の範囲）

第四十七条　事業団は、第三十条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一　この法律の規定による輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行なうこと。

二　この法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しを行なうこと。

三　前二号の業務に附帯する業務を行なうこと。

（業務方法書）

第四十八条　事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四節　財務及び会計

（事業年度）

第四十九条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第五十条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第五十一条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第五十二条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第五十三条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（交付金の交付）

第五十四条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、この法律の規定による国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの対価の差額（国内産糖又は国内産ぶどう糖について第二十四条第一項（附則第三条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第一項（附則第四条第七項において準用する場合を含む。）の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより国内産糖合理化目標価格を国内産糖又は国内産ぶどう糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額を交付するものとする。

（糖価安定資金）

第五十五条 事業団は、第五条第一項の規定による売渡し及び第九条第一項の規定による売戻しに係る指定糖のうち第十条第一項第一号ロに規定する売戻しの価格により売戻しがされるものについての当該売渡しの対価と当該売戻しの対価との差額中当該売戻しの価格と安定下限価格との差額に係る部分を、第六条第二項の規定による買入れ及び当該買入れに係る指定糖についての第九条第一項の規定による売戻しの業務に要する費用の財源に充てるための糖価安定資金として、管理しなければならない。当該資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

2 前項の糖価安定資金は、次条の規定により運用する場合のほか、前項に規定する業務に要する費用（第五条第一項の規定による売渡し及び当該売渡しに係る指定糖についての第九条第一項の規定による売戻しに係る事業団の事務に要する費用のうち政令で定めるものを含む。）に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

（余裕金の運用）

第五十六条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第五十七条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（農林省令への委任）

第五十八条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

（監督）

第五十九条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第六十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

（解散）

第六十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第六十二条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十八条第一項、第五十条又は第五十三条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十八条第二項又は第五十八条の規定により農林省令を定めようとするとき。

三 第五十一条第一項又は第五十七条の規定による承認をしようとするとき。

四 第五十六条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第五章 補則

（報告及び検査）

第六十三条 農林大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に関する報告をさせることができる。

第六十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者、ぶどう糖製造事業者、精製糖の製造業者、砂糖、ぶどう糖、甘しよでん粉若しくは馬鈴しよでん粉の販売業者若しくは砂糖の輸入業者に対し、必要な事項について報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 第六十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定

による立入検査について準用する。

第六章　罰則

（罰則）

第六十五条　第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十六条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第六十三条若しくは第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第六十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第三十三条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三　第四十七条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第五十五条第二項の規定に違反して、同条第一項の糖価安定資金を運用し、又は使用したとき。

五　第五十六条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

六　第五十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第六十九条　第三十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条　前条の規定にかかわらず、第二章第一節の規定は昭和四十年十月一日以後に輸入申告をする指定糖について、第三章並びに次条及び第四条の規定は昭和四十年一月一日以後には種されるてん菜又は同年十月一日以後に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖及び同日以後に製造される国内産ぶどう糖について適用する。

（事業団の国内産糖の買入れ等に係る特例）

第三条　事業団は、当分の間、第十九条第一項の規定による売渡しに係る国内産糖の買入れのほか、地域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面で受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事由がある場合において、農林大臣が特に必要があると認めて指示したときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者（農林省令で定める特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む。）から、その申込みに応じて、その製造する国内産糖を買い入れるものとする。

2　前項の規定による事業団の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3　農林大臣は、前項の事業団の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4　第二十条の規定は第一項の規定により事業団が買い入れる国内産糖について、第二十一条第三項の規定は第二項の事業団の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十条第一項中「生産振興地域（甘味資源特別措置法第四条第一項の生産振興地域をいう。以下同じ。）の区域内」とあるのは「生産振興地域（甘味資源特別措置法第四条第一項の生産振興地域をいう。以下同じ。）の区域（農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同じ。）内」と、「当該地域内指定製造施設（同法第十五条第一項の地域内指定製造施設をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該地域内指定製造施設（同法第十五条第一項の地域内指定製造施設をいい、農林大臣が指定する指定製造施設（同法第十三条第一項の指定製造施設をいう。）を含む。）」と読み替えるものとする。

5　事業団は、第一項の規定による買入れに係る国内産糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならない。

6　事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第一項の規定による国内産糖の買入れをするに当たつて、当該買入れの相手方がその国内産糖を買い戻さなければならない旨の条件を附することができる。

7　第二十四条の規定は、第五項の規定による事業団の売戻しの価格について準用する。

（事業団の国内産ぶどう糖の買入れ等に係る特例）

第四条　事業団は、当分の間、第二十五条第一項の規定による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があると認めて農林大臣が指示したときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その申込みに応じて、その製造する国内産ぶどう糖を買い入れるものとする。

2　前項の規定による事業団の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法第五条第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、でん粉の需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3　農林大臣は、前項の事業団の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4　第二十六条の規定は第一項の規定により事業団が買い入れる国内産ぶどう糖について、第二十七条第三項の規定は第二項の事業団の買入れの価格について、それぞれ、準用する。

5　事業団は、第一項の規定による買入れに係る国内産ぶどう糖を、その買入れの相手方に対し、売り戻さなければならない。

6　事業団は、前項の規定による売戻しをするため、第一項の規定による国内産ぶどう糖の買入れをするに当たつて、当該買入れの相手方がその国内産ぶどう糖を買い戻さなければならない旨の条件を附することができる。

7　第二十九条の規定は、第五項の規定による事業団の売戻しの価格について準用する。

（てん菜に係る最低生産者価格についての経過規定）

第五条　この法律の施行の際改正前の甘味資源特別措

置法第二十一条第一項の規定により定められ、かつ、改正前の同法第二十二条第二項の規定により告示されている昭和四十年においては種されるてん菜に係る最低生産者価格（同条第三項の規定により改定され、かつ、告示されているときは、その改定後の最低生産者価格）は、第二十条第一項の規定により定められ、かつ、第二十一条第二項の規定により告示された当該てん菜に係る最低生産者価格とみなす。

（事業団の設立）

第六条　農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第七条　農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第八条　附則第六条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九条　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事業団の名称についての経過規定）

第十条　この法律の施行の際現に糖価安定事業団という名称を使用している者については、第三十四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業団の事業年度等についての経過規定）

第十一条　事業団の最初の事業年度は、第四十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十二条　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第五十条中「当該事業年度の 開始前に」とあるのは、「事業団の 成立後遅滞なく」とする。

（甘味資源特別措置法の一部改正）

第十三条　甘味資源特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　生産振興地域における国内産糖製造事業（第十三条―第十九条）
第四章　国内産糖の政府買入れ（第二十条―第二十三条）
第五章　国内産ぶどう糖の政府買入れ等（第二十四条―第二十八条）」を「第三章　生産振興地域における国内産糖製造事業等（第十三条―第二十条）
第四章及び第五章　削除」に改める。

第三章の章名中「国内産糖製造事業」を「国内産糖製造事業等」に改める。

第四章及び第五章を次のように改める。

第四章及び第五章　削除

第二十一条から第二十八条まで　削除

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

（国内産ぶどう糖の 製造事業を 行なう者に対する勧告）

第二十条　農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、国内産ぶどう糖の製造事業を行なう者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2　農林大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　審議会は、前項に規定するもののほか、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）によりその権限に属させた事項を行なう。

第三十六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三十六条　削除

第三十七条に見出しとして「（報告及び検査）」を附し、同条第一項中「若しくはぶどう糖製造事業者」を削り、「これらの 者」を「地域内国内産糖製造事業者」に改める。

第四十条第二号中「第三十六条若しくは」を削り、「又は第三十七条第一項」を「又は同項」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条　削除

（甘味資源特別措置法の一部改正に伴う経過規定）

第十四条　昭和三十九年十二月三十一日以前には種されたてん菜又は昭和四十年九月三十日以前に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖及び同日以前に製造される国内産ぶどう糖の同日までの政府買入れ（当該政府買入れに係る報告及び検査を含む。）については、なお従前の例による。

2　改正前の甘味資源特別措置法第二十四条及び附則第三条第一項並びに前項の規定により政府が買い入れた国内産ぶどう糖の売渡し（当該売渡しに係る報告及び検査を含む。）については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則及び前二項の規定により従前の例によることとされる報告及び検査に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（食糧管理特別会計法の一部改正）

第十五条　食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二十条及第二十四条ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖（以下砂糖類ト謂フ）並」を「及」に改める。

第一条ノ二中「、砂糖類勘定」を削る。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「、砂糖類」を削る。

第六条ノ二ノ二を削り、第六条ノ二ノ三を第六条ノ二ノ二とする。

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「、砂糖類勘定」を削る。

第六条ノ九中「、砂糖類」を削る。

第八条ノ四ノ二中「砂糖類勘定及」及び「夫々」を削る。

附則第五項中「甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖ノ買入又ハ売渡及」を削り、「砂糖類勘定」を「農産物等安定勘定」に、「砂糖類」を「農産物等」に改め、「甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖並」を削る。

附則第六項を削る。

（食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定）

第十六条　改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十年度分以前の予算については、なお従前の例による。

2　食糧管理特別会計法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附

すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和四十一年度分（前前年度に係る当該書類については、昭和四十二年度分を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　昭和四十一年三月三十一日における食糧管理特別会計の砂糖類勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定に帰属するものとする。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十七条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に「、糖価安定事業団」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十八条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本蚕繭事業団」の下に「、糖価安定事業団」を、「日本蚕繭事業団法」の下に「、砂糖の価格安定等に関する法律」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十九条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

糖価安定事業団	砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）

（法人税法の一部改正）

第二十条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中小企業団体中央会の項の次に次のように加える。

糖価安定事業団	砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）

（地方税法の一部改正）

第二十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「畜産振興事業団」の下に「、糖価安定事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十二条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「畜産振興事業団」の下に「、糖価安定事業団」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第二十三条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第四号中「、国内産糖（甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二条第二項の国内産糖をいう。）、国内産ぶどう糖（同条第三項の国内産ぶどう糖をいう。）」を削る。

第五十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　糖価安定事業団の指導監督に関すること。

第五十四条第一項中「甘味資源特別措置法」の下に「（昭和三十九年法律第四十一号）及び砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・農林・自治大臣署名）

法律第百十号（昭四〇・六・二）

◎沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律

沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法

第四項を第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5　法第二十三条及び第二十四条の規定は、第二項の規定による事業団の買入れに係る沖縄産糖について準用する。この場合において、第二十三条中「第十九条第一項」とあるのは、「沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二号）第二項」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定により事業団の業務が行なわれる場合には、法第五十四条中「相当する金額」とあるのは「相当する金額並びに沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第一項の規定による沖縄産糖の買入れ及び売戻しの対価の差額（沖縄産糖について特別措置法第五項において準用する第二十四条第一項の規定により定められる事業団の売戻しの価格が政令で定めるところにより国内産糖合理化目標価格を沖縄産糖の事業団に対する売渡しの価格に換算した額に満たない額である場合には、当該売戻しの価格と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額」と、第五十九条第二項及び第六十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、第六十八条第三号中「第四十七条」とあるのは「第四十七条及び特別措置法第一項」とする。

第三項中「第一項」を「第二項」に、「政府」を「事業団」に改め、「買入れの価格は」の下に「、毎年」を加え、「甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第二十三条第一項」を「法第二十二条第一項」に改め、同項を第四項とする。

第二項中「政府」を「事業団」に改め、同項を第三項とする。

第一項中「政府」を「事業団」に改め、「、当分の間」を削り、「砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは」を「農林省令で定める砂糖の価格が第四項の買入れの価格を下つて低落している場合において、農林大臣が必要と認めて指示したときは」に改め、「輸入した者から」の下に「、その申込みに応じて」を加え、「することができる」を「するものとする」に改め、同項を第二項とする。

第一項として次の一項を加える。

1　糖価安定事業団（以下「事業団」という。）は、当分の間、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号。以下「法」という。）第四十七条に規定する業務のほか、この法律で定めるところにより、沖縄産糖の買入れ及び売戻しの業務並びにこれに附帯する業務を行なう。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日以前に収穫されるさとうきびを原料にして製造される沖縄産糖の同日までの政府買入れについては、なお従前の例による。

3　砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（輸入に係る指定糖の売戻しの価格の算定の特例）

第二条の二　第十条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格の算定については、当分の間、同条第二項中「前年度における国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量」とあるのは「前年度における国内産糖及び国内産ぶどう糖の製造数量並びに沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二号）第七項に規定する沖縄産糖（以下「沖縄産糖」という。）の輸入数量」と、「推定総製造数量」とあるのは「推定総製造数量と沖縄産糖の推定輸入数量との合計数量」とする。

4　食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を削る。

5　改正後の食糧管理特別会計法の規定は、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十年度分以前の予算については、なお従前の例による。

6　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第四号中「及び沖縄産糖（沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十二号）第四項の沖縄産糖をいう。）」を削る。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十一号（昭四〇・六・二）

◎酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律

（酪農振興法の一部改正）

第一条　酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条・第二条）」を「第一章　総則（第一条・第二条）　第一章の二　酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画（第二条の二―第二条の四）」に、「第二章の二　酪農経営改善計画（第十八条―第十八条の三）　第三章　生乳等の取引（第十九条―第二十四条の二）」を「第三章　生乳等の取引（第十八条―第二十四条の二）」に、「第二十四条の三」を「第二十四条の三―第二十四条の三の四」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、酪農適地を中心として構成される一定の酪農圏における酪農経営の近代化を計画的に推進するための措置及び当該酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度並びにこれらに関連して生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置を定めて、酪農の健全な発達及び農業経営の安定を図り、あわせて牛乳及び乳製品の安定的な供給に資することを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

3　この法律において「草地」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　酪農近代化基本方針及び酪農近代化計画

（酪農近代化基本方針）

第二条の二　農林大臣は、政令で定めるところにより、酪農の近代化を図るための基本方針（以下「酪農近代化基本方針」という。）を定めなければならない。

2　酪農近代化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生乳の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し及び生乳の地域別の生産数量の目標
二　近代的な酪農経営の基本的指標
三　集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項
四　その他酪農の近代化に関する重要事項

3　農林大臣は、生乳の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、酪農近代化基本方針を変更するものとする。

4　農林大臣は、酪農近代化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、酪農審議会の意見を聞かなければならない。

5　農林大臣は、酪農近代化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県酪農近代化計画）

第二条の三　都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県における酪農の近代化を図るための計画（以下「都道府県酪農近代化計画」という。）を作成し、農林大臣の認定を受けることができる。

2　都道府県酪農近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、酪農近代化基本方針の内容と調和するものでなければならない。

一　生乳の生産数量の目標
二　その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的経済的条件に応ずる近代的な酪農経営方式の指標
三　酪農経営における乳牛の飼養規模の拡大に関する事項
四　飼料の自給度の向上に関する事項
五　集乳及び乳業の合理化に関する事項
六　その他酪農の近代化を図るために必要な事項

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、その変更の内容につき農林大臣の認定を受けなければならない。

4　都道府県知事は、都道府県酪農近代化計画につき第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、当該計画を公表しなければならない。同項の認定に係る都道府県酪農近代化計画の変更の内容につき前項の認定を受けた場合におけるその変更の内容についても、同様とする。

（市町村酪農近代化計画）

第二条の四　市町村長は、次に掲げる事項が市町村

における酪農の合理的な発展を図るために必要なものとして省令で定める基準に適合する場合には、政令で定めるところにより、当該市町村における酪農の近代化を図るための計画（以下「市町村酪農近代化計画」という。）を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。

一　その区域内における乳牛の飼養頭数及び飼養密度
二　その区域内の農用地の利用に関する条件
三　その区域内で生産される生乳の販売に関する条件

2　市町村酪農近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、前条第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画の内容と調和するものでなければならない。

一　生乳の生産数量の目標
二　乳牛の飼養頭数の目標
三　その区域内の農業者の農業経営の条件に応ずる酪農経営の改善の目標
四　乳牛の導入、育成その他酪農経営における乳牛の飼養規模の拡大のための措置
五　草地の造成、改良及び保全、飼料作物の作付その他飼料の自給度の向上のための措置
六　生乳の生産者の共同集乳組織の整備その他集乳の合理化のための措置
七　その他酪農の近代化を図るために必要な事項

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画について準用する。この場合において、同条第三項中「農林大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「必要と認められる一定の区域」を「相当と認められる一定の区域であつて、生乳の円滑な供給に資するため生乳の濃密生産団地として形成することが必要と認められるもの」に改め、同条第二項中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改め、同項第三号中「生乳の生産者の共同集乳組織の整備」を「集乳」に改め、同条第三項中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改め、同条第四項中「合理的な酪農経営の成立」を「近代的な酪農経営の成立及び合理的な生乳の濃密生産団地の形成」に、「酪農振興計画がその区域における酪農の振興の方法」を「集約酪農振興計画が第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即してその区域における酪農の振興を図るための方法」に改め、同項第一号中「、農業労働条件」を削り、同項第二号中「その区域における輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての共同集乳組織及び乳業の成立のための条件」を「その区域における生乳の生産状況、輸送条件その他その区域内で生産される生乳についての集乳及び乳業施設への供給の条件」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改める。

第六条第一項中「第三条第四項」を「第三条第四項各号」に改め、同条第二項中「第三条第二項の酪農振興計画」を「、第三条第二項の集約酪農振興計画」に改め、「認められるとき」の下に「、又はその集約酪農振興計画が、第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しないものとなり、若しくはその区域における酪農の振興を図るための方法として著しく不適当となるに至つたと認められるとき」を加える。

第七条第二項中「酪農振興計画の概要」を「集約酪農振興計画の概要」に、「当該酪農振興計画」を「当該集約酪農振興計画」に改める。

第八条を次のように改める。

（草地の造成等のため必要な事業の推進）

第八条　国及び都道府県は、第三条第二項の集約酪農振興計画の達成のため必要があるときは、集約酪農地域の区域内にある草地につき、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の規定により同法第二条第二項第三号に掲げる事業を行なうほか、その造成、改良及び災害復旧の事業並びにその保全又は利用のため必要な事業の推進を図るものとする。

第十条第二項第四号中「酪農振興計画」を「集約酪農振興計画」に改める。

第二章の二を削り、第三章中第十九条を第十八条とし、第十九条の二を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（契約の更新）

第十九条の二　前条第一項に規定する生乳等取引契約（この条の規定により締結したものとみなされる生乳等取引契約を含む。）について、当事者のいずれもが、その契約の存続期間の満了する日の翌日から省令で定める一定期間前までに、相手方に対し、更新若しくはその拒絶又は新たな生乳等取引契約の締結についての申出をしないときは、その当事者は、当該契約の存続期間の満了する日の翌日から起算して一月を経過する日までを存続期間とし、当該契約の存続期間の満了の際における生乳等の売買価格及び数量、生乳等及びその代金の受渡しの方法その他その契約の内容と同一の内容により、さらに、生乳等取引契約を締結したものとみなす。ただし、契約で、別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

第二十一条に次の二項を加える。

4　都道府県知事は、第一項の規定により当事者から意見を聞くため必要があると認めるとき、又は同項の規定により調停案を作成するため当該事案の関係者から意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、当該当事者又は当該関係者に出頭を求めることができる。

5　前項の規定により、出頭を求められた者は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第二十四条の二第二項中「第二十一条第一項、第二十二条及び」を「第二十一条第一項、第四項及び第五項、第二十二条並びに」に改める。

第二十四条の三中「酪農の健全な発達に資するため」の下に「、酪農近代化基本方針に即して」を加える。

第三章の二中第二十四条の三の次に次の三条を加える。

（学校給食供給目標）

第二十四条の三の二　農林大臣は、政令で定めるところにより、国内産の牛乳の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校及び中学校その他政令で定める学校における学校給食用として広範に供給することを目途として、国内産の牛乳の学校給食への供給に関する目標（以下「学校給食供給目標」という。）を酪農近代化基本方針に即して定め、これを公表しなければならない。

2　農林大臣は、学校給食供給目標を定めようとするときは、文部大臣に協議しなければならない。

（学校給食供給計画数量）

第二十四条の三の三　農林大臣は、毎年度、学校給食供給目標に即し、かつ、牛乳の需要及び供給の動向並びに前条第一項に規定する学校の幼児、児

童及び生徒の数を勘案して、国内産の牛乳の学校給食への供給計画数量（以下「学校給食供給計画数量」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2　農林大臣は、学校給食供給計画数量を定めようとするときは、文部大臣に協議しなければならない。

（学校給食への供給の円滑化）

第二十四条の三の四　国は、学校給食供給計画数量に相当する数量の国内産の牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業について援助する等必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条の四第一項中「第三条第二項の酪農振興計画の実施及び酪農経営改善計画」を「第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画の実施及び第三条第二項の集約酪農振興計画」に改め、同条第二項中「国」の下に「及び都道府県」を加え、「第三条第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金」を「第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画及び第三条第二項の集約酪農振興計画の達成のために必要な助言、指導、資金」に、「その他必要な奨励措置を講ずる」を「その他の援助を行なう」に改める。

第二十四条の四の次に次の一条を加える。

（酪農近代化基本方針等と酪農振興に関する施策）

第二十四条の五　農林大臣及び地方公共団体の長は、酪農振興に関する施策を実施するに当たつては、農林大臣にあつては酪農近代化基本方針、都道府県知事にあつては第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画及び第三条第二項の集約酪農振興計画、市町村長にあつては第二条の四第一項の認定に係る市町村酪農近代化計画に即してしなければならない。

第二十九条中「又は第十四条の規定による届出をせず、又は」を「若しくは第十四条の規定による届出をせず、若しくは」に改め、「届出をした者」の下に「又は正当な理由がなくて第二十一条第四項（第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の要求に応じなかつた者」を加える。

（土地改良法の一部改正）

第二条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二　地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「地方公共団体等」という。）は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るものについての農用地造成事業を国又は都道府県が行なうべきことを、（当該農用地造成事業の施行に係る地域内にある土地を権原に基づき使用し及び収益している地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2　前項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、省令の定めるところにより、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設（省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添附し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

第八十六条第一項中「前条第一項」を「第八十五条第一項又は前条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定により公告のあつた事項」を「第八十五条第二項の規定により公告のあつた事項又は前条第二項の申請書に添附された書面に記載された事項」に、「当該公告のあつた事項を記載した書面」を「書面」に改める。

第八十七条の二第一項中「第八十五条第一項」の下に「又は第八十五条の二第一項」を加える。

第八十七条の三第一項中「前条第一項の規定により定めた」を「第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画並びに前条第一項の規定により定めた」に、「同条第一項の規定により行なう」を「第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業並びに前条第一項の規定により行なう」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　国又は都道府県が第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその農用地造成事業の施行に係る地域の一部とすることができるのは、その新たに当該農用地造成事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地を地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している場合でその土地が当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るものである場合に限るものとする。

5　農林大臣又は都道府県知事は、第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業に係る土地改良事業の計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他省令で定める重要な部分を変更しようとする場合には、あらかじめ、省令の定めるところにより、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を示して、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内（その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある土地について権原に基づき使用及び収益をしているすべての地方公共団体等の同意を得なければならない。

第百十八条第一項第四号中「第八十五条第一項」の下に「若しくは第八十五条の二第一項」を加える。

第百二十二条第二項中「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の三第六項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に改正前の酪農振興法（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により集約酪農地域として指定されている区域は、改正後の酪農振興法（以下「新法」という。）第三条第一項の規定により集約酪農地域として指定されたものとみなす。

3　前項の規定により集約酪農地域として指定されたものとみなされる区域についての旧法第三条第二項の酪農振興計画は、新法第三条第二項の集約酪農振興計画とみなす。

4　前項に規定する区域についての新法第六条の規定の適用については、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日（その日までに新法第二条の三第四項の規定による都道府県酪農近代化計画の公表のあつた都道府県の区域内のものについては、その公表の日から起算して三十日をこえない範囲内において農林大臣が都道府県知事と協議して告示で定める日）までは、同条第一項中「第三条第四項各号」とあるのは「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の第三条第四項各号」と、同条第二項中「又はその集約酪農振興計画が、第二条の三第一項の認定に係る都道府県酪農近代化計画に即しないものとなり、若しくは」とあるのは「又はその集約酪農振興計画が」とする。

5　この法律の施行の際現に旧法第八条（旧法第十八条の三において準用する場合を含む。）の規定により行なわれている草地改良事業又は災害復旧事業については、なお従前の例による。

6　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「同法第十八条」を「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百十一号）第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条」に改める。

（法務・大蔵・文部・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十二号（昭四〇・六・二）

◎加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　畜産振興事業団の業務の範囲の特例（第三条・第四条）
第三章　加工原料乳についての生産者補給金等の交付（第五条―第十二条）
第四章　指定乳製品等の輸入（第十三条・第十四条）
第五章　指定乳製品等の買入れ等（第十五条―第十九条）
第六章　雑則（第二十条―第二十三条）
第七章　罰則（第二十四条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、畜産振興事業団に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付及び輸入乳製品の調整に関する業務と関連して乳製品の買入れ、売渡し等の業務を行なわせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品その他政令で定める乳製品の原料である生乳であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

2　この法律において「指定乳製品」とは、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する指定乳製品をいう。

第二章　畜産振興事業団の業務の範囲の特例

（畜産振興事業団の業務）

第三条　畜産振興事業団（以下「事業団」という。）は、法第三十八条に規定する業務のほか、次の業務を行なう。

一　加工原料乳についての生産者補給交付金の交付

二　指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」と総称する。）の輸入

三　指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し

四　前号の業務に伴う指定乳製品等の保管

五　前各号の業務に附帯する業務

2　前項第一号から第三号までの業務は、次条及び次章から第五章までに定めるところにより行なうものとする。

（業務の委託）

第四条　事業団は、次の各号に掲げる業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。

一　前条第一項第一号の業務（生産者補給交付金の交付の決定を除く。）　都道府県その他農林大臣の指定する者

二　前条第一項第二号の業務（輸入の決定を除く。）及び輸入を目的とする同項第三号の買入れの業務（買入れの決定を除く。）　輸入業者

三　前条第一項第三号の業務（買入れ、交換及び売渡しの決定並びに輸入を目的とする買入れを除く。）　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第六号の事業を行なう農業協同組合連合会その他農林大臣の指定する者

2　前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

第三章　加工原料乳についての生産者補給金等の交付

（生産者補給交付金の交付）

第五条　事業団は、予算の範囲内で、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体（法第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。）に対し、当該生乳生産者団体の行なう生乳受託販売（委託を受けて行なう生乳の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）に係る加工原料乳（当該指定に係る都道府県の区域内において生産されるものに限る。）につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

（生乳生産者団体の指定）

第六条　前条の指定は、都道府県の区域ごとに、その

指定を受けようとする生乳生産者団体の申請により、当該都道府県知事が行なう。

2　前条の指定を受けようとする生乳生産者団体は、農林省令で定める手続に従い、生乳受託販売に関する規程（以下「受託規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

3　生乳生産者団体は、第一項の申請をするには、あらかじめ、その申請及び前項の受託規程につき、総会の議決を経なければならない。

（指定の基準）

第七条　第五条の指定は、その申請者が次の各号の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一　当該都道府県の区域（その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難いと認められる場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域）内で生産される生乳（以下「当該区域内生産生乳」という。）の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係る当該区域内生産生乳の数量が農林省令で定める相当の割合を占めているか又はその割合を占めることとなる見込みが確実であること。

二　申請者の定款によれば、当該区域内生産生乳の生産者（農林省令で定めるものを除く。）のすべてがその直接又は間接の構成員となることができると認められること。

三　申請者の定款において、その生乳受託販売の事業に係る施設についてのその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されていないと認められること。

四　申請者の受託規程において、生乳受託販売に係る委託をした者に対して支払う対価の算定の方法、生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法その他の事項が農林省令で定める基準に従い定められていること。

五　第十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

（指定の公示等）

第八条　都道府県知事は、第五条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林大臣に届け出なければならない。

（受託規程の変更）

第九条　第五条の指定を受けた生乳生産者団体（以下「指定生乳生産者団体」という。）は、受託規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2　指定生乳生産者団体は、受託規程を変更したときは、遅滞なく、農林省令で定める手続に従い、その旨を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の解除）

第十条　都道府県知事は、指定生乳生産者団体が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、第五条の指定を解除しなければならない。

一　第七条第一号から第四号までの要件の全部又は一部に適合しなくなつたとき。

二　総会の議決を経て第五条の指定の解除の申出があつたとき。

2　都道府県知事は、指定生乳生産者団体が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、第五条の指定を解除することができる。

一　受託規程に違反して生乳受託販売の事業を行なつたとき。

二　正当な理由がないのにその構成員以外の者にその生乳受託販売の事業に係る施設の利用を拒んだとき。

3　第八条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

（生産者補給交付金の金額）

第十一条　事業団が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、第一号の保証価格から第二号の基準取引価格を控除した金額に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託（当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む。）を受けて当該政令で定める期間内に行なつた生乳受託販売に係る生乳の数量（他の都道府県の区域内における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行なう生乳受託販売に係るものを除く。次条第一項において同じ。）のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事が認定する数量（その数量の毎会計年度における合計が、当該年度において事業団が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林大臣が定める数量を基礎として農林省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量をこえる場合にあつては、その算出される数量）に相当する数を乗じて得た額とする。

一　加工原料乳の生産者の販売価格について、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として農林大臣が定める金額（以下「保証価格」という。）

二　加工原料乳の生産者の販売価格について、主要な乳製品の生産者の販売価格（指定乳製品にあつては、農林大臣が定めるその安定指標価格）から当該乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用の額を控除した金額を基準として農林大臣が定める金額（以下「基準取引価格」という。）

2　前項の農林大臣が定める数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

3　農林大臣は、保証価格及び第一項の農林大臣が定める数量を定めるに当たつては、酪農経営の合理化を促進することとなるように配慮するものとする。

4　第一項第二号の安定指標価格（以下「安定指標価格」という。）は、指定乳製品の生産者の販売価格について、当該指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として定めるものとする。

5　保証価格、基準取引価格、第一項の農林大臣が定める数量及び安定指標価格（以下「保証価格等」という。）は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

6　農林大臣は、保証価格等を定めようとするときは、畜産物価格審議会の意見をきかなければならない。

7　農林大臣は、保証価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

8　農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証価格等を改定することができる。

9　第六項及び第七項の規定は、前項の規定による保証価格等の改定について準用する。

10　畜産物価格審議会は、法第七条第二項の規定にかかわらず、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

11　畜産物価格審議会は、法第七条第三項の規定にかかわらず、前項の事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

（生産者補給金の交付）

第十二条　指定生乳生産者団体は、事業団から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者団体に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。

2　前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者（生乳の生産者を除く。）についても、同様とする。

第四章　指定乳製品等の輸入

（指定乳製品等の輸入）

第十三条　事業団は、指定乳製品の価格が安定指標価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

第十四条　指定乳製品等の輸入は、事業団又は第四条第一項の規定による事業団の委託を受けた同項第二号に掲げる者でなければ、してはならない。ただし、指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定める場合は、この限りでない。

第五章　指定乳製品等の買入れ等

（指定乳製品の買入れ）

第十五条　事業団は、法第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を、安定指標価格に相当する額からこれに政令で定める割合を乗じて得た額を控除した額で買い入れることができる。

2　事業団は、前項の規定による指定乳製品の買入れについては、生乳生産者団体からの買入れを優先的に行なうものとする。

（指定乳製品等の売渡し）

第十六条　事業団は、指定乳製品の価格が安定指標価格に相当する額にこれに政令で定める割合を乗じて得た額を加えて得た額をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十七条　事業団は、次の場合には、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

一　その保管する指定乳製品等の数量が農林省令で定める数量をこえるに至つた場合

二　その保管する指定乳製品等の保管期間が農林省令で定める期間をこえるに至つた場合

三　その他農林省令で定める場合

（買入れ又は売渡しをしない場合）

第十八条　事業団は、次の場合には、第十五条第一項の規定による買入れ又は第十六条の規定による売渡しをしないものとする。

一　第十五条第一項の申込みをした者（生乳生産者団体を除く。）について、その者が基準取引価格に達しない価格で加工原料乳を買い入れ又は買い入れるおそれがあると認めるとき。

二　第十五条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒むとき。

三　第十六条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

四　第十六条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

五　その他農林省令で定める理由があるとき。

（交換）

第十九条　事業団は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第六章　雑則

（法の適用）

第二十条　法第三条、第四条、第三十八条第一項第一号及び第二号並びに第三項、第三十九条から第四十四条まで並びに第四十六条第一項第一号の規定は、法第二条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2　安定指標価格及び基準取引価格が定められている場合には、法第五条第一項中「安定基準価格に達しない」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。）第十一条第一項第二号の基準取引価格（以下「基準取引価格」という。）に達しない」と、「原料乳」とあるのは「暫定措置法第二条第一項に規定する加工原料乳（以下「加工原料乳」という。）」と、「安定基準価格に達する」とあるのは「基準取引価格に達する」と、法第六条第一項中「原料乳の価格」とあるのは「加工原料乳の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、同条第四項及び第六十四条第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とする。

3　この法律の規定により事業団の業務が行なわれる場合には、法第三十八条第二項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務及び暫定措置法第三条第一項に規定する業務」と、法第四十八条第一項中「第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）及び同項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理」とあるのは「第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理、同項第六号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理並びに暫定措置法第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理」と、法第五十六条の二中「業務として交付する補助金」とあるのは「業務として交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金」と、法第五十八条第二項中「この法律」とある

のは「この法律又は暫定措置法」と、法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項若しくは暫定措置法第四条第一項」と、法第六十二条第一項中「相当する額」とあるのは「相当する額と暫定措置法第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額との合計額」と、法第六十三条第一号中「第四十二条各号、第四十五条の二」とあるのは「第四十五条の二」と、同条第三号中「第四十二条、第五十二条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、法第六十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同条第六号中「第三十八条第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項若しくは第二項又は暫定措置法第三条第一項」とする。

（事業団に対する交付金）

第二十一条　政府は、予算の範囲内で、事業団に対し、第三条第一項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

2　政府は、前項の規定によるほか、第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第二項に規定する繰越欠損金がある場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で、事業団に対し、その補てんに充てるため、交付金を交付することができる。

（協議）

第二十二条　農林大臣は、第十三条の承認をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

2　農林大臣は、第十七条の承認をしようとするとき、又は同条各号の農林省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第二十三条　農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは指定乳製品その他第二条第一項の政令で定める乳製品の生産者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　罰則

（罰則）

第二十四条　第十四条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五条　第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十七条　第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第十一条第六項、第十項及び第十一項並びに次項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2　第五条の指定に関する手続及び保証価格等の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行なうことができる。

3　昭和四十一年度の保証価格等の決定については、第十一条第五項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

4　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中「畜産物の価格安定等に関する法律により主要な畜産物の価格の安定に関する重要事項を調査審議すること」を「畜産物の価格安定等に関する法律及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと」に改める。

（法務・大蔵・農林・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号（昭四〇・六・二）

◎農地開発機械公団法の一部を改正する法律

農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

第一条中「農地の造成」を「農用地の造成」に、「その効果的な運用を行い」を「その効果的な運用を行なうとともに、農事組合法人等が行なう乳牛又は肉用牛の飼養の事業の用に供する草地及び農業用施設の造成等を一体として行ない」に改める。

第七条中「理事三人以内」を「理事四人以内」に改める。

第八条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第十八条第一項第一号中「農地」を「農用地」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同

号を同項第七号とし、同項第三号中「乳牛の売渡を行うこと。」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号中「農地」を「農用地」に改め、「工事を行うこと。」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の三号を加える。

三　農事組合法人若しくは農業（これとあわせ行なう林業を含む。）及びこれに附帯する事業のみを行なうその他の法人で農民が主たる構成員であるもの（農林省令で定めるものに限る。）が行なう乳牛若しくは肉用牛の飼養の事業又は地方公共団体、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行なう乳牛若しくは肉用牛の育成の事業の用に供する草地（主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。以下同じ。）につき、委託を受けてその造成又は改良の工事を行なうこと。

四　前号の規定による造成又は改良の工事に係る草地とあわせて同号の飼養の事業又は育成の事業の用に供する畜舎その他の農業用施設の造成及び売渡しを行なうこと。

五　前号の規定による売渡しとあわせて、第三号の飼養の事業に係る乳牛若しくは肉用牛又は同号の飼養の事業若しくは育成の事業の用に供する機械等その他農林省令で定める物の売渡しを行なうこと。

第十八条第二項中「同項第一号及び第二号」を「同項第一号から第四号まで」に、「農地」を「農用地」に改め、同条第三項中「第一項第一号及び第二号並びに」を「同項第一号から第四号まで及び」に改め、同条に次の二項を加える。

4　農林大臣は、公団に対し、第一項第三号から第五号までに掲げる業務につき、これらに係る事業が一体として円滑に行なわれるため必要な指示をすることができる。

5　農林大臣は、第一項第三号又は第五号の規定により農林省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十四条の見出しを「（借入金及び農地開発機械公団債券）」に改め、同条に次の六項を加える。

5　公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、農地開発機械公団債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

6　債券の債権者及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8　公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の見出しを削る。

第二十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付をすることができる」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

3　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を

経た金額の範囲内において、第二十四条第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証契約をすることができる。

第二十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。

第三十二条第一号中「若しくは第三項ただし書」を「、第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。

第六章中第三十八条の次に次の一条を加える。

（他の法令の準用）

第三十八条の二　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百十四号（昭四〇・六・二）

◎電波法の一部を改正する法律

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十キロサイクルから三百万メガサイクルまで」を「三百万メガサイクル以下」に改める。

第四十一条を次のように改める。

（免許）

第四十一条　無線従事者になろうとする者は、郵政大臣の免許を受けなければならない。

2　無線従事者の免許は、前条第一項の資格別に行なう無線従事者国家試験に合格した者でなければ、受けることができない。ただし、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士又は電話級アマチュア無線技士の資格の無線従事者の養成課程で郵政大臣が郵政省令で定める基準に適合するものであることの認定したものを修了した者（第四十八条後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、当該期間を経過しないものを除く。）が郵政省令で定

めるところにより当該養成課程に係る資格の免許を受ける場合は、この限りでない。

3　無線従事者の免許の申請は、無線従事者国家試験に合格した日又は前項に規定する養成課程を修了した日から三箇月以内に行なわなければならない。

第四十九条中「手続的事項」の下に「、第四十一条第二項ただし書の認定に関する事項」を加える。

第五十六条中「他の無線局」の下に「又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の郵政省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で郵政大臣が指定するもの」を加え、同条に次の三項を加える。

2　前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。

3　郵政大臣は、第一項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、郵政省令で定める事項を公示しなければならない。

4　前二項に規定するもののほか、指定の申請の手続、指定の基準、指定の取消しその他の第一項に規定する指定に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六十四条第一項ただし書中「安全信号」を「安全通信（通報の部分を除く。）」に改める。

第七十条の六中「第六十四条第一項（第一沈黙時間）」を「第六十四条（沈黙時間）」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（非常の場合の通信体制の整備）

第七十四条の二　郵政大臣は、前条第一項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

2　郵政大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人の協力を求めることができる。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四十九条」を「第四十一条第二項ただし書（無線従事者の養成課程に関する認定の基準）、第四十九条」に改める。

第百条第二項中「通信」の下に「（郵政大臣がその公示する場所において行なう電波の監視を含む。）」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に免許又は第八条の予備免許を受けている無線局については、その免許又は予備免許に係る免許の有効期間内は、改正後の第五十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭四〇・六・二）

◎新東京国際空港公団法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十九条）
第三章　業務（第二十条―第二十四条）
第四章　財務及び会計（第二十五条―第三十五条）
第五章　監督（第三十六条・第三十七条）
第六章　雑則（第三十八条―第四十条）
第七章　罰則（第四十一条―第四十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　新東京国際空港公団は、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行なうこと等により、航空輸送の円滑化を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、わが国の国際的地位の向上に寄与することを目的とする。

（新東京国際空港）

第二条　新東京国際空港は、次の要件を備える公共用飛行場として、東京都の周辺の地域で政令で定める位置に設置するものとする。

一　長期にわたつての航空輸送需要に対応することができるものであること。

二　将来における主要な国際航空路線の用に供することができるものであること。

（法人格）

第三条　新東京国際空港公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公団は、運輸大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条　公団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3　公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第六条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条　公団でない者は、新東京国際空港公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十条　総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、公団の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は運輸大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十一条　総裁及び監事は、運輸大臣が任命する。

2　副総裁及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

（役員の任期）

第十二条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十三条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　新東京国際空港に係る施設を使用して事業を営む者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前二号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十四条　運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十五条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十六条　公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第十七条　総裁及び副総裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十八条　公団の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十九条　公団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第二十条　公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　新東京国際空港の設置及び管理を行なうこと。

二　新東京国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理を行なうこと。

三　新東京国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。

四　前三号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2　公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ運輸大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができる。

一　前項第三号に規定する施設以外の施設で、新東京国際空港を利用する者の利便を確保するために当該空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。

二　委託に基づき、飛行場の工事並びに飛行場に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

（基本計画）

第二十一条　運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

（業務の実施）

第二十二条　公団は、第二十条第一項第一号及び第二号の業務については、前条の基本計画に従い、かつ、航空法で定めるところにより、これを行なわなければならない。

第二十三条　公団は、第二十条第一項第三号又は同条第二項第一号の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

（業務方法書）

第二十四条　公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十五条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十六条　公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十七条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理並びに納付金）

第二十八条　公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2　公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

（借入金及び新東京国際空港債券）

第二十九条　公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は新東京国際空港債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　公団は、運輸大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第三十一条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十二条　公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第三十三条　公団は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十四条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（運輸省令への委任）

第三十五条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十六条　公団は、運輸大臣が監督する。

2　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十七条　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十八条　公団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十九条　運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十一条の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

二　第二十四条第一項、第二十六条、第二十九条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十一条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。

三　第二十四条第二項又は第三十五条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

四　第二十七条第一項又は第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

五　第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第四十条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

（罰則）

第四十一条　第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十六条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第四十三条　第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律中第二条の規定は公布の日から、その他の規定は同条の政令の公布の日後において政令で定める日から施行する。

（公団の設立）

第二条　運輸大臣は、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条　運輸大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第三項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（日本国有鉄道から公団に転出した復帰希望職員に関する公共企業体職員等共済組合法の特例）

第六条　公団の成立の際現に日本国有鉄道の職員である国鉄共済組合の組合員（公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号。以下この条において「法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において「組合員」という。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公団に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団職員」という。）となるため退職した場合において、その者が、公団職員となつた日から六十日以内に、国鉄共済組合の運営規則で定めるところにより、その引き続く公団職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下この条において「復帰したとき」という。）の法第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を国鉄共済組合に申し出たときは、当該退職（以下この条において「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公団職員として在職する間、その支払を差し止める。

2　復帰希望職員が引き続き公団職員として在職し、引き続き復帰したとき（その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。）は、法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3　復帰希望職員及び公団については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、法第六章（第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十五条第一項中「組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「組合員」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団若しくは公共企業体」と読み替えるものとする。

4　復帰希望職員が引き続き公団職員として在職しなくなつたとき（引き続き日本国有鉄道に復帰したときを除く。）は、国鉄共済組合は、運輸省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（経過規定）

第七条　この法律の施行の際現に新東京国際空港公団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条　公団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第九条　公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（航空法の一部改正）

第十条　航空法の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「運輸大臣以外の者」を「運輸大臣及び新東京国際空港公団以外の者」に改める。

第五十六条を第五十五条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（新東京国際空港等の設置又は管理）

第五十五条の三　新東京国際空港公団は、新東京国際空港若しくは新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第二十条第一項第二号の航空保安施設を設置し、又は当該空港若しくは航空保安施設に運輸省令で定める重要な変更を加えようとするときは、運輸省令で定めるところにより、同法第二十一条の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　第三十八条第三項、第三十九条（第一項第三号及び第四号に係るものを除く。）及び第四十条の規定は、前項の工事実施計画の認可について準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定は、新東京国際空港を設置しようとする場合における前項前段の規定による工事実施計画の認可以外の工事実施計画の認可については、当該認可に係る工事実施計画の実施により新東京国際空港の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずることとなる場合に限り準用する。

3　前項の場合において、第四十条中「第四十三条第一項」とあるのは、「第五十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

第五十六条　第四十二条、第四十四条（供用の休止に関する部分に限る。）、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項、第五十四条並びに第五十四条の二の規定は、新東京国際空港公団が設置する新東京国際空港又は前条第一項の航空保安施設について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第四十三条第一項」とあるの